平成17年（第７回）山鹿市議会12月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　会　議	委員会
1	12月　6日	火	開会・提案理由説明	
2	12月　7日	水	本会議なし	
3	12月　8日	木		
4	12月　9日	金	発言通告締切（正午まで）	
5	12月　10日	(土)	休会	
6	12月　11日	(日)		
7	12月　12日	月	本会議なし	
8	12月　13日	火	質疑・一般質問	
9	12月　14日	水	質疑・一般質問・委員会付託	
１０	12月　15日	木	本会議なし	経済観光
１１	12月　16日	金		文教厚生
１２	12月　17日	(土)	休会	
１３	12月　18日	(日)		
１４	12月　19日	月	本会議なし	建設環境
１５	12月　20日	火		総務企画
１６	12月　21日	水		議会運営
１７	12月　22日	木	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成17年（第７回）山鹿市議会12月定例会

目　次

第１号（12月６日）

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 4
３．出席議員 …… 5
４．説明のため出席した者 …… 5
５．事務局職員出席者 …… 6
６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 8
７．日程第２　会期の決定 …… 8
８．日程第３　議案第136号～議案第191号
　　報告第10号 …… 8
９．提案理由の説明 …… 10
（１）議案第136号（西田総務部長） …… 10
（２）議案第137号（西田総務部長） …… 10
（３）議案第138号（西田総務部長） …… 11
（４）議案第139号（西田総務部長） …… 11
（５）議案第140号（西田総務部長） …… 11
（６）議案第141号（福田企画振興部長） …… 13
（７）議案第142号（森市民福祉部長） …… 13
（８）議案第143号（森市民福祉部長） …… 13
（９）議案第144号（森市民福祉部長） …… 13
(10) 議案第145号（森市民福祉部長） …… 13
(11) 議案第146号（森市民福祉部長） …… 14
(12) 議案第147号（森市民福祉部長） …… 14
(13) 議案第148号（蔵原経済部長） …… 14
(14) 議案第149号（蔵原経済部長） …… 14
(15) 議案第150号（蔵原経済部長） …… 14
(16) 議案第151号（蔵原経済部長） …… 14
(17) 議案第152号（蔵原経済部長） …… 15
(18) 議案第153号（蔵原経済部長） …… 15
(19) 議案第154号（蔵原経済部長） …… 15

(20) 議案第155号（蔵原経済部長） …… 15
(21) 議案第156号（蔵原経済部長） …… 15
(22) 議案第157号（蔵原経済部長） …… 15
(23) 議案第158号（蔵原経済部長） …… 15
(24) 議案第159号（蔵原経済部長） …… 15
(25) 議案第160号（蔵原経済部長） …… 16
(26) 議案第161号（蔵原経済部長） …… 16
(27) 議案第162号（蔵原経済部長） …… 16
(28) 議案第163号（蔵原経済部長） …… 16
(29) 議案第164号（蔵原経済部長） …… 16
(30) 議案第165号（蔵原経済部長） …… 16
(31) 議案第166号（蔵原経済部長） …… 16
(32) 議案第167号（池田建設部長） …… 16
(33) 議案第168号（田中教育長） …… 17
(34) 議案第169号（田中教育長） …… 18
(35) 議案第170号（田中教育長） …… 18
(36) 議案第171号（田中教育長） …… 18
(37) 議案第172号（田中教育長） …… 18
(38) 議案第173号（田中教育長） …… 18
(39) 議案第174号（田中教育長） …… 18
(40) 議案第175号（田中教育長） …… 18
(41) 議案第176号（田中教育長） …… 18
(42) 議案第177号（田中教育長） …… 19
(43) 議案第178号（田中教育長） …… 19
(44) 議案第179号（西田総務部長） …… 19
(45) 議案第180号（森市民福祉部長） …… 21
(46) 議案第181号（角野市民福祉部次長） …… 22
(47) 議案第182号（清田病院事務部長） …… 22
(48) 議案第183号（熊野環境部長） …… 23
(49) 議案第184号（蔵原経済部長） …… 24
(50) 議案第185号（蔵原経済部長） …… 24
(51) 議案第186号（蔵原経済部長） …… 25
(52) 議案第187号（池田建設部長） …… 25
(53) 議案第188号（池田建設部長） …… 25

(54) 議案第189号（杉焼助役） …… 26
(55) 議案第190号（杉焼助役） …… 26
(56) 議案第191号（杉焼助役） …… 27
(57) 報告第10号（福田企画振興部長） …… 27
10. 散　会 …… 27

第２号（12月13日）

１．議事日程 …… 31
２．本日の会議に付した事件 …… 32
３．出席議員 …… 32
４．説明のため出席した者 …… 33
５．事務局職員出席者 …… 34
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 35
（１）永田紘二議員第１回目一般質問 …… 35
〇福田企画振興部長答弁 …… 36
〇西田総務部長答弁 …… 37
〇池田建設部長答弁 …… 37
〇熊野環境部長答弁 …… 38
（２）永田紘二議員第２回目一般質問 …… 39
〇杉焼助役答弁 …… 40
〇池田建設部長答弁 …… 41
（３）永田紘二議員第３回目一般質問 …… 42
〇中嶋市長答弁 …… 44
〇福田企画振興部長答弁 …… 45
〇池田建設部長答弁 …… 45
（４）森　久雄議員第１回目一般質問 …… 46
〇西田総務部長答弁 …… 49
〇中嶋市長答弁 …… 51
〇杉焼助役答弁 …… 52
（５）森　久雄議員第２回目一般質問 …… 55
〇西田総務部長答弁 …… 58
〇中嶋市長答弁 …… 58
〇杉焼助役答弁 …… 59
〇蔵原経済部長答弁 …… 60

○杉燒助役答弁 …… 60
（６）早田順一議員第１回目一般質問 …… 61
○田中教育長答弁 …… 62
○森市民福祉部長答弁 …… 64
（７）早田順一議員第２回目一般質問 …… 64
○田中教育長答弁 …… 65
○中嶋市長答弁 …… 65
（８）早田順一議員第３回目一般質問 …… 66
○田中教育長答弁 …… 66
○中嶋市長答弁 …… 67
（９）堀　茂幸議員第１回目一般質問 …… 67
○田中教育長答弁 …… 69
○西田総務部長答弁 …… 69
(10) 堀　茂幸議員第２回目一般質問 …… 70
○西田総務部長答弁 …… 71
○福田企画振興部長答弁 …… 72
(11) 堀　茂幸議員第３回目一般質問 …… 72
○西田総務部長答弁 …… 73
○福田企画振興部長答弁 …… 73
(12) 池田誠一議員第１回目一般質問 …… 74
○清田病院事務部長答弁 …… 76
○角野市民福祉部次長答弁 …… 76
○田中教育長答弁 …… 77
(13) 池田誠一議員第２回目一般質問 …… 78
○清田病院事務部長答弁 …… 80
○角野市民福祉部次長答弁 …… 80
○田中教育長答弁 …… 81
○森市民福祉部長答弁 …… 81
(14) 池田誠一議員第３回目一般質問 …… 82
○清田病院事務部長答弁 …… 84
○森市民福祉部長答弁 …… 84
○福田企画振興部長答弁 …… 84
(15) 太田黒鐵郎議員第１回目一般質問 …… 85
○蔵原経済部長答弁 …… 88

○中嶋市長答弁 …… 89
(16) 太田黒鐵郎議員第２回目一般質問 …… 89
○蔵原経済部長答弁 …… 91
○杉燒助役答弁 …… 92
(17) 太田黒鐵郎議員第３回目一般質問 …… 93
(18) 古荘克郎議員第１回目一般質問 …… 93
○中嶋市長答弁 …… 94
(19) 古荘克郎議員第２回目一般質問 …… 95
○中嶋市長答弁 …… 96
(20) 古荘克郎議員第３回目一般質問 …… 97
○中嶋市長答弁 …… 98
７．散　会 …… 99

第３号（12月14日）

１．議事日程 ……103
２．本日の会議に付した事件 ……105
３．出席議員 ……105
４．説明のため出席した者 ……106
５．事務局職員出席者 ……107
６．日程第１　質疑・一般質問 ……108
（１）原　　徹議員第１回目質疑・一般質問 ……108
○福田企画振興部長答弁 ……111
○森市民福祉部長答弁 ……111
○池田水道局長答弁 ……111
○清田病院事務部長答弁 ……112
（２）原　　徹議員第２回目質疑・一般質問 ……113
○森市民福祉部長答弁 ……116
○池田水道局長答弁 ……116
○清田病院事務部長答弁 ……116
（３）原　　徹議員第３回目質疑・一般質問 ……117
○中嶋市長答弁 ……119
（４）北原昭三議員第１回目一般質問 ……119
○森市民福祉部長答弁 ……122
（５）北原昭三議員第２回目一般質問 ……124

（６）川野　功議員第１回目一般質問 ……125
〇蔵原経済部長答弁 ……128
〇田中教育長答弁 ……129
〇西田総務部長答弁 ……132
（７）川野　功議員第２回目一般質問 ……132
〇池田建設部長答弁 ……134
〇田中教育長答弁 ……136
〇西田総務部長答弁 ……137
（８）川野　功議員第３回目一般質問 ……137
〇池田建設部長答弁 ……138
（９）島田節男議員第１回目一般質問 ……139
〇角野市民福祉部次長答弁 ……141
〇熊野環境部長答弁 ……142
〇西田総務部長答弁 ……143
(10) 島田節男議員第２回目一般質問 ……144
〇中嶋市長答弁 ……146
〇熊野環境部長答弁 ……146
〇西田総務部長答弁 ……147
(11) 島田節男議員第３回目一般質問 ……147
〇中嶋市長答弁 ……148
(12) 西牟田長議員第１回目質疑・一般質問 ……148
〇蔵原経済部長答弁 ……149
〇西田総務部長答弁 ……150
〇蔵原経済部長答弁 ……150
(13) 西牟田長議員第２回目質疑・一般質問 ……151
〇中嶋市長答弁 ……152
(14) 西牟田長議員第３回目質疑・一般質問 ……153
(15) 芹川正美議員第１回目一般質問 ……153
〇蔵原経済部長答弁 ……154
(16) 芹川正美議員第２回目一般質問 ……155
〇蔵原経済部長答弁 ……155
(17) 芹川正美議員第３回目一般質問 ……156
(18) 吉本政幸議員第１回目一般質問 ……156
〇田中教育長答弁 ……158

○西田総務部長答弁 ……159
(19) 吉本政幸議員第２回目一般質問 ……160
○田中教育長答弁 ……162
○西田総務部長答弁 ……164
○田中教育長答弁 ……164
(20) 吉本政幸議員第３回目一般質問 ……165
７．日程第２　委員会付託 ……166
８．散　会 ……167

第４号（12月22日）

１．議事日程 ……171
２．本日の会議に付した事件 ……173
３．出席議員 ……175
４．説明のため出席した者 ……176
５．事務局職員出席者 ……177
６．日程第１　議案第136号～議案第191号
請願第２号～請願第４号
陳情第１号、陳情第３号～陳情第５号 ……178
７．各常任委員長の報告 ……180
（１）経済観光常任委員長報告 ……180
（２）文教厚生常任委員長報告 ……182
（３）建設環境常任委員長報告 ……184
（４）総務企画常任委員長報告 ……185
８．質　疑 ……186
９．討　論 ……186
10．採　決 ……187
11．日程第２　議員提出議案第９号～議員提出議案第12号 ……190
12．提案理由の説明 ……191
（１）議員提出議案第９号（横手啓介議員） ……191
（２）議員提出議案第10号（横手啓介議員） ……191
（３）議員提出議案第11号（横手啓介議員） ……191
（４）議員提出議案第12号（横手啓介議員） ……191
13．質　疑 ……191
14．討　論 ……191

15. 採　決 …… 191
16. 日程追加　日程第３　意見書案第６号～意見書案第７号 …… 192
（１）意見書案第６号（職員朗読） …… 193
（２）意見書案第７号（職員朗読） …… 194
17. 質　疑 …… 197
18. 討　論 …… 198
19. 採　決 …… 198
20. 閉　会 …… 198

１２月 ６ 日（火曜日）

平成17年（第７回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成17年12月６日（火曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第136号　山鹿市議会政務調査費の交付に関する条例

議案第137号　教育長の給与の特例に関する条例

議案第138号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第139号　長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

議案第140号　山鹿市鹿本第２分団消防団拠点施設条例の一部を改正する条例

議案第141号　山鹿市市民会館条例の一部を改正する条例

議案第142号　山鹿市福祉会館条例の一部を改正する条例

議案第143号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例

議案第144号　山鹿市鹿央地域福祉センター条例の一部を改正する条例

議案第145号　山鹿市らんらんハウス条例の一部を改正する条例

議案第146号　山鹿市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例

議案第147号　山鹿市立児童館条例の一部を改正する条例

議案第148号　山鹿市木工体験施設条例の一部を改正する条例

議案第149号　山鹿市山村・都市交流施設条例の一部を改正する条例

議案第150号　山鹿市一本松農村公園条例の一部を改正する条例

議案第151号　山鹿市鹿央生産物直売所条例の一部を改正する条例

議案第152号　山鹿市鹿央ふるさと親木館条例の一部を改正する条例

議案第153号　山鹿市特産工芸村条例の一部を改正する条例

議案第154号　山鹿市鞠智城跡物産館条例の一部を改正する条例

議案第155号　山鹿市水辺プラザかもと条例の一部を改正する条例

議案第156号　山鹿市道の駅小栗郷条例の一部を改正する条例

議案第157号　山鹿市小栗郷カントリーパーク条例の一部を改正する条例

議案第158号　山鹿灯籠民芸館条例の一部を改正する条例

議案第159号　山鹿市矢谷渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例

議案第160号　岳間渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例

議案第161号　山鹿市鹿北ふれあい会館条例の一部を改正する条例

議案第162号　山鹿市瞑想の森公園条例の一部を改正する条例

議案第163号　山鹿市鹿本農村公園条例の一部を改正する条例
議案第164号　山鹿市鹿央農産物加工施設条例の一部を改正する条例
議案第165号　山鹿市有機液肥供給施設条例の一部を改正する条例
議案第166号　山鹿市幸の国有機センター条例の一部を改正する条例
議案第167号　山鹿バスセンター条例
議案第168号　山鹿市稲田地域交流センター条例の一部を改正する条例
議案第169号　山鹿市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
議案第170号　山鹿市本分地区多目的集会施設条例の一部を改正する条例
議案第171号　山鹿市農業集落多目的集会施設条例の一部を改正する条例
議案第172号　山鹿市鹿本ふれあい木香館条例の一部を改正する条例
議案第173号　八千代座等条例の一部を改正する条例
議案第174号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例
議案第175号　山鹿市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例
議案第176号　山鹿市教育集会所条例の一部を改正する条例
議案第177号　山鹿市くらしの歴史館条例の一部を改正する条例
議案第178号　山鹿市文化財保護条例の一部を改正する条例
議案第179号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）
議案第180号　平成17年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第181号　平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第182号　平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号）
議案第183号　平成17年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）
議案第184号　字の区域変更について
議案第185号　字の区域変更について
議案第186号　字の区域変更について
議案第187号　市道路線の認定について
議案第188号　市道路線の認定について
議案第189号　教育委員会委員の任命について
議案第190号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第191号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
報告第10号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	北原昭三君
２番	芹川正美君
３番	藤原　豊君
４番	立山秀木君
５番	立山　隆君
６番	原　徹君
７番	平井邦廣君
８番	吉本政幸君
９番	池田誠一君
10番	堀　茂幸君
11番	永田紘二君
12番	森川昭彦君
13番	早田順一君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市　長　中嶋憲正君

助役	杉焼義文君
収入役	永田忠晴君
教育長	田中　宏君
総務部長	西田秀行君
企画振興部長	福田憲之君
市民福祉部長	森　和芳君
経済部長	蔵原栄一君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
水道局長	池田幸一君
病院事務部長	清田辰郎君
鹿本総合支所長	芹川孝弘君
市民福祉部次長	角野恵子君
経済部次長	北井孝範君
経済部次長	有尾隆俊君
教育次長	八木田達博君
総務課長	星子四郎君
職員課長	黒田賢二君
企画振興課長	寺崎泰和君
福祉課長	富田辰郎君
建設課長	酒井博士君
監査事務局長兼選管事務局長	幸村英星君
病院管理課長	田上信博君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
議事係長	今坂英俊君
議会総務係主任	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開会

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

おはようございます。ただいまから平成17年（第７回）山鹿市議会12月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長から発言の申し出があっておりますので、許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

おはようございます。議長のお許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成17年12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末大変お忙しい中にもかかわりませず全員ご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

早いものでことしも師走を迎えましたが、議員各位には日々の議員活動を通しての地域づくりを初め、市行政の多面にわたりご指導、ご支援をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、夏から秋にかけ、山鹿市全域にわたり多彩な催しが開催され、ご案内をいただいた会場では多くの事を学ぶことができました。保育園、幼稚園ではそれぞれに特徴ある幼少期の指導がなされ、小中学校にあっても、各学校ともに確かな学校経営方針に沿った初等、中等教育の実践を確認することができました。また、各地域、集落での催しに見ましても、それぞれに工夫と創造に満ちた住民主導による祭り、イベントであり、歴史や文化を尊重し、次世代への継承に思いを寄せる多くの方々のエネルギーを感じることができました。誕生間もない郷土にあって、それぞれのお立場と使命感を喚起され、地域づくりや活性化に惜しみない労を提供いただく数多い市民の皆様の存在を改めて理解することもでき、ありがたさと力強さを感じたところでございます。このような市民の方々とともに汗をかき、住民主導、協働の行政運営に意を配してまいりたいと考えております。今後にありましても、市議会議員皆様のご理解、ご指導のほど、よろしくお願いを申し上げます。

この後、今議会上程議案の説明を申し上げます。慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

○議長（高野誠二君）

直ちに本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（高野誠二君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において早田順一議員、川野　功議員を指名いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（高野誠二君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月22日までの17日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　議案第136号～議案第191号

報告第10号

○議長（高野誠二君）

日程第３、議案第136号から報告第10号までの全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議案第136号　山鹿市議会政務調査費の交付に関する条例

議案第137号　教育長の給与の特例に関する条例

議案第138号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第139号　長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

議案第140号　山鹿市鹿本第２分団消防団拠点施設条例の一部を改正する条例

議案第141号　山鹿市市民会館条例の一部を改正する条例

議案第142号　山鹿市福祉会館条例の一部を改正する条例

議案第143号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例

議案第144号　山鹿市鹿央地域福祉センター条例の一部を改正する条例

議案第145号　山鹿市らんらんハウス条例の一部を改正する条例

議案第146号　山鹿市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例

議案第147号　山鹿市立児童館条例の一部を改正する条例

議案第148号　山鹿市木工体験施設条例の一部を改正する条例

議案第149号　山鹿市山村・都市交流施設条例の一部を改正する条例

議案第150号　山鹿市一本松農村公園条例の一部を改正する条例
議案第151号　山鹿市鹿央生産物直売所条例の一部を改正する条例
議案第152号　山鹿市鹿央ふるさと親木館条例の一部を改正する条例
議案第153号　山鹿市特産工芸村条例の一部を改正する条例
議案第154号　山鹿市鞠智城跡物産館条例の一部を改正する条例
議案第155号　山鹿市水辺プラザかもと条例の一部を改正する条例
議案第156号　山鹿市道の駅小栗郷条例の一部を改正する条例
議案第157号　山鹿市小栗郷カントリーパーク条例の一部を改正する条例
議案第158号　山鹿灯籠民芸館条例の一部を改正する条例
議案第159号　山鹿市矢谷渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例
議案第160号　岳間渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例
議案第161号　山鹿市鹿北ふれあい会館条例の一部を改正する条例
議案第162号　山鹿市瞑想の森公園条例の一部を改正する条例
議案第163号　山鹿市鹿本農村公園条例の一部を改正する条例
議案第164号　山鹿市鹿央農産物加工施設条例の一部を改正する条例
議案第165号　山鹿市有機液肥供給施設条例の一部を改正する条例
議案第166号　山鹿市幸の国有機センター条例の一部を改正する条例
議案第167号　山鹿バスセンター条例
議案第168号　山鹿市稲田地域交流センター条例の一部を改正する条例
議案第169号　山鹿市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
議案第170号　山鹿市本分地区多目的集会施設条例の一部を改正する条例
議案第171号　山鹿市農業集落多目的集会施設条例の一部を改正する条例
議案第172号　山鹿市鹿本ふれあい木香館条例の一部を改正する条例
議案第173号　八千代座等条例の一部を改正する条例
議案第174号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例
議案第175号　山鹿市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例
議案第176号　山鹿市教育集会所条例の一部を改正する条例
議案第177号　山鹿市くらしの歴史館条例の一部を改正する条例
議案第178号　山鹿市文化財保護条例の一部を改正する条例
議案第179号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）
議案第180号　平成17年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第181号　平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第182号　平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号）
議案第183号　平成17年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）

議案第184号　字の区域変更について
議案第185号　字の区域変更について
議案第186号　字の区域変更について
議案第187号　市道路線の認定について
議案第188号　市道路線の認定について
議案第189号　教育委員会委員の任命について
議案第190号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第191号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
報告第10号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告について

○

○議長（高野誠二君）

提案理由の説明を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

おはようございます。議案第136号　山鹿市議会政務調査費の交付に関する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、平成12年５月地方自治法の改正により、地方議会の制度改革の一つとして設けられた制度であります。山鹿市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付するため条例を制定するものであります。

主な内容についてご説明いたします。第３条は、交付額及び交付方法でございます。月額２万円を毎年度４月に当該年度分を交付するものです。第４条は、交付後に議員でなくなられた場合の返還規定でございます。第５条は、政務調査費の使途基準でありまして、別に定める基準に従いまして市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外には充ててはならないこととしております。第６条は、収支報告書の規定でありまして、政務調査費に係る収入及び支出の収支報告書を毎年４月30日までに議長に提出しなければならないというものであります。そのほか、第７条には、支出した残余の額の政務調査費の返還規定、第８条には、収支報告書の保存期間を規定いたしております。

附則としまして、この条例は平成18年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第137号　教育長の給与の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

本年２月の会計検査で指摘されました平成12年度、平成15年度の埋蔵文化財発掘調査報告書が未刊行であったことにつきまして、教育長の平成18年１月分の給料を100分の10減額する条例であります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第138号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、現在旧４町の職員の退職手当事務につきましては、熊本県市町村総合事務組合に加入しております。以前の退職手当組合でありますが、これを本年度末脱退することに伴い条例を改正する必要があり提案するものであります。

附則第２項は、旧４町の職員については市町村退職手当条例を適用するという条項ですが、これを削除し、第３項から第12項までを１項ずつ繰り上げるものでございます。附則としまして、この条例は平成18年４月１日から施行いたします。

次に、議案第139号　長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約の締結に関しまして、予算で債務負担行為を設定することなく長期継続契約を締結することを可能とするため条例を制定する必要があり提案するものでございます。

具体的な内容についてご説明いたします。第２条は、長期継続契約を締結することができる契約の種類について定めるものでございます。物品の賃貸借契約及び役務の提供を受ける契約において、複数年度にわたり規則で定めのものについて長期の継続契約を締結することを可能とするものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第140号でございます。この議案について説明申し上げます前に、総括的なご説明をさせていただきたいと思います。

公の施設につきましては、地方自治法の改正により施設の管理を公共的団体等に管理させることができる管理委託制度が廃止され、指定管理者制度に移行しました。これに伴い、本市の公の施設のうち、地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく指定管理者に管理を行わせる施設について、それぞれ施設に関する条例の改正を28件お願いするものです。

また、指定管理者による管理としない場合でも、その施設に関する条例に施設の管理を委託することができるという条項がある場合は、この条項を削除する必要があり、この条例改正を９件お願いするものでございます。

初めに指定管理者に関係する条例改正の標準的な例についてご説明いたします。お手元の資料をごらん願いたいと思います。色刷りのものです。左が現行の条例で、右が改正後の条例で、赤の部分が削除または加入するもので、青の部分が繰り下げるものでございます。右の第14条、第15条ですが、指定管理者による管理に関する条項、指定管理者の業務に関する条項を加えます。

また、使用料を指定管理者の収入とする場合、利用料金制度といいますけれども、この場合はこれに関する条項も第16条として加えることになります。

また、現在、規則において規定しております施設の休館日、開館日についての規定を、これは右の第４条、第５条になりますが、条例事項として加えることとしております。

続いて、施設の管理委託条項がある場合は、左の第14条ですけれども、これを削除することとします。

以上のように、条項の追加を行うこととなる場合には、条例改正の手順といたしまして、まず加入する条項の数ですけれども、その分を後ろの条項の繰り下げ、または削除を行い、そのあいた部分に新たな条項を挿入するということになります。

なお、附則につきましては、第１項において条例の施行日を公布の日とし、第２項において管理委託条項を削除したことに伴う経過措置を定めることといたします。

次に、指定管理者としませんけれども、施設の管理委託条項を削除する場合、直営ですけれども、この場合はその条項を削除し、次の第１条を繰り上げることになります。

以上が、自治法改正に伴う条例改正の総括的なことであります。

では、議案第140号　山鹿市鹿本第２分団消防団拠点施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この施設は、消防団の活動基盤の整備を図るため鹿本町梶屋に設置しているもので、施設管理を地元自治会に委託をしてお願いをしているところですけれども、指定管理者制度に伴う条例改正をお願いするものであります。

まず、施設の名称についてですが、市消防団の分団の名称を旧市町ごとの一連番号から市全体の一連番号に改めましたため、条例の題名と条文において「山鹿市鹿本第２分団消防団」を「山鹿市消防団第16分団」に改めます。

次に、先ほど総括的にご説明しましたとおり、条項の繰り下げと管理委託条項の削除を行い、指定管理者による管理に関する条項を第12条として、指定管理者の業務に関する条項を第13条として加えます。第12条第２項に市長の指定管理者への読みかえ規定がございますけれども、これは施設の利用承認、取り消し、利用の制限については指定管理者の権限とするためのものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

おはようございます。議案第141号　山鹿市市民会館条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

この施設は、市民の文化の向上と福祉の増進を図るため、市中心部のプラザファイブ内に大ホール及び会議室等を設置しているものでございまして、現在、財団法人山鹿市地域振興公社に管理委託しているものでございます。ただいま総務部長が総括的に趣旨を説明をいたしましたとおりで、指定管理者制度への移行に伴う改正でございます。

附則といたしまして、施行期日、経過措置を記載いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

おはようございます。議案第142号から議案第147号までの市民福祉部所管の施設に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

先ほど総務部長より総括的な条例改正の趣旨等の説明がされましたとおり、指定管理者制度への移行に伴うものであります。各議案の対象施設の目的、現状等を申し上げます。

まず、議案第142号　山鹿市福祉会館条例の一部を改正する条例について申し上げます。山鹿市福祉会館は、市民の福祉の増進と生活の向上を図るため、山鹿市山鹿に設置され、現在、山鹿市手をつなぐ育成会に管理委託しているものでございます。

次に、議案第143号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例についてでありますが、地域住民の健康増進施設として山鹿健康福祉センターと菊鹿健康福祉センターの２施設がございます。山鹿健康福祉センターは市が管理いたしております。また、菊鹿健康福祉センターは、菊鹿町にありますひまわり館でございまして、山鹿市社会福祉協議会に管理委託しております。

次に、議案第144号　山鹿市鹿央町地域福祉センター条例の一部を改正する条例について申し上げます。この施設も、地域住民の健康増進施設として鹿央町合里にありまして、業務の一部を山鹿市社会福祉協議会に委託しております。

次に、議案第145号　山鹿市らんらんハウス条例の一部を改正する条例について申し上げます。らんらんハウスは、地域交流施設として鹿本町の水辺プラザ敷地内にありまして、山鹿市社会福祉協議会に管理委託しているものでございます。

次に、議案第146号　山鹿市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例について申し上げます。老人の各種相談並びに健康増進、教養等に供与するための施設として山鹿老人福祉センター、鹿北老人福祉センター、鹿本高齢者コミュニティーセンター親和荘の３施設がありますが、それぞれの業務の一部を山鹿市社会福祉協議会に委託しているものでございます。

以上、提案いたしました５議案とも改正する条例の施行期日はいずれも公布の日から施行することとし、経過措置をあわせて附則に掲げております。

続きまして、議案第147号　山鹿市立児童館条例の一部を改正する条例について申し上げます。山鹿市立児童館の４館のうち、鹿本児童館につきましては施設管理を山鹿市社会福祉協議会に委託しているところですが、他の３館と同様、直営することとし、第16条を削除するものです。

なお、附則としてこの条例は平成18年４月１日から施行いたします。

以上、市民福祉部所管の指定管理者制度による施設に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

おはようございます。議案第148号から議案第160号まで、及び議案第161号から議案第166号につきましては経済部所管の施設に関するものでございます。先ほど総務部長より総括的な条例改正の趣旨等の説明がなされましたとおり、指定管理者制度への移行及び管理委託条項の削除に伴うものでございます。

まず、議案第148号　山鹿市木工体験施設条例の一部を改正する条例でございますが、山鹿市鹿北町の道の駅小栗郷に隣接しているものでございます。体験学習を通じて健全な青少年の育成と子どもや都市住民が自然と触れ合える環境の創出を図る目的の施設でございまして、現在、直営で管理しているものでございます。

次に、議案第149号　山鹿市山村・都市交流施設条例の一部を改正する条例でございますが、山鹿市菊鹿町にある、たかとり自然共育センター木馬館でございまして、山村と都市の交流を深め、地域の活性化に寄与し、文化の向上と福祉の増進を図る目的の施設でございます。現在、直営で管理しているものでございます。

次に、議案第150号　山鹿市一本松農村公園条例の一部を改正する条例でございます。山鹿市鹿本町にございまして、健康推進及び都市住民との交流を図る農村公園で、業務の一部をかもと物産振興会に委託しているものでございます。

次に、議案第151号　山鹿市鹿央生産物直売所条例の一部を改正する条例でござ

いますが、山鹿市鹿央町にございまして、市内の農産物及び特産物を展示直売する施設でございます。現在、味彩会に管理委託しているものでございます。

次に、議案第152号　山鹿市鹿央ふるさと親木館条例の一部を改正する条例でございますが、山鹿市鹿央町にございまして、木材の需要拡大及び木材産業の拡大を図る施設で、鹿央町ふるさと親木館管理組合に管理委託しているものでございます。

次に、議案第153号　山鹿市特産工芸村条例の一部を改正する条例でございますが、山鹿市菊鹿町にございまして、本市の魅力ある特性、特産を生かし、都市住民との交流を促進し、農林業と観光の振興を図る施設で、現在、株式会社あんずの丘に管理委託しているものでございます。

次に、議案第154号　山鹿市鞠智城跡物産館条例の一部を改正する条例でございますが、山鹿市菊鹿町にございまして、鞠智城跡の貴重な財産と特性を生かし交流を促進し、農林業と観光の振興を図る施設で、株式会社あんずの丘に管理委託しているものでございます。

次に、議案第155号　山鹿市水辺プラザかもと条例の一部を改正する条例でございますが、山鹿市鹿本町にございまして、山鹿市内外の住民が利用し、交流を行い、観光やイベントの情報を発信することで農業や観光の振興を図る施設で、株式会社鹿本町振興公社に管理委託しているものでございます。

次に、議案第156号　山鹿市道の駅小栗郷条例の一部を改正する条例でございます。山鹿市鹿北町にございまして、農林産物と特産を生かした食材提供の場を確保し、観光やイベントの情報発信を行い、都市住民との交流を促進することで農業や観光の振興を図る施設で、株式会社小栗郷に管理委託しているものでございます。

次に、議案第157号　山鹿市小栗郷カントリーパーク条例の一部を改正する条例でございます。山鹿市鹿北町の道の駅小栗郷に隣接しているものでございまして、都市住民と市民の憩いと安らぎの場である触れ合い交流基地として地域の活性化に資する施設で、現在、直営で管理しているものでございます。

次に、議案第158号　山鹿灯籠民芸館条例の一部を改正する条例でございます。山鹿市山鹿九日町にございまして、本市を代表する工芸品であります山鹿灯籠の保存、展示を目的とした施設で、現在、財団法人山鹿市地域振興公社に管理委託しているものでございます。

次に、議案第159号　山鹿市矢谷渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例でございます。山鹿市菊鹿町にございまして、魅力ある自然を生かし、都市住民との交流を促進することで農業と観光の振興を図るとともに、市民の憩いの場を提供することを目的とした施設で、現在、奥矢谷渓谷公園管理運営組合、矢谷渓谷番所テント村、矢谷渓谷観光開発社に管理委託しているものでございます。

次に、議案第160号　岳間渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例でございます。山鹿市鹿北町にございまして、豊かな自然環境にある森林を保護するとともに、都市住民と市民の憩いと安らぎの場である触れ合い交流基地として地域の活性化を目指すことを目的とした施設で、現在、岳間渓谷観光組合に管理委託しているものでございます。

なお、ご提案いたしました改正する条例の施行期日は公布の日から施行することとし、経過措置をあわせて附則に掲げております。

次に、議案第161号から166号は指定管理者の管理によらない場合でございますが、管理委託条項があるため、これを削除することに伴うものでございます。

議案第161号　山鹿市鹿北ふれあい会館条例の一部を改正する条例でございますが、直営で管理することとし、第14条及び第15条を削除するものでございます。

次に、議案第162号　山鹿市瞑想の森公園条例の一部を改正する条例でございますが、山鹿市鹿北町にある施設で、直営で管理することとし、第６条を削除するものでございます。

次に、議案第163号　山鹿市鹿本農村公園条例の一部を改正する条例でございますが、下分田、下古閑、川北、三つの農村公園でございます。直営で管理することとし、第11条を削除するものでございます。

次に、議案第164号　山鹿市鹿央農産物加工施設条例の一部を改正する条例でございますが、直営で管理することとし、第16条を削除するものでございます。

次に、議案第165号　山鹿市有機液肥供給施設条例の一部を改正する条例でございますが、鹿北有機液肥製造施設と菊鹿有機液肥供給施設の二つの施設でございます。直営で管理することとし、第18条を削除するものでございます。

次に、議案第166号　山鹿市幸の国有機センター条例の一部を改正する条例でございますが、山鹿市鹿北町にある施設で、直営で管理することとし、第14条を削除するものでございます。

以上、ご提案いたしました改正する条例の附則といたしまして、平成18年４月１日から施行するものでございます。

以上、経済部所管の指定管理者制度による施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

おはようございます。議案第167号　山鹿バスセンター条例についてご説明申し

上げます。路線バスの共通停留所に隣接します市有地の有効活用並びに交通ターミナル機能及び観光・物産の情報発信機能の充実を図り、本市の円滑な交通体系の確立に寄与するために交通拠点施設を設置するものでございます。

なお、来年４月に供用を開始する予定でございます。この交通拠点施設の設置及び管理に関する事項について条例を制定する必要があり、今回提案するものでございます。

１ページをお願いいたします。第２条は、施設の名称を山鹿バスセンター、位置を山鹿市中央通510番２とするものでございます。第４条及び第５条は、施設の開館日及び開館時間についての規定であり、路線バスの運行に合わせた規定となっております。

２ページをお願いいたします。第10条から第12条にかけては使用料に関する規定であります。区分と金額については４ページの別表に示しております。第13条は、指定管理者による管理に関する規定であります。他の公の施設と同様に、地方自治法第244条の２第３項の規定によりバスセンターの管理を指定管理者に行わせることができる旨を規定しております。

３ページをお願いいたします。指定管理者の業務につきましては第14条に規定するとおり、バスセンターの利用承認に関すること、施設や設備の維持及び修繕に関することのほか、指定管理者がバスセンターの管理上必要と認める業務となっております。第15条は利用料金に関する規定でございますが、バスセンターの管理を指定管理者が行う場合には、施設等の利用に係る料金を指定管理者に収受させることができるとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は規則で定める日から施行するものとしております。以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

おはようございます。議案第168号から議案第175号まで、及び議案第176号、177号については教育委員会所管の施設に関するもので、先ほど総務部長より総括的な条例改正の趣旨等の説明がなされておりましたとおり、指定管理者制度への移行に伴うものであります。

また、議案第178号については、文化財保護の補助員の名称を協力員へ変更するものであります。

まず、議案第168号　山鹿市稲田地域交流センター条例の一部を改正する条例に

ついてでありますが、鹿本町稲田にございまして、地域木材の需要促進と林業の振興を図り、地域のコミュニティー活動拠点として利用されています。管理委託を高橋区自治会にお願いしてあります。

次に、議案第169号　山鹿市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例についてでありますが、青少年の余暇活動の支援と職業意識の高揚を図るため、山鹿市山鹿中央公民館隣にございまして、山鹿市地域振興公社に管理委託しています。

次に、議案第170号　山鹿市本分地区多目的集会施設条例の一部を改正する条例についてですが、菊鹿町本分にございまして、地域木材の需要促進と林業の振興を図り、現在、地域のコミュニティー活動拠点として利用されています。管理委託を本分地区にお願いしてあります。

次に、議案第171号　山鹿市農業集落多目的集会施設条例の一部を改正する条例についてですが、地域の農業振興と住民の健康増進、連帯感向上を図るため、菊鹿町池永の池田地区及び酒造野地区に設置されています。管理委託はそれぞれ地元の池田地区と酒造野地区にお願いしてあります。

次に、議案第172号　山鹿市鹿本ふれあい木香館条例の一部を改正する条例についてですが、鹿本町来民にございまして、地域木材の需要促進と林業の振興を図り、地域住民の連帯感の向上と健康増進を目的として設置しています。管理委託を原部自治会と板東自治会にお願いしてあります。

次に、議案第173号　八千代座等条例の一部を改正する条例についてですが、本条例は、八千代座及び隣接する八千代座資料館新楽屋について改正したもので、すべてを山鹿市地域振興公社に管理委託しています。

次に、議案第174号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例についてですが、スポーツ振興と市民の体力向上に資するため設置している社会体育施設のうち、山鹿市石にございます山鹿市民スポーツセンター及び山鹿市山鹿の山鹿市民プールの２施設について改正するもので、現在、山鹿市地域振興公社に管理委託しています。

次に、議案第175号　山鹿市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例についてですが、山鹿市鍋田にございます山鹿市サイクリングターミナルは、市民の体力向上を図り、さらにサイクリング旅行者の利便を図るために設置されたもので、現在、山鹿市地域振興公社に管理委託しています。

以上、提案しました条例の施行期日は公布の日から施行することとし、経過措置をあわせて附則に掲げております。

次に、議案第176号　山鹿市教育集会所条例の一部を改正する条例についてですが、現在、市内に石集会所、藤井集会所、北町集会所及び来民の鹿本町教育集会所

の４施設がございます。いずれも人権の保障と差別のない社会の実現のため、地区の集会や講座、学級等を開設しています。４施設とも地元自治会に管理委託をしていたものを直営とするものです。

次に、議案第177号　山鹿市くらしの歴史館条例の一部を改正する条例についてですが、民具や農具の展示と世代間の交流施設として鹿央町広の鹿央公民館に隣接して設置しています。ただし書きの管理委託できる旨の条文を削除しております。

以上の２議案につきましては、民営化に伴う施設の管理委託条項の削除を行うものです。

附則といたしまして、この条例は平成18年４月１日から施行するものです。

以上が、教育委員会所管の指定管理者制度による施設に関する条例の一部を改正する条例の説明でございます。

続きまして、議案第178号　山鹿市文化財保護条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。本条例は、条例第10条中の補助員を協力員へと名称を改めるものです。合併前の文化財保護員の方々にそのまま補助員として残っていただき、文化財保護員の補佐と保護活動にご協力いただいておりましたが、発掘調査を行う補助員と混同されやすく、文化財行政への協力者としての位置づけを明確化するために提案いたしました。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、教育委員会所管の指定管理者制度による施設に関する条例の一部を改正する条例及び文化財保護条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第179号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いします。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正でございます。第１条歳入歳出予算の補正は、総額に11億3568万9000円を追加し、総額を274億7058万円とするものです。

内容につきましてご説明申し上げます。11ページをお願いします。３歳出、（款）総務費、（目）一般管理費の補正額は583万2000円です。不動産所有権請求事件123万2000円は、不動産所有権に関する取得事項を原因とする所有権確認及び所有権保存登記手続請求訴訟において、本年８月に判決がなされ、その後、10月に

所有権移転登記が完了したことに伴います弁護士費用であります。時間外勤務手当460万円は、職員に係る時間外勤務手当でございます。

12ページをお願いします。（目）人事管理費の補正額８億2672万1000円は、熊本県総合事務組合、退職手当事務ですけれども、これからの脱退に伴う清算金でございます。

続きまして、（款）民生費、（目）社会福祉総務費の補正額38万8000円は、障害者自立支援法の施行を受けて、平成18年４月から実施されます認定審査事務に係る準備経費でございます。

続きまして、13ページにございます（目）高齢者福祉総務費の補正額44万8000円は、介護保険法の改正に伴うシステム改修及び施設給付費等の組みかえに係る事務費繰出金でございます。次の（目）高齢者福祉施設費の補正額650万円は、老人ホーム福寿荘のアスベスト除去に係る経費でございます。また、（目）保育所費の補正額660万円に関しましても、同じく保育園、稲光園ですけれども、アスベストの除去に要する経費です。

14ページをお願いします。（目）生活保護総務費の補正額378万4000円は、平成16年度に交付を受けております国庫支出金に対する精算返納金です。次の（目）扶助費の補正額2800万円は、生活保護費の増加によるものでございます。

次の（款）衛生費、（目）環境対策費補正額44万2000円は、小規模水道施設整備に対する助成でございます。

続きまして、15ページにあります（款）農林水産業費、（目）農業振興費補正額157万7000円は、お茶ですけれども、複合管理機の導入によるお茶の摘み取り作業並びに栽培管理作業の効率化を図るものであります。

次の（款）消防費、（目）非常備消防費の補正額115万5000円は、防災行政無線の移設に要する経費です。

16ページをお願いします。（款）教育費、（目）小学校学校管理費の補正額980万円は、来春入学予定の市内小学校４校におけます障害児受け入れに係る整備費でございます。（目）中学校学校管理費の補正額2894万3000円ですけれども、鹿本中学校の外壁及び屋上防水改修に係る経費並びに山鹿中学校合唱部初め、市内各中学校の全国大会等への出場を支援するものであります。

次に、17ページにあります（目）教育振興費の補正額2100万円は、中学校の教科書改訂に係る経費です。

続きまして、（目）社会教育施設費の補正額500万円は、青少年ホームのアスベスト除去に係る経費であります。

続きまして、（款）公債費、（目）元金の補正額１億8949万9000円は、国土交通

省へ売却しました市有地、これは先ほどバスセンター条例が出ましたけれども、かつて道の公園と呼んでおりましたが、これに係る繰上償還並びに住宅新築資金等貸付事業における借受人からの一括償還に伴う繰上償還でございます。

以上、補正予算の内容について概略ご説明申し上げましたが、総括といたしまして、歳入歳出補正予算事項別明細書総括表を８ページにから９ページにかけて掲載いたしております。また、補正予算に関する説明書として、18ページ給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

議案第180号　平成17年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正でございます。第１条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に１億7089万3000円を追加し、総額を67億5983万6000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出より説明申し上げます。

９ページをお願いいたします。３歳出、（款）保険給付費、（目）一般被保険者療養給付費の補正額7933万8000円、（目）退職被保険者等療養給付費の補正額8690万6000円、（目）一般被保険者療養費の補正額139万6000円、（目）退職被保険者等療養費の補正額62万8000円、それぞれ１人当たりの給付費の単価の増加に伴いまして不足を生じる見込みのため補正するものでございます。財源は一般財源繰越金でございます。

次に、10ページをお願いいたします。（款）諸支出金、（目）直営診療施設勘定繰出金の補正額262万5000円、これは直営診療施設山鹿市立病院整備事業で購入されます医療機器に係る財政調整交付金を繰り出すものでございます。

以上、概略説明いたしましたけれども、総括としまして歳入歳出補正予算の事項別明細書総括表を７ページに掲載いたしております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

角野市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　角野恵子君　登壇］

○市民福祉部次長（角野恵子君）

おはようございます。議案第181号　平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１条は、歳入歳出予算の総額から1760万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を45億5198万3000円とするものでございます。第２条は、地方債の変更について定めるものでございます。

４ページをお開き願います。第２表地方債補正でございますが、限度額を989万7000円を減額しまして、補正後の額を3089万8000円とするものでございます。

歳出補正予算についてご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。（款）総務費、（目）一般管理費の補正額373万4000円につきましては、介護保険法の改正に伴うシステム改修に要する費用でございます。財源は国庫支出金61万8000円、一般財源311万6000円でございます。

同じく（款）保険給付費、（目）介護サービス給付費の補正額マイナス6742万5000円及び13ページの（款）保険給付費、（目）支援サービス給付費の補正額マイナス369万8000円につきましては、介護保険法の改正により介護保険施設を利用される方の居住費と食費が原則自己負担となったための減額補正でございます。財源につきましてはそれぞれ右側に記載のとおりでございます。

同じく（款）保険給付費、（項）特定入所者介護サービス等費、（目）特定入所者介護サービス費の補正額4719万8000円及び14ページでございますが、（款）保険給付費、（項）特定入所者支援サービス等費、（目）特定入所者支援サービス費の補正額258万9000円につきましては、介護保険法の改正により介護保険施設を利用される方の居住費と食費が原則自己負担となったところでございますが、低所得者に対しまして自己負担の激変緩和措置といたしまして、自己負担限度額を超えた利用額を支給いたします補正でございます。財源につきましてはそれぞれ右側に記載のとおりでございます。

以上、概略ご説明申し上げましたが、総括としまして、歳入歳出補正予算の事項別明細書を７ページに、また、15ページに地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載いたしております。ご参照の上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

清田病院事務部長。

［病院事務部長　清田辰郎君　登壇］

○病院事務部長（清田辰郎君）

議案第182号　平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号）についてご説明いたします。

今回の補正は、医療器機整備に係る国保直営診療施設整備費補助金の内示に伴う国保会計からの繰入金を補正するものであります。以下、議案によりご説明いたします。

１ページをお開き願います。第１条は、総則でございます。第２条は、資本的収入及び支出でございます。このうち収入について補正をお願いするものであります。

第１款資本的収入の既決予定額に262万5000円を増額し、総額を１億5847万4000円とするものでございます。

以上、総体的事項についてご説明いたしましたが、内容につきましては補正予算実施計画書によりご説明いたします。

４ページをお開き願います。収入の（款）資本的収入、（項）他会計繰入金、（目）国保会計繰入金の補正予定額262万5000円は、医療機器整備に係る国保直営診療施設整備費補助金の内示に伴う国保会計からの繰入金でございます。

以上、概略をご説明申し上げました。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

おはようございます。議案第183号　平成17年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国の追加内示に伴い資本的収入及び支出の総額を補正するものであります。

１ページをお願いいたします。第１条は、総則であります。第２条は、資本的収入及び支出であります。

まず、収入でありますが、（第１款）資本的収入の既決予定額に7600万円を追加し、総額を７億9120万4000円とするものであります。

次に、支出でありますが、（第１款）資本的支出の既決予定額に8000万円を追加し、総額を11億9877万円とするものであります。

第３条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるものであります。職員給与費の既決予定額に74万8000円を追加し、総額を6307万7000円とするものであります。

以上、総体的事項についてご説明いたしましたが、主な内容につきまして平成17年度山鹿市下水道事業会計補正予算実施計画によりご説明いたします。

５ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち、まず、収入についてご説明いたします。（款）資本的収入、（項）企業債、（目）建設改良債の補正予

定額3600万円は、公共下水道事業債であります。同じく、（項）補助金、（目）国庫補助金の補正予定額4000万円は、公共下水道事業国庫補助金であります。

次に、支出についてご説明いたします。（款）資本的支出、（項）建設改良費、（目）施設建設費の補正予定額8000万円は、山鹿処理区志々岐地区の管渠延長1400メートルを整備する費用であります。

以上、概略ご説明申し上げましたが、６ページに給与費明細書を掲載いたしております。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

議案第184号　字の区域変更についてご説明申し上げます。

本案は、土地改良事業鹿本北部地区中山間地域総合整備事業、堂ケ原工区の区画整理事業に伴い字の区域変更する必要があるため、地方自治法第260条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるため提案するものでございます。区域等につきましては１ページに記載のとおりでございます。

２ページをお開きいただきたいと思います。字界変更位置図を記載いたしておりますけれども、図面にあります赤で囲んだ区域が当該事業区域であり、山鹿市平山地区に位置しています。変更を提案する区域は青で囲んだ４カ所でございます。

３ページから４ページに字界変更図の詳細を添付いたしておりますが、各図面の青の実線が現字界でございます。これを赤の実線のとおり変更するものでございます。変更を必要とする区域は、ここに記載しております６筆の全部及び一部並びにこれらの区域に隣接します水路である国有地の全部及び一部でございまして、面積は2022平方メートルでございます。

続きまして、議案第185号　字の区域変更についてでございます。本案は、土地改良事業鹿本北部地区中山間地域総合整備事業、中小坂工区の区画整理事業に伴うものでございます。字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第260条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるため提案するものでございます。字の区域を変更する区域等につきましては、１ページに記載のとおりでございます。

２ページをお開きいただきたいと思います。字界変更位置図を添付しておりますが、図面にあります赤で囲んだ箇所が当該事業区域であり、山鹿市小坂地区に位置しております。変更を提案する地区は青で囲んだ２カ所でございます。

３ページに詳細を添付しておりますが、図面中の青の実線が現字界でございます。

これを赤の実線のとおり変更するものでございます。変更を必要とする区域は、ここに記載をいたしております５筆の全部及び一部並びにこれらの区域に隣接します道路・水路である公用地の全部及び一部でございまして、面積は1073平方メートルでございます。

次に、議案第186号　字の区域変更についてでございます。本案は、土地改良事業鹿本北部地区中山間地域総合整備事業、桑原工区の区画整理事業に伴うものでございまして、字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第260条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるため提案するものでございます。

１ページに関係する区域を記載いたしております。２ページに字界変更位置図を添付いたしておりますが、図面にあります赤で囲んだ箇所が当該事業区域であり、山鹿市菊鹿町五郎丸及び上永野に位置をいたしております。このうち変更を提案する地区は青で囲んだ４カ所でございます。

３ページから５ページにかけまして字界変更図の詳細を添付いたしておりますが、各図面の青の実線が現字界でございます。これを赤の実線のとおり変更するものでございます。変更を必要とする区域は、ここに記載しております14筆の全部及び一部並びにこれらの区域に隣接します道路・水路である国有地及び公用地の全部及び一部でございまして、面積は2347平方メートルでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

議案第187号についてご説明申し上げます。

道路法第８条第２項の規定に基づき市道路線の認定を行うため、議会の議決を経る必要があり提案するものでございます。市道路線調書によりご説明いたします。

路線番号299－1号、路線名、桜町中線、起点、山鹿市山鹿、終点、山鹿市山鹿でございます。本路線は、市道桜町中央線から市道新桜町中央線へと通じており、通勤、通学等に利用されている生活道路であります。今回、市道認定を求めるに至った経緯につきましては、地元区長より要望書の提出を受けまして、道路状況等を調査した結果、市道として認定し、適正な維持管理を行う必要があると判断したものでございます。なお、路線の位置、延長及び幅員につきましては、次ページに示しておりますのでご参照をお願いいたします。

続きまして、議案第188号についてご説明いたします。

同じく道路法第８条第２項の規定に基づき市道路線の認定を行うため、議会の議

決を経る必要があり提案するものでございます。

路線番号161号、路線名、霞宮ノ前線、起点、山鹿市鹿央町広、終点、山鹿市鹿央町広でございます。本路線は、市道郷原姫井線から市道広水原線へと通じており、集落間を結ぶ生活道路であります。今回、市道認定を求めるに至った経緯につきましては、地元区長より要望書の提出を受けまして、道路状況等を調査した結果、市道として認定し、適正な維持管理を行う必要があると判断したものでございます。なお、路線の位置、延長及び幅員につきましては、次ページに示しておりますのでご参照をお願いし、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

杉燒助役。

［助役　杉燒義文君　登壇］

○助役（杉燒義文君）

おはようございます。議案第189号から議案第191号の３議案に関し提案理由を説明いたします。

議案第189号　教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

次の者を山鹿市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第１項の規定に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。

住所、山鹿市鹿央町北谷541番地。

氏名、佐伯頴二。

昭和18年１月15日生まれでございます。

提案理由としましては、同氏の任期満了に伴い、再任命しようとするものでございます。次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第190号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づきまして議会の意見を求めるものでございます。

住所、山鹿市鹿央町広511番地１。

氏名、江藤朝子。

昭和26年３月19日生まれでございます。

提案理由といたしましては、同委員の任期満了に伴い、再度選任するものでございます。なお、次ページに略歴を記載いたしております。ご参照の上、ご意見賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第191号についてご説明を申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づきまして議会の意見を求めるものでございます。

住所、山鹿市鹿北町四丁489番地５。

氏名、古川芳史。

昭和18年３月４日生まれでございます。

提案理由といたしましては、平井弘良委員の任期満了に伴い選任するものでございます。なお、次ページに略歴を記載いたしております。ご参照の上、ご意見賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

報告第10号　株式会社菊鹿フラワーバンクにつきまして決算が整いましたので、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき経営状況の報告を申し上げます。

４ページ、５ページは今期の営業総括報告と貸借対照表でございますので、ご参照をお願いしたいと思います。

６ページから７ページの損益計算書をお願いいたします。今期の決算としては、純売上高が7787万8281円、売上総利益で3582万4293円となりましたが、経費でございます販売費及び一般管理費を差し引きました営業損失が502万837円となりました。営業外の収支黒字を合わせましても159万3840円の経常損失でございます。そして、税引き後の当期純利益も186万2040円の損失となりました。前期からの繰越利益が315万8136円でございまして、当期の未処分利益といたしましては、相殺いたしまして129万6096円を確保したところでございます。

８ページは利益処分計算書でございますが、利益処分を行わず、すべて次期へ繰り越すことといたしております。

９ページから11ページまでは、次期の経営方針及び予算計画でございます。

以上で、株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告を終わります。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時11分　散会

~~~
~~~

１２月１３日（火曜日）

平成17年（第７回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成17年12月13日（火曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．永田紘二

一般質問

（１）山鹿市行政・財政改革について

（２）交通結節点改善事業について

（３）山鹿市空き缶等の散乱の防止に関する条例について

２．森　久雄

一般質問

（１）今後の市運営について

３．早田順一

一般質問

（１）子どもたちの登下校の安全対策について

・スクールガードリーダーの経過報告

・今後の対策

（２）山鹿市鹿北町複合施設について

４．堀　茂幸

一般質問

（１）防犯パトロール隊について

５．池田誠一

一般質問

（１）市立病院改築について

（２）介護保険事業の制度変更に伴う当市の対応について

（３）小中学校における通学時の安全確保と子どもたちへの安全意識教育について

６．太田黒鐵郎

一般質問

（１）有害鳥獣被害対策について

（２）市庁舎位置の決定に伴う進捗状況について

７．古荘克郎

一般質問

（１）本市の行政改革と末端住民自治の関係について（市長）

①事務嘱託員と区長（自治会長）の役割をどう考えているか

②住民自治の強化、行政への住民参加のための方策はあるか

③「行政に関わるものの意識の改革」「末端地区、区長との共通の認識」についての指導、協議の考えはあるか。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	北	原	昭	三	君
２番	芹	川	正	美	君
３番	藤	原		豊	君
４番	立	山	秀	木	君
５番	立	山		隆	君
６番	原			徹	君
７番	平	井	邦	廣	君
８番	吉	本	政	幸	君
９番	池	田	誠	一	君
10番	堀		茂	幸	君
11番	永	田	紘	二	君
12番	森	川	昭	彦	君
13番	早	田	順	一	君
14番	川	野		功	君
15番	古	荘	克	郎	君
16番	島	田	節	男	君
17番	森		芳	顕	君
18番	家	入	憲	隆	君
19番	横	手	啓	介	君
20番	高	野	誠	二	君
21番	藤	原		弘	君
22番	森		久	雄	君

23番	西牟田　　長	君
24番	太田黒　鐵　郎	君
25番	丸　山　寛　治	君
26番	寺　崎　勇　児	君
27番	高　口　功二郎	君
28番	山　口　晋　正	君
29番	古　田　信　助	君
30番	丸　山　康　昭	君

○

説明のため出席した者

市長	中　嶋　憲　正	君
助役	杉　焼　義　文	君
収入役	永　田　忠　晴	君
教育長	田　中　　宏	君
総務部長	西　田　秀　行	君
企画振興部長	福　田　憲　之	君
市民福祉部長	森　　和　芳	君
経済部長	蔵　原　栄　一	君
建設部長	池　田　永　実	君
環境部長	熊　野　次　男	君
水道局長	池　田　幸　一	君
病院事務部長	清　田　辰　郎	君
鹿央総合支所長	深　川　賢　一	君
市民福祉部次長	角　野　恵　子	君
経済部次長	有　尾　隆　俊	君
教育次長	八木田　達　博	君
総務課長	星　子　四　郎	君
財政課長	戸　次　由　夫	君
企画振興課長	寺　崎　泰　和	君
いきがい推進課長	前　田　幸　春	君
農林振興課長	富　安　　豪	君
商工振興課長	永　田　義　文	君
都市計画課長	宮　本　栄次郎	君

監査事務局長兼選管事務局長	幸村英星君
病院管理課長	田上信博君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
議事係長	今坂英俊君
議会総務係主任	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。永田紘二議員。

［11番　永田紘二君　登壇］

○11番（永田紘二君）

おはようございます。11番議員の永田でございます。発言通告に基づきまして、一般質問を３点やらせていただきます。

１点目は、山鹿市行政・財政構造改革についてであります。２点目は、交通結節点改善事業についてであります。３点目は山鹿市空き缶等の散乱の防止に関する条例についてお伺いをしたいと思います。

まず１点目であります。山鹿市行政・財政構造改革についてお伺いをいたします。

平成17年度末、すなわち平成18年３月末までには山鹿市の総合計画10年ビジョンであります、それから基本計画５年ビジョン、それから３年スパンの実施計画、平成18年度の予算というのが提案されると思います。それに合わせまして、先般来から行政改革大綱、それから財政改革大綱等も提案をするということでありますので、その内容について概要骨子についてお尋ねをしたいと思います。

２点目であります。交通結節点改善事業についてでありますけれども、バスセンターという表現が今されております。道の公園を取り崩して新しいバスセンターができるという話で、何ができているのだろうかという市民の皆さん方から非常にお尋ねがありますし、内容がよく見えておりません。バスセンター条例制定の提案を今回されるようでありますが、本来の事業であります交通結節点改善事業の目的が余り見えておりません。これまでの経過なり概要等についてお尋ねをしたいと思います。

それから３点目であります。

山鹿市空き缶等の散乱防止に関する条例についてでありますが、平成17年１月15日、合併と同時に新市においても条例制定がされております。それぞれの各市町でも制定をされていたと思いますけれども、今日、各地区でそれぞれ公役だとか除草

だとか美化運動とかされておりますけれども、まだまだポイ捨てが後を絶たないとう状況であります。この条例に対しまして、行政としてはどういう対応を現在されておるのか。今後防止対策として何か考える強化策を持っておられるのか、その３点をお尋ねをして１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

これより執行部の答弁を求めます。福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

おはようございます。ただいまの永田議員の山鹿市行政改革についてお答えをいたします。

現在、行政改革推進本部を立ち上げまして、市民代表の行政改革懇話会に意見を求めながら検討・協議を進めているところでございます。本年度は特に国の指針に基づき、積極的な行政改革の推進に努めるよう集中改革プランを策定し、危機意識と改革意識を持って取り組んでいくことが求められているところでございます。

そのような中で、限られた行政資源をもとに、社会情勢や住民ニーズに対応した簡素で効率的な行政システムの構築を目指し、今回基本的な項目といたしまして、「市民の行政参加と協働」、「簡素・効率的な行政運営」、「組織機構と人事管理の見直し」の三つを大きな項目といたしまして掲げております。

現時点の主な改善項目案といたしまして、一つ目の「市民の行政参加と協働」につきましては、市民参加制度の構築として、市政への市民参加機会の提供、行政情報の共有化、各種委員の公募等を行い、行政分野に市民の意見を取り入れるための手法を検討し、実施するものでございます。

さらに、市民と行政のパートナーシップにより協働のまちづくりの実現を目指すものでございます。

二つ目の「簡素・効率的な行政運営」につきましては、公共施設等の統廃合・民間委託及び民営化の推進でございます。各種公共施設の管理運営及び事務事業全般にわたり、組織の規模や行政で行うべき分野と、民間で行うことができる分野を明確にした上で、民間活力を利用した効率的な行政運営に努めるものでございます。

また、指定管理者制度の創設により、公共施設等の管理運営のあり方について十分な検討を行い、積極的かつ計画的な導入を図るものでございます。さらには、第三セクターの見直しにつきましても、施設のできた経緯、地域性、歴史的背景に十分配慮しつつ、経営状況の的確な把握及び確実な将来性を見据えた経営改善に努めるものでございます。

三つ目の「組織機構と人事管理の見直し」につきましては、組織、事務分掌及び

市民サービス等についての検証を行い、本庁と総合支所の組織再編を検討しておりますし、複雑化・高度化する住民ニーズや社会情勢の変化、合併による行政範囲の拡大に伴い、行政需要に迅速かつ的確に対応できる組織体制を目指す本庁全体の組織再編も検討をしているところでございます。

また、組織の見直しと並行いたしまして、職員の定員管理の適正化が不可欠な課題となっております。行政需要の動向を的確にとらえ、組織機構の簡素合理化、民間委託の推進等により、実情に応じた適切な職員配置に努め、計画的な職員数の抑制に努める必要がございます。

以上が現時点で検討をいたしている主要なテーマでありまして、今後さらに検討協議を深め、本年度末までに行政改革大綱を策定し、平成18年度よりその着実な実現に向けて総合計画と財政構造改革との整合性を図りながら、全庁的な行政改革に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

おはようございます。財政改革の基本方針についてお答えいたします。

骨子案としましては、大きく三つの基本方針を定めて取り組むこととしております。一つ目は、聖域なき構造改革の考えのもと、歳入・歳出構造の一体的改革を推進する。二つ目に、地方分権の進展に伴い、自己決定・自己責任のもとで自主的、自立的な行財政運営を行うことができる財政基盤を構築する。三つ目に、未来の市民の幸福のために子々孫々に大きな将来負担を残さないため、時宜を失することなく改革に邁進する。この三つを大きなテーマとして掲げております。

真の改革をなし遂げる前提としまして、意識改革を第一に実施すべきものと考えております。既成概念を打破し、行政改革、財政改革を意図するものとするように頑張りたいと思っております。なお、この行政改革・財政改革につきましては、表裏一体のものでありまして、相互に取り組んでまいりたいと思っております。

終わります。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

おはようございます。一般質問の２点目、交通結節点改善事業について事業の概要と経過についてお答えをいたします。

まず、交通結節点改善事業につきましては、一般的には鉄道の駅を拠点にしまして、バスやタクシーなどの交通機関を結節させ、それぞれの交通機関の乗り継ぎ等を効率的にすることで、交通拠点としての機能を高めることを目的に行われる事業でございます。

なお、本市の場合には、路線バスが唯一の公共交通機関でございますので、路線バスのターミナルを拠点にしまして、タクシーや自家用車、自転車などの交通手段を集結させ、交通結節機能を創出しようとするものでございます。また、利用者の利便性を高めるために、待合所、トイレ、駐輪場を整備するほか、観光・物産の情報機能施設を併設することにしております。

次に、山鹿バスの駅地区周辺整備事業のこれまでの経緯について御説明いたします。平成12年度に山鹿バスの駅候補地の選定を行いまして、バスルートの集約によるバス利用の促進や中心市街地への集客等について、山鹿市バスの駅整備事業検討委員会で検討を行い、整備計画を国土交通省へ提出いたしております。

平成13年度にはバス利用者の実態調査を行い、事業効果を検討した上で、国土交通省へ直轄事業としての事業採択を要望しております。翌平成14年度に正式に直轄事業としての採択を受けたものでございます。

以後、平成15年度から平成16年度にかけまして、国による事業用地の買収が行われ、一方、旧山鹿市におきましても利用者の利便性を高めるためのターミナル機能施設の実施設計を行っております。

こうした経緯をたどりまして、平成17年度は、山鹿灯籠まつりの終了後に工事に着手をしております。そして、来年３月の完成を目指し、現在事業を進めているところでございます。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

おはようございます。永田議員の一般質問の３点目、山鹿市空き缶等の散乱の防止に関する条例について、お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、この条例は空き缶等の投棄の禁止及び回収等の必要な事項を定めることにより、地域の環境美化を推進し、市民の生活環境の向上を図ることを目的として、平成10年及び平成11年に旧鹿本郡市が足並みをそろえて制定されたもので、新市におきましても、この統一した条文を引き継いでおります。現在、この空き缶等の投棄対策につきましては、嘱託員さんや地域住民の方々のご尽力により、地域での清掃活動などを通して対応をしていただいているところでご

ざいます。また、市といたしましても、投棄防止策として、嘱託員さんとご相談しながら、啓発看板を設置して注意を促すことや、市民の方々に対して環境便等での啓発活動を行い、モラルの向上を図っているところでございます。

しかしながら、まだまだ車等からの投げ捨てなど後を絶たないのが現状でございます。これは、空き缶のポイ捨ての大半が地域住民の方以外の通行車両等によるものにあることに起因するものと思われます。

このように空き缶の投棄対策は、一自治体のみの対応では限界もございますので、地域住民の皆様や警察を初め、保健所等の関係機関と連携を図りながら、投棄防止対策に取り組んでまいりたいと思います。

特に市といたしましても、不法投棄の多い箇所にポイ捨て禁止の看板を設置し、対外的な啓発や警告を行うとともに、広報等による市民の皆様への啓発活動も継続してまいりたいと思います。以上で答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○11番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

［11番　永田紘二君　登壇］

○11番（永田紘二君）

２回目の質問をさせていただきます。

まず、１点目の山鹿市行財政改革についてであります。

今の企画振興部長、総務部長からご答弁をいただきましたけれども、基本的に行財政改革は、先ほど総務部長が言われましたけれども、表裏一体だろうと思います。それなのに、なお二つの部署にまたがって仕事をされているというのがどうなのかなと。１部署にまとめられてもいいんじゃないかなというふうな気がします。それにつきましては、後ほどまたご質問をしたいと思います。

行財政改革、１年間かかってそれぞれの立場で提示をされると思いますけれども、先ほど意識改革の話がありました。行財政改革をするためには、当然、我々もそうですけれども、職員さんの意識改革が非常に大事かなと。合併前、合併して１年間、それぞれ業務をやってこられたと思いますけれども、なお一層、全職員の改革に関する意識を高める必要があると思います。この意識改革の推進に向けて、よければ助役、どういう考え方で意識改革を持っていこうとされるのか。お尋ねをしたいと思います。

それから、２点目であります。

交通結節点改善事業、先ほどタクシーだとか自家用車の乗り入れだとか、また集客、宣伝の方法とかがお話がありました。この辺が全く、今市民の皆さん方には見えておりません。お話聞くたびに何のためにわざわざ崩してということでありますけれども、そういう中で国土交通省からこういう事業を持ってきた時の事業の効果、今までに目的に対しての事業の効果がどういうものがあったのか、あるのか。また将来的にはどういう展望を持っておられるのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

３点目でありますけれども、これはもう答弁要りませんが、それぞれの区長さん方が地区で作業あたりをされる時、非常に困っておられます。もう少し実態調査をして、戦略を組んでいただければ助かると思います。２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。杉焼助役。

［助役　杉焼義文君　登壇］

○助役（杉焼義文君）

おはようございます。答弁を申し上げます。

永田議員、ご案内ありましたとおり、現在合併６万市にふさわしい効率的、新しい行政の仕組みづくりに取り組んでおるところでございます。その取り組みの大きな柱といたしまして、行財政改革に向けた指針づくりも相乗的に進めているものでございます。

議員ご指摘がありましたように、このような時なればこそ、その役割と申しますか、仕事を進めてまいります職員諸君におきましては、期待とまた問われるものもあるというふうに考えております。その最たるものが議員ご指摘の職員諸君の意識にかかわるものでございます。目指します行政改革等を進める上におきましては、すべての職員が市の置かれている状況を的確に把握をし、全庁的目標、各部、各課の改善課題の把握、そしてみずからの役割を整理共有する意識が基本になるというふうに理解をいたしております。

職員の意識改革につきましては、職員みずからが市民の生活目線に立ち、行政サービスに意を配することから始まり、市民理解と合意の中で行財政改革を進めていかなくてはならないというふうに考えております。

今後、意識改革に向けた取り組みにおきましては、市民の中に入っての研修、市民の方々とともに学ぶ機会を設けることや、市民の方々が企画される催し事にも積極的に参加することなどを通した意識改革を進めていくことも手法としてあるのではないかというふうに考えます。

また、当然のことながら、事務事業を初め、業務全般にわたってはコスト意識、企業会計的発想というものを常とし、それぞれの職員の能力の開発チャレンジへの機会の提供、自主的研修やさらには通信教育など、職員みずからの自己研さんと仕組みづくりを支援してまいりたいというふうに考えております。

また、職員育成のかなめとなります管理監督職につきましても、今日ほど指導的意識改革を求められている時はないというふうに理解をいたしております。常に上級職員としての自己の能力、技術の研さんのみならず、配置された部下職員一人一人を人材として見きわめ、地方公務員としての足りなきを指導するとともに、日常業務の中で、今日改革の必要性というものと、行財政改革に向かう道筋を明確に示していかなければならないと考えております。

自治体職員としての資質のありようこそが、その自治体の行政サービスの質を決めると申しても決して過言ではないというふうに理解をいたしております。

上級職員に対する研修の機会等も提供し、さらなる意識改革に向けた啓発を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

２点目の交通結節点改善事業についての事業の目的と効果及び将来展望についてお答えします。

まず、事業の目的につきましては、本市では現在、３業者によりまして、１日当たり161本の路線バスが運行されております。しかしながら、バスの交通体系が十分に整備されていないこともありまして、相互の乗り継ぎや乗りかえの利便性が低く、中心市街地への集客にも影響を及ぼしている状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、また急速に進む少子高齢化社会への対応や道路運送法の改正によります路線バスの赤字路線からの撤退が自由化になっております。そういう中で、今後一段と厳しさが予想されます路線バス体系の再編も視野に入れまして、本市の交通拠点として整備を行うものでございます。

この交通拠点のうち、路線バスの共通停留所と駐車場につきましては、国土交通省が直轄事業として整備をし、待合所、トイレ、駐輪場、観光・物産情報の発信拠点を本市が設置することになっております。

次に、事業の規模につきましては、全体の整備面積が6500平方メートル、うち国が4800平方メートル、山鹿市が1700平方メートルを整備いたします。この概算事業費としましては、用地費を含めまして、国が８億1800万円、山鹿市が１億4900万円、

合計の９億6700万円でございます。

次に、これらの効果及び将来展望につきましては、現在運行されております161本のすべての路線が乗り入れられることになりますので、乗り継ぎの利便性と拠点性が高まることが期待をされます。また、バス利用者向けの駐車場や駐輪場が設置されることで、路線バスへの乗りかえ機能も充実し、利用者の増が期待をされます。さらに、観光・物産の情報機能も併設されることから、観光客の増加が見込まれるものと考えております。

今後におきましては、九州新幹線新玉名駅との連絡や地域で新たな交通手段が課題となっておりますが、市内循環バスの乗り入れも視野に交通の拠点性を高め、総合的な交通システムの構築を目指す必要があると考えております。また、近隣の市町を初め、交通事業者や観光業者とも連携し、県北の新たな交通体系の整備を模索したいと考えております。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○11番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

［11番　永田紘二君　登壇］

○11番（永田紘二君）

３回目の質問をさせていただきます。

１点目の行財政改革についてであります。

本庁と総合支所の組織再編という話が出ました。本庁全体の組織再編という検討もしているということであります。９月議会でもお願いをしておきましたけれども、昨今、男女共同参画社会、非常に職員の皆さん方、ご苦労されております。ただし、市民には全く見えていないというのが現状でありまして、男女共同参画社会に対応するポジション、組織の強化というのをお願いをしておきたいと思います。

それから、平成18年度でありますけれども、先ほど来からお話をしましたとおり、総合計画であるとか、基本計画であるとか、行政改革大綱等を示されたならば、新市の新しいスタート、すなわち実効を進めていく必要があると思われます。大事な年度になるのかなと思いますし、市長さんももう１年になります。いろいろ見てこられたと思いますが、基本的にどういう方向づけ、階段を上っていくつもりでおられるのかなと。３回目に市長にお尋ねをしたいと思います。

私はこういう考えを持ちました。すなわち、市政の総合調整機能、それから政策

推進機能並びに政策の確実な推進が必要だろうと。実効が必要だろうと思います。その中には、まず一つ目でありますけども、従来の縦型組織からマトリックス、すなわち横の連携もとりながら、政策目標に基づく効率的な効果的な組織の構築が必要ではなかろうかなと思います。二つ目には、新たな行政課題が出てまいります。迅速かつ的確に対応のできる組織の構築も必要かなと思います。それから、三つ目には、政策分野の重点や特性に合わせた多様で柔軟な組織の構築も必要かなと。こういう形の中で、進めていかれればと思いますし、すなわち市長直属、直轄の政策推進室でありますとか、経営戦略室でありますとか、そういう組織を配置して、政策推進担当、経営戦略担当、もしくは行政財政改革担当、専門員等を配置をして、市長特命事項、僕はこれくらいのがあるのかなと思いますけれども、一つ目には、先ほどから出ています総合計画、基本計画の実効性のある推進のための政策推進機能の強化充実、それから行政改革、財政構造改革の実効性のある推進のための進捗マネージメント、すなわち管理の強化、それから３点目には、当然合併協でお話が出ていて、未調整事項がたくさんあると思いますけれども、そういうことに関すること。それから最後には、やはり市長政策スポークスマン、代弁者としての機能を強化していくような特命事項を遂行していくとするならば、こういうことによって、すなわち政策、改革、報道の推進機能を強化することによって、重点的、効率的、効果的な推進が可能になるのではないかと思います。

また、駄弁でありますけれども、合併当初に組織編成がありました。従来の現職部長さん、課長さん方が首席審議員、審議員として配置がなされました。幾らかの特命はあるかと思いますけれども、ラインから外れた決裁権がない審議員さんでありました。部下もいない。上司も指示命令権を持ってこないというような審議員さんを配置してあったわけでありまして、当然現職課長時代以上の力は出てなかったんじゃないかなという気がいたします。それに合わせまして、今度組織再編をされます。そうしますと、当然本庁と山鹿総合支所の統合の話も出ております。総合支所との話もありましたけれども、またこのラインから出た審議員さんが課長さん、現職ということじゃなくて、何人かが出てくるでしょう。そうしますと、十人から十五、六人の審議員さんが決裁権のないラインの外で仕事をされていくということになると思いますけれども、こういった人たち、現職の部長さん、課長さん、それから審議員さんを網羅して、先ほどお話をしました市長直属の政策推進担当、戦略担当、行財政改革担当をラインに乗せて決裁権を与えて一生懸命頑張っていただいたらどうなのかなというような気がいたします。そういう期待をして、市長にお伺いをしたいわけであります。

２点目であります。交通結節点改善事業について、先ほど自家用車とか総合機能

の効果をお話されました。ただ一つ、もう少し聞きたかったなと思います。それは後ほど聞きますけれども、あれを国土交通省の事業にしたことによって、バスターミナルの敷地を何億円かで売却して、起債の償還に充ててあるはずです。それも一つの事業効果だと思います。

それから、先ほどの答弁の中に市内循環バスの乗り入れ、それから交通の共存性を高め、総合的な交通システムの構築を目指しているというお話がありました。まほろば構想の中にまほろバスというのがありました。循環バス構想というのが出ております。これは非常に市民の皆さん方が期待をされております。バスセンターを拠点としてその利用が可能であるのか。循環バスが一日も早く活動できるようにお願いをしたいと思いますけれども、その進捗状況はどうであるのか、その辺をお尋ねして、３回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

おはようございます。ただいまの永田議員の行政改革についてのご質問にお答えいたします。

冒頭申されました平成18年度の位置づけにつきましては、まさに新生山鹿市の実効の年であるというふうに強く感じておるものでございます。現在、市行政の重要事項の調整、審議につきましては、助役を筆頭とします政策調整会議を開催しており、さらには市行政の最高方針、重要施策の審議、各行政機関相互の最終調整機関としての庁議を開催し、市行政の適正執行と能率的運営に心がけておるところでございます。総合計画・基本計画等の確実な推進につきましては、行政運営の基本方針を定め、行政運営に当たることが必要と考えております。

また、行政改革につきましては、職員それぞれ各職場におきましても、その重要性・必要性は十分理解している状況であると思いますが、さらなる意識改革を図り、職員・組織が一丸となって取り組まねばならないと考えておるところでございます。

議員からご提案がありましたように、政策推進室あるいはまた特命担当等を設け、行財政改革の担当官を置くというのも一考かと思いますし、男女共同参画社会推進に向けた組織の整備も含めまして、行政改革の専門部会・プロジェクトチームはもちろんのこと、私自身もしっかりと考え、検討させていただきたいと思っております。

もろもろのご提案につきましては、しっかりと受けとめ、検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（高野誠二君）

福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

循環バスの現在の状況につきましてお答えしたいと思います。

現在、アンケート調査の方を実施いたしております。これは、当地域における生活交通の現状として、どのような方たちがどのようなニーズを持っておられるのか、例えばどういう方たちがどこに行くのに不便を感じておられるのか。また週に何回ぐらい病院や買い物などに、どこに行かれているのかを調べているところでございます。新しい地域交通の方法といたしまして、循環バスや乗り合いタクシーなど、幾つかの方法がございます。どのような地域交通を望んでおられるのかなどを調査しております。

今後はそのような現状やニーズの分析を進めていくとともに、法的な問題の検討をし、それらを参考として、平成18年度には分析の一環といたしまして、実証試験の運行を実施していきたいと考えております。

なお、バスセンターと循環バスとの関係でございますが、当然ながら市街地やほかの地域への交通アクセスの起点となるため、乗降場としても重要な位置を占めるものと考えております。循環バス等の試験運行においても、関係機関での交通会議の開催や路線バスとの競合の検討、運行許可などの法的な問題等、クリアすべき点が多々ございます。循環バス等の路線などの検討におきましては、バスセンターの有効的な活用を念頭に置きながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

３回目の質問にお答えします。

国へ売却した面積といいますか、国で買収してもらった面積がもとの公園の面積が5382.69平方メートルでございます。このうち、3677.59平方メートルを国で買収をしてもらっております。金額にしまして２億9935万5826円でございます。一部を起債の繰上償還に充てております。以上です。

○議長（高野誠二君）

以上で永田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、森　久雄議員の発言を許します。森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

おはようございます。22番議員の森　久雄でございます。今回は今後の山鹿市運営についてということで一般質問を行います。

平成18年度以降の厳しい財政状況下において、山鹿６万市民が公平、公正な政治を実感し、ともにあすへの希望、山鹿市に住み続けたいという思いを持ち得るために、今住民は、行政は何をなすべきか、解決すべきものは何か、行財政改革はどこまで踏み込むべきかをお尋ねしたいと思います。

私の前の質問の中で、幾つか質問がなされまして、重複するところもあるかと思いますけれども、少し視点を変えての質問なり、あるいは答弁をいただきたいと思います。

まず、１点目でありますが、平成18年度予算の歳入見通しについて伺います。

地方交付税は平成17年度と比べまして何％、額として何億円減と予測をされておられますか。市税についての見通しも述べていただきたいと存じます。昨年度比及び今後の予測についてもお願いをいたします。

政府の三位一体改革は補助金削減と税源移譲が比例して実施されないとの嘆きがあります。地方裁量の枠が狭いままのゆがんだ改革は、これから一層の厳しさを地方に押しつけるものであると思います。この三位一体改革の影響額はいかほどに上るとお考えでしょうか。

２番目ですが、歳入不足は歳出、使うお金のことですが、それを決めてしまっているからというふうになっているのではないかと。歳出というのは、歳入の枠内に終わるべきものではないのか。必ず補わなければならないものかどうなのか。この点について伺いたいと思います。

平成17年度は15億円の不足が基金取り崩しで補われました。不足の一因として、合併後のさまざまな理由があったと思いますし、三位一体改革の影響もあったと思います。しかし、そのことを別にしまして、昨年、一昨年、合併前、それ以前からの行政運営方法、俗に言う総花式予算編成を踏襲するのであれば、不足分は必ず補わなければならなくなります。そうでありますれば、基金取り崩しか、山鹿市独自の起債を募るか、外形標準課税や独自課税を模索しなければなりません。そうなりますと、税金スパイラルとなりまして、住民はほかの自治体に避難を始めることになるでしょう。

歳入不足は、今日展開をしております事務事業の徹底的な見直しや改善から相当な額を解消できるものと思います。その後に、絶対的な不足分を基金に求めることはやむを得ないと思います。しかし、基金にも限りがございます。使えばなくなるわけであります。基金というものは、本当に必要な時に使わなければなりませんの

で、できるだけ残さなくてはなりません。そんなことは百も承知とおっしゃると思いますが、ゼロになったらどうしますかという問いには、重ねて借金ですよということになるのでしょうか。それは余りにも愚策であり、賢明ではないと思います。ゼロにしないために、事務事業の徹底的な見直しや改善を敢行すべきであると思います。

以下、申し上げる事柄は、いずれも耳新しいことではございません。これまで幾度も行政の内側から聞いてきたことばかりでありまして、日常的に問題意識は持ち続けておられることばかりだと思います。永田議員の質問にもございました。まず、意識改革が手始めとなることと思います。次いで、補助金、委託料、需用費の見直しであります。これのむだ、無理の改善、そして介護保険、国保税、下水道料金に今日格差がございます。これの早期是正を行うこと。それから市税を初め、水道、下水道、市営住宅等、料金未納になっている長期未収金の回収などに徹底的に取り組めば、多くの財源が捻出できると思います。

また、利用頻度の少ない既存の施設や、さして効果の上がっていない継続事業をせっかくあるものだから、苦労して始めたから、もったいないからなどの理由で、ずるずると引っ張っていくのはいかがなものかと思います。支出のみが重なることでは、費用対効果の視点から申せば、まさにむだのきわみと言えると思います。財源不足に拍車をかけるものであります。スクラップ・アンド・ビルド及びサンセット方式の大胆な取り組みに踏み出すのに今やちゅうちょなき事態、時期ではないでしょうか。

もう一つ、受益者負担のあり方にも思い切ったメスを入れるべき時期に来ているというふうに思います。他方、義務的経費が５割を占める硬直化した財政状況に今日ございますが、投資的予算は思い切って組むべきものと思います。一つの例として申せば、市長は産業の活性化を掲げておられます。とりわけ農業の活性化は焦眉の急であります。しかし、将来を展望すれば、農業の将来は必ずしも明るくございません。

そこで農業活性化のため、本市独自の特産品開発ができるような中長期的なスパンで本市独自予算を組み続けるということも必要ではないでしょうか。本市の発展に寄与すべき事業があるとしても、あちこちに満遍なく配分する総花式予算のためにやむを得ず小さな予算サイズにせざるを得ず、中途半端な結果に終始してきたというのは言い過ぎでしょうか。この言葉は決して好まれないと思いますが、総花式予算編成に終止符を打ちまして、もっとめり張りのある予算編成を望みたいというふうに思います。

次に懸案事項と予算について伺います。

私が考えます大きな懸案事項としては、まずはプラザファイブの問題がございます。そして、合併協議会で大きく取り上げられました新市建設計画の中にうたっておられますＣＡＴＶの構築であります。それから、今ほどご質問がでましたまほろバスの運行です。

それから、福岡ターゲット構想というのがございます。この福岡ターゲット構想というのは、きのうのテレビを見ておりましたら、新潟県は中国にナシやいろんな農産物を、中国に売りに行ってます。山鹿の特産品を福岡までだというふうな視野の狭さで考えると、なかなか寂しいなという思いがしますけども、今日的にはもう中国や東アジアに視点を向けて、あるいは東欧諸国まで目を向けたような一つの山鹿市を位置づけるべきではないかと思いますが、まずは福岡ターゲット構想と書いてありますので、このことについてどんなふうに仕事が進んでいるのか、作業進捗状況と、平成18年度予算はどこまで事業内容で編成されるお考えかお伺いをしたいと思います。

特にプラザファイブ問題は、解決が急がれると思います。建設当初や繁盛時期にはだれも今日の状況は想像していなかったと思いますが、今はもうそんなことを言って議論する時期ではなくなっております。本市所有の広大な空きスペース、マルショク跡のビル全体の３分の１を占める空きスペース、加えて各個店の歯抜け的な空きスペースを合計すれば、聞くところによりますと、56％が空きスペースになってしまっているということでございます。商業ビルとしては、機能不全の寸前ではないでしょうか。行政の果たす役割や責任を明確にして、一日も早い解決を求めますし、お願いしたいと思います。

以上のことにつきましては、市長としてこの懸案事項、どのようにお考えなのか、ぜひお伺いをしたいと思います。

次に二つのことをお尋ねしますが、これは助役にご答弁を求めたいと思います。

１点目ですが、第三セクターの各施設は、一部を除いて、その他はかなり厳しい経営状況にあると思います。この先、指定管理者制度に移行するにしましても、施設の維持修繕は本市の仕事であります。本市が持ち続けるということでありますから、そういうことになりますが、では平成18年度各施設にはどの程度の予算を見込んでおられますか。施設ごとの予算案や、さらには社長に就任されましてから今日までわずかの時間であろうかと思いますが、各施設についての現在の経営状況やこれからの展望について経営者としての立場からお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

２点目ですが、鹿北町の複合施設についてお話を聞きます。このことは懸案事項であるかは別にしてお聞きしたいと思います。

そもそもこの件は、合併協議会で検討されたものなのか、建設の方向で検討されているのか。また何か建設について決定的な確約というようなものが存在をするのか。それとも単なるそれは希望話ですよということになるのか。ぜひご説明をいただきたいと思います。以上で１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

１点目の平成18年度予算に係る歳入見通しについてお答えいたします。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画上の試算数値では、対前年度比マイナス2.7％となっております。本市の場合、額としましては２億8000万円程度の減額ということになると思います。また、臨時財政対策債等を加えますと、総額で３億3000万円程度の減収見込みであります。

次に、市税につきましては、税制改正による定率減税の見直しに伴う影響、これは増額要因であります。それと、固定資産税の評価替えに伴う影響、これは減額要因であります。その他の要因等を考慮しますと、現時点では前年度程度になるものと見込んでおります。今後の見通しにつきましては、現時点では予測しがたいものがありますけれども、経済情勢の好転の兆しは見られますけれども、大都市と地方、大企業とその他の企業、若年層の就職事情など、それから2007年問題、これは団塊の世代の退職ということでありますけれども、地方都市にとりましては厳しい時代が続くと推察しております。

税源移譲につきましては、政府と地方六団体の協議が盛んに行われ、３兆円の税源移譲が正式に合意されました。今後は地方側が求める2007年度以降の第２期改革の行方に焦点が移っている状況にあります。今回の税源移譲の大半は、義務教育費や児童手当など、国庫負担を引き下げ、地方に移しただけの不十分なものでございまして、削減分全額の地方への税源移譲は難しいのではないかという見通しです。影響額については、平成18年度の当初予算提案時に具体的にご説明を申し上げたいと思います。

なお、今後とも地方の切り捨てにならないように、国の動向に十分注視し、さまざまな場において地方の声を訴えてまいりたいと考えております。

続きまして、予算編成の考え方についてお答えいたします。

個別的な事項について、詳しくご提言をいただきました。ありがとうございました。ご意見の点については、すべての点について行政・財政改革の中で対応してまいりたいと思います。

今日の財政構造が悪くなったという、その要因は昭和50年代後半から平成２年、平成３年までぐらいでしょうか。好景気による税収の増加に伴いまして、交付税が高い伸びで推移をしてまいりました。平均大体毎年２けた、10％を超える伸びでございました。これは当時、地方の時代と呼ばれまして、全国至るところで多くの社会資本の整備が積極的に取り組まれた時代でもあります。

しかしながら、バブル崩壊と同時に景気が底を打ち、その打開策として、国は公共事業関連の積極的な予算を編成いたしました。補正予算まで組んで実施してまいりました。さらに特別減税が実施され、地方もこれに追随したものであります。このことが長期債務の異常な累積、非常事態とも言うべき危機的状況を招いた要因であると考えております。

さらに、その社会資本の整備に伴いまして、施設の維持管理費、人員の配置など、多額の費用を要することなどが上げられると思います。

これらに対応するために、一つ目に高利率の地方債の繰上償還、二つ目に施設管理のアウトソーシング、外部委託、三つ目にそれらと同時に物件費、補助費等の見直しなど、長い間継続して実施してきたところであります。今後の財政運営においても、この手法は変わることなく続けてまいりたいと考えております。

予算編成につきましては、古くからいろんな予算編成の方法がございました。それらの利点をそれぞれ導入して予算編成の合理化を図ってきておりますが、総花式予算編成というご意見がありましたが、そういう予算編成方式は現に私ども勉強したことはございません。もしその総花式予算編成ができて、結果的に総花になるならば、これはまたそれでよいということだろうと思いますが、事務事業を大別しますと、まずゼロ歳の市民から100歳の市民を対象とした事業が考えられます。二つ目には、地域・地区を対象とする事業、それから三つ目になりわいを対象としたものがあると考えます。これらを少しでも充足するために私どもとしましては、緊急度・重要度を判断の上、措置すべきと考えております。そして、実施しておるところであります。

さらに申し上げますならば、直ちにすべき予算、これは市民の生命、財産に係る予算であります。それから将来のために今やるべき予算という、この二つに峻別できるのではないかと思います。これらのことをしっかり考えて編成に当たっております。重要案件につきましては、一件審査を行い、長の決定を受けるというやり方をやっております。

また、受益と負担につきましては、その負担というのは市民の皆さんへの経済的負担のように聞こえますけれども、必ずしもそういうものではなく、行政との協働をお願いする、地域活動をお願いする、ボランティアをやっていただくというよう

なことで、市民の皆様のお力添えを願わねばならないということもあると思います。

意識改革の話も先ほど永田議員からもございましたけれども、既成概念を打ち破って、今まさにバブル崩壊の混迷の時であります。最も大事なことはベンチャースピリットをもって取り組まねばならないと思います。終わります。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの森議員の懸案事項についてのご質問にお答えいたします。

まず、プラザファイブ問題は、プラザファイブ商店街だけの問題ではなく、中心市街地、ひいては本市全体のまちづくりの問題と認識しておるところでございます。

去る10月の管理組合臨時総会において、中央ビルの規模を縮小し、改修を行うという再生方針が承認され、方向性が決定されたところでございます。現在、国・県等の支援をいただきながら、事業実施に向けた計画づくりが進められており、市も会議に参加し、ともに検討を行っておるところでございます。

今後、協議が深まる中で、市の担うべき分野、果たすべき役割も明確になってくるものと思われます。国・県等にも引き続きご相談を申し上げながら支援をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、福岡ターゲット構想についてでございます。構想の実現に向けて全体計画及び短期・中期・長期計画、さらには実施計画について関係機関とも連携をとりながら、計画の策定を進めておる状況でございます。平成18年度におきましては、本市の多様で豊富な農林水産物や、観光などの資源の有効的な利用を推進するために、福岡へ赴き、販売促進や宣伝を行うとともに、アンテナショップの設置等についても検討を進めてまいるところでございます。また、地域の物産館などの連携による販売・流通の具体的な方策や本市の魅力を実感していただくために本市に来ていただけるような方策の検討など、農林・商工・観光一体となった取り組みを進めてまいります。平成18年度予算については、これらの内容を踏まえた編成にしたいと考えておるところでございます。

次に、ＣＡＴＶにつきましては、現在計画いたしております地域イントラネット基盤施設整備事業で、公共ネットワークを整備し、行政サービスの高度化を図るものでございます。主要なネットワークを結ぶことは、ＣＡＴＶ事業を実施した場合の主要な幹線としても利用することができるものでございます。

平成18年度においては、イントラネットに必要な予算編成をしていきたいと考えております。また、オフトークの老朽化を招いておる鹿北、菊鹿、鹿央３町の情報

伝達に支障を来さないような情報網の整備を図りたいと考えております。

次に、まほろバス、循環バスについてでございますが、永田議員の質問に担当部長がお答えしましたとおり、現在アンケート調査を実施いたしておりまして、今後地域交通の現状やニーズの分析を進め、運行形態などを検討していきたいと考えております。なお、平成18年度には分析の一環として実証試験運転の実施やその分析などの予算を編成していきたいと考えております。以上です。

○議長（高野誠二君）

杉燒助役。

［助役　杉燒義文君　登壇］

○助役（杉燒義文君）

森議員の質問にお答え申し上げます。

森議員におかれましては、ただいま市が抱えております各第三セクターの経営状況に関し、厳しい現実にご配慮いただいてのお尋ねと存じます。議員ご案内をいただきましたように、市の助役職にある私が各第三セクターの代表取締役についております。鹿本町振興公社水辺プラザ、菊鹿町にあります株式会社あんずの丘、ここには鞠智城跡公園に隣接しております物産館レストランも含んでおります。同じく菊鹿町には株式会社フラワーバンクがございます。鹿北町にあります幸の国木材工業株式会社に代表経営者として参画をいたしておるところでございます。

議員のご指摘にありましたとおり、いずれの会社も、今日にある経営状況は大変厳しい中にあると認識をいたしております。各社その状況報告につきましては、去る９月定例会におきまして、お示しをいたしております。菊鹿フラワーバンクにつきましては、本定例会初日に報告を申し上げておるところでございます。

まず、水辺プラザでございますが、本年で７年目を迎えております。平成16年から売上の伸びがとまっておりまして、平成17年につきましては、前年比若干の減が続いております。オープンから続いてまいりました順調な売上も、ここに来て陰りを見せております。その要因としましては、絶対来客数の減少というのが一つございますし、お客様の１人当たりの買い入れの額というのが落ち込んでおることも一つの要因としてとらまえております。そして、これらのことは、県内各地のこの種の施設に共通したことでもあるというふうに理解をいたしております。

全体内容としては、確かにまだよしの域にあるとは思いますが、それぞれ目指す目標の達成には至っておりません。今、全社員に対し、まずは目標必達に向け、檄をかけておるところでございます。

オープン以来初めての前年比売上落ちを迎えることが予想される今期でありますが、取締役会議等も緊張感を持って会議を重ねており、改善のための具体策の検討

を現在進めておるところでございます。

次に、株式会社あんずの丘についてお答えを申し上げます。

平成８年にオープンして今日に至っておりますが、主に公園、附帯施設の管理や観光情報サービス業、イベント企画、民芸品など、各種販売業を事業といたしております。この会社での急ぎの課題としましては、鞠智城公園に隣接します長者館、物産館とレストランの管理運営に対して改善が必要であると認識をいたしております。

古代鞠智城山城跡の整備は県の事業で進められてきておりますが、思うに集客が望めず、厳しい内容の中にあります。

株式会社菊鹿フラワーバンクでございますが、去る11月29日の株主総会におきまして、代表取締役に就任をいたしております。この経営状況につきましては、先ほど申し上げましたとおり、本議会の初日にご報告を申し上げておるとおりでございます。平成３年にこの会社設立がなされております。押し花を町の産業に育て上げるべく事業がスタートいたしまして、一時期におきましては、売上１億円の実績も示しておりますが、経済環境の長期低迷の中で、ここ数年、売上の落ち込みが続いております。不振要因として昨今中国からの類似製品の動きというものが顕著に影響の一つであるというふうに理解をいたしております。

会社組織のありようにも若干の課題を感じておるところでございます。全国組織の花クラブを親会社とし、その親会社が販売と営業を担当しております。また、別法人の花の研究所が企画と開発を担当しておるわけでありまして、菊鹿フラワーバンクは、押し花の製造部門を担当する会社であります。状況からいたしまして、親会社の実績状況により、もろに我が菊鹿フラワーバンクに影響を受けることになります。菊鹿フラワーバンクとして、直接売上行動ができないようになっておりますので、今日状況の中で、いかに利益率を確保するかでございまして、経費の削減と資材原価率を抑えるべく、関連会社間の資材取引、マージンの交渉を今いたしているところであります。

次に、幸の国木材工業株式会社でありますが、昭和63年の設立で今日に至っております。鹿北町特産のアヤ杉、ヒノキの乾燥材製品を主体とした建築部材の生産や販売業務、コンピューター制御のプレカット加工による高品質な構造軀体の生産販売会社でございます。

ご案内のように森林資源に恵まれた林業のまちの主たる産業の活性化に期待をされている会社でもあります。一時期にありましては、年間10億円の売上も誇っておりましたが、議員ご案内のとおり、ここ数年における林業界の冷え込みはきわめて厳しいものがあります。外的要因等の厳しい背景の中にありまして、会社の経営内

容も現在はまさに厳しい状況でございます。８月末に代表取締役に就任をさせていただきまして、今日状況の経営分析を求め、幾度か臨時の取締役会議等を重ね、その改善課題の認識を全社員にも指示をし、現在は危機感を抱えた中での一日一日を迎えておるという状況でございます。

今回の株主総会から市行政側から私を含め４名の取締役が出向いております。従来の現場取締役主導から、ここしばらくは行政取締役指示主導をもって経営改善に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

第三セクターに共通して認識をいたしておりますことは、今日の社会経済の背景に見まして、売上志向も確かに第一義として努力すべきではありますが、これにはやはり限界を感じております。ここは利益率というものにしたたかにこだわり、常に物材の原価意識と人のむだ、無理、無益を細かく検証し、コストに対する意識を各会社のすべての社員、従業員に認識をさせなければならないと考えております。現在、それぞれの各社社員の意識調査も実施をいたしておるところでございます。

事務管理におきましても、急ぎの課題を認識しております。事業起案の伺いや、支出行為の決裁等、そのほとんどが現場責任者の判断に託されており、これらは当然決裁権者の管理監督のもと、確実になされなければならないものであるというふうに理解をいたしております。この点も早急な改善として指示をいたしておるところでございます。

お答え申し上げましたように、各社にわたり急務の課題を抱えております。行政支援に依存する第三セクターの旧態意識をまずは払拭し、経営の自立というものを目指さなければなりません。そのことへの契機とするのが、お示しがありましたように、このたびの指定管理者制度への移行であるというふうに認識をいたしております。現在、全社、全社員に対し、指定管理者制度について周知理解を図っているところでもございます。

各会社に複数の取締役が行政から出向いておりますので、それぞれの会社の設立当初の地域への思いというものは大切にしながら、早期の自立、早い時期の指定管理者移行への経営体制づくりに向けて努めてまいりたいというふうに考えておりますので、議員、今後のご指導のほどをよろしくお願いを申し上げ、もう１点お尋ねの鹿北町の複合施設についてお答えを申し上げます。

この件、合併協議会において、建設に向けた議題として論議がなされたものかどうかをお尋ねでございますが、協議会議題としての検討はなされていないと存じておりますが、各地域別計画の中で、幹事会検討等により、旧鹿北町の事業計画として位置づけがなされていたものと理解をいたしております。旧鹿北町にありましては、数年前より複合施設の整備に向けた検討がなされておりました。保健センター

と老朽化した公民館機能を期待された施設整備の検討でございます。合併前の協議におきましては、かなり規模の大きい施設の検討がなされたようでございますが、合併後の今日状況の中で見直しの必要もあり、検討を要しているところであります。

既設公民館の老朽化のほどは十分確認できておりますので、隣接しております総合支所との将来取り扱いというものも視野に置いて、急ぎの検討が必要であるというような理解をいたしておるところでございます。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

ここでしばらく休憩をいたします。

午前11時15分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前11時26分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

森議員、了解でしょうか。

○22番（森　久雄君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

２回目の質問を行います。

先ほど総務部長から平成18年度の歳入の見通し、それから歳出についての考え方をお聞きをいたしました。基本的にはこれまで高利率の地方債の繰上償還や施設管理のアウトソーシングと同時に、物件費、補助費等の見直しなどを頑張ってきたというふうにご答弁がございました。私が今回質問をいたしましたこの歳出のところでの最たるものは、歳入が年々減ってきているということをしっかりと自覚をした上での歳出を図るべきだというふうに思って質問をしたところであります。これは行政から教えてもらった言葉ですが、今日まではややもしますと、「入るを図って出るを制す」ということで、やってきたと。それはちなみに交付税の高い伸びとか、いろいろ税収がそれなりにあった時の話だろうと思いますけれども、今後は何に出すのかというのをしっかり図って、何に出すべきか、どういうところに予算をつけるべきかというようなことをしっかり事前に徹底的に図って、それから入った分についての余り分については、それはそれとして、よしとしていくような考え方にしないとやっていけないだろうということを思ったからであります。

とりわけ、物件費につきましては、相当な見直しが可能だと思います。このことにつきましては、市長の方からも財政当局とも十分その考え方を統一されまして、削減といいますか、むだといいますか、無理といいますか、そういうものを排除していただきたいということをぜひお願いを申し上げたいと思います。それらについては市長からもご答弁を賜りたいというふうに思います。

それから、歳入が不足をしていることにかんがみまして、先ほど総務部長が横文字でベンチャースピリットと言われましたけれども、余り早く横文字を言われましたので、私の方から申し上げますと、これは開拓者精神ということで、果敢に挑戦をするぞということだろうと思いますが、後ほど、深くこの意味の説明をしていただきたいと思います。

いずれにしましても、総花式予算などというのは聞いたことがないということを言われましたけれども、すべての事務事業で花が開くような予算になれば、これにこしたことはございませんが、何でもかんでも、あれもこれもやれるということではないと思いますので、あれかこれかというような重点項目、最優先項目、あるいは直ちになすべきこととか、将来のために今やるべきこととか、そういうことにつきましては、賢明なる執行部でございますので、ご期待を申し上げまして、平成18年度予算を待ちたいと思います。

それから、緊急の懸案事項についてお聞きをします。

杉焼助役の方から社長就任をされまして、各施設の状況を本当に詳しくご報告をいただきました。かなり危機感を持っておられるというふうなこともわかりました。

そこで、一つだけ申し上げておきたいと思います。新聞でよく見ますが、全国の第三セクターの末路というのがあります。それはどういうふうな末路を迎えるかというと、巨額の負債を抱え込んで倒産と。そしてそのしりぬぐいは全部行政がやると。住民の怒りがおさまらずに、そういう予算は使ってはならんぞというような裁判まで起こるというようなことも多く新聞紙上に報道されます。でありますから、どの施設をという、この場所で申し上げるのは、少しはばかりますので、総じて申し上げますが、巨額の負債を抱え込んで倒産に追い込まれるような事態になっては、これはもういけませんので、それにならない前に延命装置をつけて生き延びさせるのももちろんその一つの手法ではありますが、その前にきちんと整理をして、ここの事業については閉鎖をしたいとかいうような思い切った決断をすることも必要ではないかということをご提言申し上げておきたいと思います。

それから、複合施設については協議会での検討の経緯はないということを言明されました。このことについてかんがみて、ほかのことを申し上げたいと思いますが、既存の施設というものが１市４町でそれぞれ事業展開や箱物などをつくってきまし

たから、いっぱいあると思います。言うならば、あそこにもある、ここにもあるというような施設があろうかと思います。そういうものにつきましては、やはり整理縮小、統合あるいは廃止というものをピックアップして、ぜひ一般会計の負担を軽くしていかなければいけないというふうに思っておりますから、そういうことについてぜひ早く手をつけて、処理を済ませていただきたいということを申し上げたいと思います。

ちなみに、一つの例を申し上げます。鹿北と菊鹿に液肥堆肥センターがございます。今度新しく鹿本町にバイオマスセンターができました。片や、農村集落排水事業も進めておられますし、そうでない地域には合併浄化槽の導入設置も促しておられます。そういうことを考えあわせますと、鹿北、菊鹿の液肥堆肥センターは、今日なおまだ重要な役目を果たしているのかどうなのかということの疑問でありますし、合併浄化槽や農村集落排水事業で、もう十分ではないのかということが一つでございます。

それから、バイオマスセンターが今地域限定の利用しかできないわけでありますけれども、例えば菊鹿のふん尿の搬入も考えるべきことではないのかということも申し上げたいというふうに思います。

そういうことで、ちなみにお聞きしますが、これは発言通告の中から逸脱はしていないと思いますけれども、バイオマスセンターが私どもがまだ計画段階、工事に入ったころの話ですが、年間3000万円を独立採算できちんと稼ぎ出して運営をしていきますからということを申されておりましたが、何回か質問する中では、一般会計で面倒を見てくださいよということになっておりまして、今日まだ一般会計で面倒を見ております。もう施設は稼動しているというふうに思いますが、今日まで液肥堆肥はどれぐらいの量を生産して、その量が額面にして幾らぐらいのものに、今日なっているのか。売上があったのかどうなのか。在庫はどれぐらいあるのか。そういうことをお聞きしたいと思いますが、また地域振興公社に委託をされているということでありますが、委託料は何人分をどのくらいの人件費で委託をかけてされているのか。維持管理が、これまでどのくらい経費として投入されてきたのか。見通しとして、一般会計から離脱をしていただいて、独立採算でいくぞという、見通しはどのくらいのところにつけておられるのかということも伺いたいと思います。これが一つの考え方というか、むだな施設、あるいは統廃合、整理縮小というところからもお聞きしたい点であります。

それからもう１点だけ、投資的予算を思い切って組むべきだということを申し上げましたが、これは私一人が思いついたことではございませんけれども、山鹿の農業の活性化ということで一つのものの考え方、あるいはご提言を申し上げますと、

特産品開発ということに限ったことではございませんが、産学官の連携というものが一つ手段として選ばれると思います。その学という部分で考えてみますと、合併前は、お隣の町にありました学校でございますが、今度は本市の中に存在しますので、はばかりなく申し上げられると思いますが、鹿本農業高校がございます。ここはバイオ科学などにつきましては、日本一などの評価を得られるような成果を年々残してきておられますが、この鹿本農業高校等の連携、そしてさらには県の力も借りるということであれば、県立農業大学という大きな存在もございます。そういうところと連携をしながら、中・長期的なスパンで予算を組んでいただいて、多種多品目、山鹿市で農産物の生産が行われておりますけれども、これぞというやつをぜひ開発をしていただけるような取り組みをお願いをしたい。そのためには、やはり独自予算というものも組んでもらわなければならないと思いますけれども、市長、助役におかれましては、とりわけそういう分野では卓越したご意見やご識見やあるいは経験をお持ちでございますので、このことについてはどういうふうにお考えになられるのか、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

答弁の中に横文字を使いまして、大変失礼いたしました。ベンチャースピリットといいますのは、冒険的な精神といいますか、今までの枠にこだわることなく新たな分野への模索をしようと。職員みんなで仕事に失敗を恐れることなく、取り組もうということでございます。これは自戒の念を込めての発言でございます。なお、開拓者精神はフロンティアスピリットであります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの森議員の山鹿市の農業をどうするかと。新しい特産品の開発を産学官連携しながら取り組むべきではないかというようなお尋ねでございます。

まさにそういった思いをいたしております。ご存知のように、この山鹿市の主幹的な作物でございます春夏ウリ類が非常に消費の低迷等々によりまして、また消費の変化等によりまして、非常に価格も面積も減少いたしておりまして、これが山鹿市全体の大きな農業の衰退を引き起こしておると、そんな思いをいたしております。また、農業につきましては、ほかの中山間の農業ほかにつきましても、同様な非常

に厳しい状況にあるかなという思いをいたしております。

そういった中で、先ほど言いました山鹿市の新たな特産品の開発といいますか、作物の開発、そういったものが非常に急を要する問題であるというふうな思いを強くいたしております。そういったことで、平成18年度の大きな産業、経済の活性化策の一つといたしまして、そういったこの地域の特産品、特産作物の研究ということで、ただいまお話ございましたように、もちろん農業者、農業団体、主体的に取り組んでいただかねばなりませんけど、行政も一緒にやっていく。そしてさらには、いろんな研究機関との連携を図っていきたいという思いをいたしております。ただいまお話ございました地元にございます鹿本農高しかりでございますし、県立農業大学、さらにはいろんな分野で大学の機関等とも連携、これまであっておりましたけれども、農業の分野につきましても、九州東海大学やあるいはまた九州沖縄農業試験場、この辺につきましても、非常にいろんな形で連携がございます。そういった研究機関と連携を図りながら、ともに知恵をお互いに出し合いながら、しっかりとした論議を深めていきたい。検討を進めて、この地域のあるべき農業の姿、新たな作物、そういったものをお互いの知恵を出し合いながらつくり出していきたいと、そういった非常に大きな思いを持っております。ただいまお話ございましたようなことをしっかりと受けながら、平成18年度以降、しっかりと取り組んでいきたいということを申し上げまして答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。杉燒助役。

［助役　杉燒義文君　登壇］

○助役（杉燒義文君）

森議員さんのお尋ねに対しましてお答え申し上げたいと思います。

特に私にお尋ねの部分につきましては、特産品の開発等々に対しての考え方であろうというふうに思っております。今、全国のあらゆる生産者を含めた産業界の中で、おおよそ二千数百という新しい製品開発等々が検討されておるというふうに理解をしております。そして、その中で本当に社会といいますか、日の目を見るといいますか、評価される新しい製品というものは、わずか二つか三つというふうにお聞きをいたしております。特に、その中でも農業分野におきましては、なかなか目標達成に向けてと申しますか、新しい産品開発が難しい状況にあるというふうに理解をいたしております。ただ、これは、やはり現場、農業者の発想からのスタートと、それをしっかりと支えていく団体なり行政の役割というものが機能しませんと、まさに前に進むことはできないであろうというふうに思っております。

ですから、基本的には、今、市長申し上げられましたとおり、新しい農業政策の中で、そのようなところをしっかりと行政として刺激をし、そしてまた行政の役割というものを認識をしながら、現場、農業者の方々の頑張りをしっかりと支えていくことになるであろうというふうに思っておるところでございます。

以上、答弁にかえたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

森議員の質問にお答えいたします。

鹿北町、菊鹿町にあります有機液肥施設につきましては、それぞれの旧町での人ぷん尿、それから畜産のし尿の処理ということで重要な役割を果たしているものと認識をいたしております。今後におきましては、バイオマスセンター、それからご指摘の農業集落排水施設等との維持管理等を含めまして、そのあり方につきまして検討を進めてまいりたいというふうに思います。

また、バイオマスセンターにつきましては、10月から一部堆肥等につきましての販売を開始しているところではございますが、通告があっておりませんでしたので資料を持ち合わせておりません。具体的な数字等につきましては、後日ご報告をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

第三セクターのあり方につきましての答弁を求めます。杉焼助役。

［助役　杉焼義文君　登壇］

○助役（杉焼義文君）

失礼をいたしました。第三セクターの今後のあり方に対する強いご提言をいただいておりました。

現状から申し上げまして、先ほどご心配をいただいた状況までにはございません。まだ、現段階で努力をすれば、何とか持ち直すことができる状況にあるというような理解をいたしております。

ですから、先ほど申しましたように、まずはそれぞれの会社におきまして、当面改善すべきところをしっかりと改善に向けて努力をさせておるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。森議員、残り時間３分になっております。簡潔にお願いします。

○22番（森　久雄君）

残りの部分でまだ納得できない分は、３月議会でまたやらせていただきますので、これで終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、森議員の一般質問は終了いたしました。

この際、昼食のため、暫時休憩いたします。午後は、１時から開会いたします。

午前11時48分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午後１時00分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、早田順一議員の発言を許します。早田議員。

［13番　早田順一君　登壇］

○13番（早田順一君）

皆さん、こんにちは。13番、早田順一でございます。

まず、質問に入ります前に、資料を配付させていただきたいと思います。議長の許可をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第150条の規定により、これを許可いたします。職員に配付いたさせます。

［職員配付］

○13番（早田順一君）

私は、２点について質問をさせていただきたいと思います。

まず、１点目が、子どもたちの登下校時の安全対策について、２点目が山鹿市鹿北町複合施設建設についてでございます。

まず、１点目の子どもたちの登下校時の安全対策についてでございますが、この件については、別に数人の同僚議員からも質問が提出されておりますので、私は、スクールガードリーダー１点に絞って質問をしていきたいというふうに思います。

広島県に続き、栃木県でも、小学校１年生女子児童が下校中に事件に巻き込まれ、幼い命が奪われました。県内でも衝撃が広がっております。いずれも下校中の児童が被害に遭っていることから、通学路の安全管理やパトロールを強化、保護者や地域ボランティアも、子どもたちを守ろうと対策に懸命になってきております。

６月定例会の一般質問で、学校内の防犯対策と登下校の安全対策で、スクールガードリーダーの取り組みを質問いたしました。このスクールガードリーダーは、

本年度10月から、旧山鹿市の小・中学校を警察のＯＢの方が、月、水、金、２人で４時間ずつ見回るということでした。

そこで、この事業の約２カ月間の報告と山鹿市内で不審者の通報がどれくらい寄せられ、時間帯やどんな不審者がいたのか、一、二点例を挙げてご説明をしていただければと思います。

次に、２点目の山鹿市鹿北町複合施設建設についてでございます。

鹿北町複合施設については、当初、保健センターとして平成８年より検討をされ、平成15年より、町長の諮問機関、鹿北町複合施設検討委員会の中で、１、生涯学習の場、２、図書の利用拡大、３、健康管理や保健福祉サービスを総合的に行い、住民が利用しやすい健康づくりの場として整備計画がされてきました。平成14年に１市４町の合併推進協議会が発足、そして法定協議会へと移行した中でも、鹿北町の公共施設としての最終案をまとめ、建設予定でありました。

さらに、平成16年３月開催の合併協議会幹事会の議題として、平成16年度の各市町の新規事業について審議をされています。その中で、複合施設は実施を見合わせる事業ではないとの判断であり、その流れを受けて計画策定を進め、平成17年度予算で建設がなされるものと思っておりましたが、新規事業については実施を見合わせるという方針により、予算計上がなされませんでした。それから、新たな規模、事業の見直しが行われ、今日に至っております。

旧鹿北町では、年に１回、住民と行政との座談会をすべての部落で行い、意見交換会を行います。その中でも、この複合施設についての意見が数多く出されており、地域住民の熱い要望が出されているのを各部落で何度も聞かされました。

現在建っている鹿北町公民館は、昭和47年８月に建設をされ、33年経過をし、老朽化が進んでいるとのことですが、どれぐらい老朽化が進んでいるのか、お尋ねをいたします。

また、聞くところによると、災害が起きたとき、岳間地区全体が災害地域に指定されるということで、総合支所、公民館が安全な場所になります。既に、前回の台風時においても、たくさんの方が総合支所と公民館に分かれて避難をしておられました。いろんな意味で市民にとって重要な場所です。ぜひ、早期建設の実現をお願いいたしたいと思います。ご答弁をお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

こんにちは。まずもって、幼くして命を奪われました児童のみたまとご遺族に対

しまして、謹んで哀悼の意を表するところでございます。

では、早田議員ご質問のスクールガードリーダーの経過と山鹿市内での不審者の事案件数についてお答えいたします。

１点目のスクールガードリーダーの経過でございますが、この事業は、早田議員ご案内のとおり、本年度より、文部科学省の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の指定を受け、熊本県が実施している事業であります。

スクールガードリーダー、この正式名は、地域学校安全指導員といいますが、山鹿市内には警察ＯＢの２名の方が配置されております。10月から来年の２月までの期間で45日間の活動、週３回程度、登下校時に４時間の勤務を行うものであります。活動内容としましては、児童・生徒の登下校の指導、学校への訪問活動や通学路の巡回、校舎周辺及び校区の巡回を行っております。また、非常時の対応等についても指導がなされ、活動状況等につきましては、学校長に適宜報告がなされておるところでございます。お２人とも、責任感と情熱を持って活動されており、学校及び教育委員会としましても、大変心強く思っているところであります。

２点目の山鹿市内での不審者の事案件数についてでございますが、４月からの不審者、不審車両の事案件数は、現在までに14件ございます。事例としまして、夏休みの午前中の部活終了後、帰宅途中に車に乗った男につきまとわれた案件、あるいは、午前８時ごろ、通学中の高校生が下半身露出の男から追いかけられたというような案件がございます。

幸いにして、日ごろからの学校での指導の徹底、あるいは本人がしっかりしておったということ等もありまして、大きな事件へと発展しておりませんが、小・中・高校の女子をねらった案件であり、危機感を持っているところであります。

次に、山鹿市鹿北町複合施設建設について、教育委員会の考えを答弁いたします。

鹿北町の複合施設については、保健センター及び図書館建設の住民の強い要望と公民館の老朽化に伴い、複合施設として、平成８年より、建設に向けての検討が旧鹿北町でなされております。

現在の公民館は、傷みの状況ということでございますけども、屋根軒先の下がり、それからクラック、雨漏り、鉄筋の爆裂によるコンクリートの剥落欠損と相当傷んでおります。

教育委員会としましても、生涯学習、公民館活動あるいは福祉保健活動の拠点として、また災害時の避難場所としても、複合施設は必要な施設であると認識しております。しかし、合併がなされました現在、山鹿市全体のハード面、組織等の見直しがなされておりまして、このことも視野に入れながら、また本市の財政状況を考慮しながら、本庁の市民福祉部とも一緒になって検討しているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

２点目の早田議員の複合施設建設について、市民福祉部として申し上げます。

当初の施設利用計画の中から、予防接種法の改正による集団接種の廃止、また合併後の乳幼児の健診が山鹿市健康福祉センター等で実施されるなど、利用面におきまして一部減少の部分も出てきている状況でございます。

したがいまして、市民福祉部といたしましても、合併後の山鹿市全体の施設面の見直し、財政状況を考慮した上、健康福祉部門にも活用可能な施設としての整備を教育委員会とともに連携して検討しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

早田議員、了解ですか。

○13番（早田順一君）

議長。

○議長（高野誠二君）

早田議員。

［13番　早田順一君　登壇］

○13番（早田順一君）

１点目の登下校時の安全対策についてでございますけども、このスクールガードリーダーは、国から40人分の予算が県におりてきて、山鹿市に２人分予算がおりてきておりますけども、登下校の安全対策は、日本全国波紋が広がっておりますので、今後、国が予算を減らすようなことはないだろうと思いますが、今後の見通しについてお尋ねをいたします。

それから、鹿北町複合施設建設についてでございますけども、教育長の方から、ぜひ必要な施設であるということを認識しておるということでございます。非常に、ありがたいお言葉をいただきましたし、市民福祉部の方も連携してされるということで、大変期待をしているところでございます。

そこに先ほど配付しました写真のコピーがございますけども、先ほどちょっとご説明がありましたけども、なかなか言葉ではわかりにくかろうと思いますので、そういう写真です。場所的には、役場のすぐ前の施設でございます。屋根の軒先とかが14センチも下がって、水がたまり、雨漏りがするということで、そのような写真

の状況で、非常に劣化状況がひどいということでございます。

以上のことで、市長にもお願いがあるんですが、百聞は一見にしかずで、一度現場の状況がどれぐらい劣化をしているのか、ぜひ見ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。以上、２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

２回目の質問にお答えいたします。

本年の６月、県教育庁の担当者が関係者に説明を行った内容によりますと、断言はできないが、次年度もこのスクールガードリーダー継続はするというようなことでした。また、確認しましたところ、文部科学省としましても平成18年度の概算要求には盛り込んでいるとの情報をいただいております。

早速、私どもとしましても、鹿本教育事務所を通じまして県の方へ、さらなる増員をお願いしているところでございます。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの早田議員の複合施設の建設についてのご質問でございます。現場をぜひ見るべきではないかということでございます。やはり、現場を見て、いろいろな状況を検討するということは、基本的なことだろうと思います。そういった現場を見てみたいと思いますし、また、これまでの平成８年からのそういった検討等々については、しっかりと尊重すべきであると思います。

それとともに、今日の山鹿市全体の状況、あるいはまた、今後組織整備等々が進んでいく中での総合支所の状況等々を踏まえながら、総合的に検討を進めるべきであるというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、教育委員会、福祉、いろんな角度から総合的な検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高野誠二君）

早田議員、了解ですか。

○13番（早田順一君）

議長。

○議長（高野誠二君）

早田議員。

［13番　早田順一君　登壇］

○13番（早田順一君）

３回目の質問をいたします。

登下校の安全対策の方でございますが、国の政策でどうなるかわかりませんが、もしも削られた予算であったり、変わらない予算であれば、現在、旧山鹿市を巡回されている２人分だけになってしまいますので、山鹿市全体の登下校の安全対策として、市独自で事業予算立てをしていただきたいというふうに思いますけども、その点についてのご答弁をお願いいたします。

それから、複合施設についてでございますけども、教育面からも、それから福祉面においても、非常に前向きな答弁であったろうと思います。特に、教育長からは、もうぜひ必要な建物であるということを認識をいたしました。さぞ、こんな前向きな答弁を聞かれた住民の方は、喜ばれることではなかろうかというふうに思っております。まことにありがとうございます。

厳しい財政難であることは承知をいたしておりますけども、市町村合併問題が話し合われる以前からあった内容でもありますし、駆け込み事業でもありませんでした。そして、何よりも合併協議会の中で約束事ではなかったのかというふうに思いますけども、その辺はどうかわかりませんが、その当時、中嶋市長として、町長時代ですね、合併協議会のときに、この件についてどのように認識をされていたのか。今はどうお考えなのか。つくるのか、つくらないのか、どうなのかをぜひご答弁をいただければというふうに思いますけども、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

スクールガードリーダーの件につきまして、３回目のご質問にお答えいたします。

皆さんご案内のとおり、想像を絶するような事件が次々と起こり、教育関係者はもとより、もう国民全体が大変心を痛めているところでございます。このような状況を考えますときに、県の事業あるいは文部科学省の事業でありますが、本年から実施されております、このスクールガードリーダー事業は、まさに時宜をとらえた現段階でのタイムリーな施策と考えられます。

しかしながら、先ほど答弁でもお答えしましたが、文部科学省も概算要求は行っているものの、予算の確保ができるかどうかというところでは、まだ不透明な点もございます。そのようなことを考えましたときに、山鹿市の子どもたちが安心して

登下校でき、学ぶことができる学校づくりを目指して、山鹿市教育委員会の施策として展開を行う必要性を感じておるというところが事実でございます。そのような方向で実現できるように努力いたしてまいりたいと思います。

さらに、子どもへの防犯教育の取り組みや家庭と地域が子どもたちを見守ることができるボランティアグループの立ち上げなど、地域も一体となっての安全対策に努めていかねばと考えております。

議員各位のご理解をよろしくお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

再度の早田議員の鹿北町におきます複合施設の件でございますけども、先ほど助役が申し上げましたように、合併協議の項目としては上がっていないということでございますし、先ほど、これにつきましても申し上げましたように、幹事会での各旧町の事業計画の持ち合わせ、持ち寄り、そのときの各旧町の事業予定、そういった中で上がっていたというふうに認識をいたしております。

これにつきましても、そういった幹事会での各町からの事業予定、そういった面では、そういった位置づけをせないかんかなという思いがしますけれども、もうそういった考え方をいたしております。

この建設につきましては、先ほど申し上げましたように、これまでの旧鹿北町での検討の状況、あるいはまた地域住民の方々の思い、あるいはまた生涯学習や保健センターとしての必要性等々を十分と尊重しながら、かつまた今後のそういった施設のあるべき姿、既存の施設との今後のあるべき姿等々をしっかりと検討する必要があろうと思っております。午前中の質問の中にも、施設の有効活用、統合、廃止等々の質問もあっておったわけでございまして、そういった有効活用という面からも総合的に判断すべきであるというふうに思っておりますので、先ほど２回目答弁しましたように、いろんな角度から総合的に判断していきたいと、検討していきたいと、そう思っております。以上です。

○議長（高野誠二君）

以上で、早田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、堀　茂幸議員の発言を許します。堀議員。

［10番　堀　茂幸君　登壇］

○10番（堀　茂幸君）

お昼の御飯食べてすぐの時間というようなことで、眠い時間でございますけれど

も、短時間のうちに終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。10番議員の堀でございます。きょうは、一般質問、１点だけ行わさせていただきたいと思います。

私が一般質問として上げましたことは、防犯パトロール隊についてというようなことで上げておりますけれども、今、早田議員の質問の中身とちょっとダブる部分もありますので、ちょっと教育長の方には何も言っておりませんでしたけども、今の早田議員の子どもたちの登下校の安全対策についてというようなことで質問がありましたけれども、スクールガードリーダー、今現在、国の予算の中で山鹿市の中に２人というようなことで、４時間、二、三回というようなことがおっしゃいましたし、これは山鹿市の小・中学校が全部で26校ほどあると思いますけど、その中を２人の指導員さんたちが二、三回というようなことでされているというようなことでもあるし、地域等でその防犯活動の立ち上げに期待するというような答弁であったような気がするとですよね。

それも結構であるかもしれませんけども、教育委員会として、ＰＴＡ活動をあわせた中で、子どもたちの安全対策をもう少し真剣になって考えていただきたいという思いをしました。早田議員の質問に対して。その点を後で教育長のお答えをいただきたいなと思います。

それでは、本題のパトロール隊についてということで質問を行いたいなと思います。

私は、最近非常に、毎日のように報道されておりますけれども、子どもたちに対する卑劣な事件と申しますか、犯罪と申しますか、非常に許しがたい、心から怒りを覚えているような次第でございます。学校と保護者、また地域だけの問題でなく、社会全体として取り組まなければならない、問題ではなかろうかというふうに思います。

安全で安心な暮らしづくり、まちづくり、これは市政の基本であり、地域の活性化にもつながる重要な課題であろうとも思います。ただ、警察というようなことで、そこに頼りがちではありますけれども、行政として市民と協働による犯罪の抑止に向けた取り組みが必要ではないかと思います。

そこでお尋ねをしたいと思います。地域犯罪を未然に防ぐため、行政と市民が連携した活動を行い、地域の生活の安全を推進するということが目的である生活安全条例というのが、全国で聞き及びますと1200団体、約３分の１程度だと思いますけれども、今、発足されて、条例があります。熊本県下の市町村を見てみますと、生活安全条例を制定し、積極的に取り組みがされている地区もあると聞きますが、条例の内容、活動状況などについて把握されていれば、お答えいただきたいと思いま

す。特に、防犯パトロールの状況や青色回転灯のパトロールの配備状況がわかれば、あわせてお願いを申し上げます。

防犯パトロールとは、犯罪の抑止力とも言えます。他市の状況を見ながらとか、予算上とかではなくて、今できることを検討し、行動に移すことが、犯罪の抑制、抑止力、あわせて防犯につながると思います。

そういった意味で、ご答弁のほどをよろしくお願い申し上げまして、１回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

私の答弁がちょっと至らないところがあったと思いますので、補足的に申し上げたいと思います。

当初、早田議員からもちょっと話がありましたように、同じような質疑がお３方からいただいておりました関係で、スクールガードリーダーに絞りまして私がお答えいたしました。これは、旧山鹿市が受けた形で進めておりまして、それを今度は26校全部に広げられないかということで県の方にもお願いしておるし、もしそれが不可能なら、私どもとしては山鹿市教育委員会として、そういう思いでやりたいというようなところでございます。

なお、学校としても、地域社会の方々にお願いするということではありませんで、学校として今精いっぱい、いろいろな、もう考えられるありとあらゆる形で、子どもたちの安全を守るように努力しておるところでございますので、一応補足させていただきます。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

県下の生活安全条例制定状況等に関するご質問ですが、県内では、嘉島町を初め24市町村で制定されております。内容としましては、防犯活動を地域ぐるみで進める、犯罪や事故を未然に防止し、安心して暮らせるまちを築いていくためということになっておりまして、市あるいは市民、事業者などの責任、役割等が定めてあるようでございます。条例に制定市町村の活動状況は、関係機関、団体との協議会設置により、活動団体との調整、環境整備、自主防犯の啓発活動などがございます。

自主防犯パトロール団体、これは20団体ぐらいございまして、登録車両が49台の

ようでございます。青色回転灯の装着車ということでございます。なお、条例の制定をしてはいなくても、自主的な団体の活動としてやられているものも含んでおるということでございます。以上です。

○議長（高野誠二君）

堀議員、了解ですか。

○10番（堀　茂幸君）

議長。

○議長（高野誠二君）

堀議員。

［10番　堀　茂幸君　登壇］

○10番（堀　茂幸君）

ご答弁ありがとうございました。

教育長におかれましては、気持ちはわかりましたけれども、さっきの答弁というようなことになりますと、みんな不安に思うと思いましたので、そういうことをさせていただきましたので、今後ともよろしくお願い申し上げておきます。

今、総務部長の答弁の中で、生活安全条例についての普及の状況等の県下の説明がありましたけれども、24市町村あるという中で、条例がなくても活動されているところもあるというようなことでございますけれども、生活安全条例は、犯罪及び事故、ひいては防災に及ぶ、総合的な市民生活の安全で安心に暮らせる地域づくりを目的とするものであると思います。市民の協働と申しますか、協調であり、地域活動であり、自主的な防犯活動などを支援していくという条例でもあると思います。

熊本県を初め、市町村で制定の気運が高まっているというような今日でございますが、当山鹿市においては、この条例の制定の取り組みはないのか、制定の必要性は感じないのかというようなことをお尋ねを申し上げたいと思います。

それと、あわせまして我が地域、三玉でございますけれども、この防犯パトロール隊というのがことしの８月に結成されまして、会員の方が31名いらっしゃると思いますけれども、毎週金曜日に先ほど、子どもたちの事故というのは登下校の際が、統計上見てみますと、約60％強になるというようなことだそうでございますけども、そういうことであるときに、毎週ボランティア活動というようなことでやっておられます。

地域が関係団体としっかり連携されて、地域挙げての活動を支えようとしておられますが、地域を守る防犯といいますか、それに対して、行政としては何らかの支援措置がないだろうかというようなことも思います。うちのパトロール隊でも、防犯協会は市の助成金の中から立っている防犯協会でございますけれども、そこの中

から、帽子であったり、ステッカーであったり、チョッキであったりということは、山鹿市の中で初めての活動でございますので、提供を受けながら、パトロール隊というのが発足しておりますけれども。何せ自分たちの車を使い、マイクもないしというようなことでありますので、できるならば行政として、青色回転灯のパトロールカーの配備とか、活動団体に配備を一つ一つするのは大変ですので、これを行政で買っていただいて、それを各活動団体に貸し付けるというような形とか、燃料代などの助成とか支援とか、そういうことについてもお尋ねをしたいなと思います。

それから、もう一点ですけれども、これはパトロール隊とは少し外れるかもしれませんけれども、地域活動費というのが今、新山鹿市の中では6000万円だったですか、大体旧山鹿の場合には１校区200万円ですけれども、そういうことも地域活動費の中から助成なり何なりというのができるのかなあというようなことを思うわけです。

それで、これはボランティア団体でございますので、どういった形の助成になるかわかりませんけれども、聞きますと、この地域活動費というのが、地域の区長さん方が総合支所の総務振興課の中に行って、一つ一つ説明して、許可を受けて、そして初めて認可いただいて、その助成金をいただくというようなことが、今の総務振興課の対応みたいでございますけれども。何か行政と余り変わらんで、行政としては、企画して、予算を立てて、財政ヒアリングをして、決裁をいただくという、余り変わらないようなことをこの地域活動費でもやっているような形であって、非常に区長さん方も、自分たちの地域の特色を生かしながら、地域に合った活動、そして地域づくりに寄与し、貢献する目的での事業等に資金を助成するというのが当たり前の形だと思いますけれども、何か非常にややこしくて、もっと簡素化できないだろうかというふうな意見もありますので、そういうこともあわせましてお尋ねしたいと思います。２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

条例の制定への取り組み、必要性についてということでございますが、熊本県の犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例に基づきます防犯対策基本方針に従い、所管課において緊急な条例制定が必要かどうか、十分に検討をしたいと考えております。

なお、条例の趣旨は十分に認識しておりますので、必要性につきましては十分理解しておるつもりでございます。

それから、青色回転灯の積載車についてですが、これは、警察署により運転者への講習、それから許可証を受けて、陸運局への登録という手続が必要であります。個人の車両、公用車、いずれも同様の手続を踏まえて運用できることとなりますので、公用車への積載を行いたいと考えております。

それから、それを貸与、あるいはそのガソリン等の支援ということでございましたけれども、それについてはまだ考えておりませんでした。

それから、私どもにすぐにできる対応としましては、緊急かつ臨時的ではありますけれども、昨日から、市所有の交通安全指導車のパトロールカー５台を、下校時間帯に巡回指導を兼ねて防犯パトロールを実施していることをご報告いたしておきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

地域活動補助金につきましては、地域の問題や課題について、住民の自主的、主体的な活動を財政的に支援するものでございまして、地域の防犯や子どもの安全見守りなどは、まさに地域住民の皆さんが主体となって協力をしなければ有効とならない活動でございます。目的といたしましては、この補助金にふさわしいものと考えております。実際に、今年度、この補助金での計画がなされている校区もございますので、ぜひご活用をいただきたいと思います。

なお、この補助金は、あくまでも事業費に対します補助金でありますので、申請書、計画書の提出や実績報告などもございますが、各総合支所の総務振興課を中心に、事業の申請関係についての助言、また行政として支援をしていきたいと考えております。ご相談のほどよろしくお願いいたしまして、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

堀議員、了解ですか。

○10番（堀　茂幸君）

議長。

○議長（高野誠二君）

堀議員。

［10番　堀　茂幸君　登壇］

○10番（堀　茂幸君）

３回目をさせていただきたいと思います。

今の西田部長の答弁、条例に対しては検討する。あと、貸し出し、燃料代は考え

ていないということですか。そうおっしゃったでしょう。この貸し出し関係は、考えてないということですね。これについて、もうちょっと何か考えていただくならばと思いまして、今、再度質問させていただきたいと思います。

それと、地域活動費につきましては、ややこしいというようなことを言いましたけれども、もう私、単純に思いますとき、助成金の形をとるということは、先ほども申しましたとおり、総務振興課の中でぴしゃっと打ち合わせしながら出していくのが間違いないかもしれませんけれども、要望と申しますか、先ほども申しましたとおり、地域として結局地域に合った活動をというようなことで、皆さんたちが精いっぱい考えられて、地域おこしといいますか、そういったことに使わせていただくならばというようなことになったときに、本当だったら、区長会というか地域に対して、予算的にこれだけを有効活用してくださいというようなことにしてやれば、本当の形の地域性に合ったところの活動費といいますか、そのようなことができるような気がしますけれども、その点はいかがかなというふうに思います。

それと、あわせまして、さっきボランティア的なパトロール隊には、事業費のみの補助というようなことになりますと、結局、いろんな活動あたりも、そういう装備に関しては補助金が出ますけれども、このボランティア団体にちょっとしたお菓子代だとか、ジュース代だとか、そういった形での助成といいますか、そういうことはできないというようなことですね。そういうことをあわせまして、お答えをいただきたいと思います。これで３回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

車両の貸与については、現在のところでは考えておりません。これを貸与するということになれば、現在、先ほど緊急かつ臨時的に５台のパトロールカーで防犯パトロールやっておると申し上げましたけれども、これは通常業務に使っておる車を今そういう形で運用しておるということでありますので、そういう防犯パトロール専門に貸与するあるいは配備するということになれば、車両の準備からが必要でありますので、現在はまだ考えておりません。

○議長（高野誠二君）

福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

一応、現在のところ、事業費の補助金ということで、この活動補助金関係は行っ

ております。ただいまの議員の質問の中では、交付金ではどうかというご質問だったかと思います。

そういう部分につきましては、ここの補助金関係、交付金につきましてもですけれども、交付金のため、市の監査対象でもありますので、書類関係についてはある程度ぴしっと整理すべきではないかと考えております。そういう点で、申請、また実績報告、そういう部分につきましては、総合支所の職員がお手伝いをしながら、皆さんの負担が少しでも軽減できるように頑張っていきたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

以上で、堀議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、池田誠一議員の発言を許します。池田議員。

［９番　池田誠一君　登壇］

○９番（池田誠一君）

こんにちは。９番議員の池田でございます。寒い日が続いておりますけども、先刻の人事院勧告におきましても、皆様方の給与が引き下げられたというようなことでもありますし、地方自治体においても三位一体改革での財源移譲がなかなか進まないというようなことで、すべてが懐具合も寂しいようでございます。せめて答弁方だけは、温かい前向きなご答弁をいただきますように、心からお願いを申し上げたいと思います。

通告に従いまして、３点ほど質問をさせていただきます。

１点目でございますが、市立病院改築についてが１点、介護保険事業の制度変更に伴う当市の対応についてが２点、３点目で、先ほど２人の議員さんご質問なされましたけれども、また明日、川野議員さんもご質問の予定でございますが、小・中学校における通学時の安全確保と子どもたちへの安全意識というようなことでの質問をさせていただきたいと思います。

１点目でございます。

市立病院改築について、この件につきましては、合併以前から旧山鹿市においてのこの計画が持ち上がっておりまして、皆さんから、本当に市民の皆様方こぞってこれを待ち望んでおったわけでございますし、いろんな諸事情によりまして、合併後、そしてまた本年度経過いたしましたけども、いよいよ来年度着工の予定だと聞き及んでおります。その具体的な進捗状況なり経過をご報告をいただければというふうに感じます。

また、その中において、どういった配分の中で面積配分を行われるのか。病床等の配分、そしてまた診察利用の配分、それにいろんな給食室であるとか、そういったのもあろうかと思いますが、概略で結構でございます、どのような配分になるの

かをお聞かせいただきたい。そしてまた、それに係る予算等々は、どのような、幾らぐらいかかるのか。それにおける起債あたりの割合はどういうふうな形でその財源を持ってこようとされているのか、あわせてお尋ねをいたします。

続きまして、２点目でございます。

この介護保険事業、本年10月１日より制度改革が行われました。旧来は、その施設の中において、その入所者に対しましてはすべてこの介護保険事業費の中から賄われていたというふうに思いますが、今回、制度改革によりまして、その施設費の一部負担、そしてまた飲食等における食事の一部負担が自己負担になるというふうなことになっておるように、新聞等々でも掲載されております。

そこにおいて、この個人負担がふえることによって、その本人、または家族なりの負担がどのような形で変わってきているのか。まして、そこにおける多分４万円ぐらいの施設入所費の中で２万円ぐらいの費用負担が自己負担に加減するんじゃないかというふうな危機意識も持ってらっしゃる方もいらっしゃいます。その辺のところがどういうふうな形で変わってきているのかをお示しをいただきたいと思います。

３点目でございます。

この小・中学校における登下校、特に先ほどから質問があっておりますけども、本当に痛ましい事件が栃木県、広島県に続いてまたいろんなところで起こっております。先ほど堀議員の方からもありましたように、下校時といいますか、通学時におけるそういった被害というものが約60％、学校内においてが約１３％、残りの27％が帰宅後の事件といいますか、そういった率であるというふうに報じられております。

そういった中において、本当に痛ましい、小さな、いたいけな子どもたちがそういった事件に巻き込まれること自体が、本当に憤りを覚えますし、これから先の対応というものが本当に地域ぐるみの中で必要になってきはしないだろうかというふうに考えております。

そういった中で、現時点における教育委員会としてのその安全確保のための保護政策をどのようにとっておられるのかが１点。そしてまた、その子どもたちに対する危機意識というものをどのような形で指導なさっておるのか。２点、あわせてお伺いをいたします。

以上で、１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。清田病院事務部長。

［病院事務部長　清田辰郎君　登壇］

○病院事務部長（清田辰郎君）

池田議員の病院の改築の進捗状況についてというご質問についてお答えしたいと思います。

市立病院の改築につきましては、平成17年９月13日に山鹿市立病院事業審議会から、「地域住民に信頼される地域中核病院を目指し、基本構想・基本計画を早急に実施されたい」との答申をいただいたところでございます。また、施設整備につきましては、「施設設備の老朽化も著しいことから、基本構想・基本計画に沿った施設整備を早急に実施されたい」という答申をいただきまして、現在、計画を進めているところでございます。

スケジュールといたしましては、現在、実施設計に向けて院内での検討を行っているところでございまして、計画といたしましては、平成18年度に実施設計、平成19年度中に着工いたしまして、平成21年度中に完成の予定としております。

規模でございますが、病床数は、現在と同じ201床を予定しております。面積についてということでございましたけども、現在のところ、詳細については詰めてるところでございますけども、現在、１床当たりの広さが53平米でございますけども、改築後は１床当たり約70から80平米ぐらいの建物を見込んでおります。

建築の概要といたしましては、診療に関する部分、病棟ですとか外来部分、検査部門等を新しく建設し、管理部門等は、現在の外来棟を改修する計画でございます。

総事業費につきましては、実施設計等に入って詳細に出てくると思いますけども、現在のところ約45億円程度を見込んでおりまして、財源といたしましては、そのうちの95％を起債ということで計画をしておるところでございます。

以上、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

角野市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　角野恵子君　登壇］

○市民福祉部次長（角野恵子君）

介護保険制度が変更されたことによります低所得者に対する負担の増ということについてのお尋ねであったかと思います。それに対してお答えをさせていただきます。

今回の介護保険制度改正におきましては、在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、介護保険施設に係る居住費用や食費について保険給付の対象外とする、また、通所系施設サービスの食費についても保険給付の対象外とする制度改正でございます。

ただし、それに伴います生活保護世帯等、低所得者対策につきましては、負担軽

減を図る観点から、負担限度額を設定し、負担限度額を超えた部分につきましては、新たな補足的給付といたしまして特定入所者介護サービス費を創設して、保険給付をいたします。

具体的には、利用者負担段階を３段階設定を基本といたしております。まず、第１段階の対象者でございますが、生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方でございます。次に、第２段階の対象者でございますが、世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方でございます。次に、第３段階の対象者でございますが、世帯全員が市町村民税非課税の方で第２段階に該当しない方でございます。

また、高額介護サービス費の見直しも同時に行いまして、限度額の引き下げを実施して、低所得者に対する対策を講じているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

池田議員の３点目の質問、小・中学校における通学時の安全確保と子どもたちへの安全意識教育についてお答えいたします。

まず、通学時の安全確保、いわゆる安全対策についてでございますが、教育委員会としましては、毎月開催しております校長会議等を通じて、次の５点について随時指導しているところであります。１点目は、通学路の要注意箇所のチェックと安全確保の徹底、２点目は、登下校時の安全管理の徹底、３点目は、子どもたちに危機回避能力を身につけさせるための安全教育の推進、４点目は、不審者に関する情報の共有、５点目は、警察等関係機関との連携であります。

例えば、ある小学校においては、防犯ブザーを全学年携帯させており、下校時には鳴らして、全児童が危機意識を持つように指導したり、警察署との連携やＰＴＡ補導委員会等における下校指導を行ったり、集団下校の実施を行っております。一例を紹介しましたが、市内の各小・中学校では、個々に応じた、また地域に応じて同様な取り組みを行っております。

しかし、今回のような事件が頻繁に起こるようになりますと、今まで以上に家庭や地域の関係団体と連携しながら、子どもを見守る体制の充実など、地域社会全体で学校安全対策に取り組む体制の構築が必要と考えております。学校関係者ばかりでなく、家庭、地域、学校が一体となって、子どもの安全確保に取り組む風土を醸成していきます。

次に、子どもたちへの安全意識教育についてでございますが、この件についても、校長会議等を通じ指導を行っております。幼児、児童、生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためには、危険予測能力や危険回避能力を身につけさせることが必要であることから、通学安全マップの作成、防犯教室の実施等の取り組みを通じて、幼児、児童、生徒の発達段階に応じた実践的な防犯教育を行っているところであります。以上、答弁いたします。

○議長（高野誠二君）

ここで、しばらく休憩いたします。

午後１時59分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後２時10分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

池田議員、了解ですか。

○９番（池田誠一君）

議長。

○議長（高野誠二君）

池田議員。

［９番　池田誠一君　登壇］

○９番（池田誠一君）

２回目の質問をさせていただきます。

市立病院についてでございますけども、ただいま事務部長よりご答弁をいただきました。若干、私が考えているよりも、時期的なスタンスといいますか、延びるような感じがいたしますけども、慎重に、本当に十二分に協議をしていただき、市民に合ったニーズの中で建設に当たっていただきたいなというふうに思います。

そういった中で、再度質問をさせていただきますけども、今、自治体病院というそれぞれの病院ございますけども、幸いに当市立病院は、ここ数年来の黒字計上を行っておりますが、他地域の自治体病院は、それぞれ赤字を抱えながら、その改築なり、または新築を目指しながらの病院経営の立て直しを考えているというふうなことでもございます。

しかしながら、そういった中において、この城北地区における病院の核として、現在、今話に上がっておりますのは、総合的な病院をこの城北地区につくろうじゃないかという話があっております。これは、地域完結型医療を目指したものでありまして、今までそれぞれに２次医療という形の中で自治体病院が存在するわけでご

ざいますが、これを３次医療までの完全確立した病院をつくり上げようじゃないか。そうすることによって、今現在、熊本市の方へ搬送されておられます重病患者なり、緊急的な患者さんについての対応を行っておるわけでございますが、それを城北地区における拠点として、そこで全部集約しようじゃないかという話の中で、医師会、そしてまた熊大病院、熊大の医局まで含めた形での県知事への答申まで含めて話が進んでいるのも実情でございます。

そういった中で、そのこと自体が、まだ実現はしておりませんが、具現化し、実現しそうとした場合において、その45億円もかけた中で、まして95％の起債を伴うこの市立病院、大丈夫なのかなという危惧が頭の中によぎるのも事実でございます。どうか、その辺のところの、まだ具現化をしておりませんが、もしそうなったときに、この山鹿市というのは、この城北地区の中にあって真ん中にあるわけでございまして、阿蘇、菊池、鹿本、玉名、荒尾というこの城北地区の中における真ん中に位置するこの山鹿市としては、そういった拠点的な病院ができることによっての市立病院が対応すべき点というのはあろうかと思います。その辺のところをどのようにお考えになっておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

２点目でございますけども、介護保険事業に対しましては、先ほど次長の方からご答弁をいただき、本当にそういった中での自己負担がふえるということに対する不安視する部分をぬぐい去るようなご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

これは、国の中での制度改革でございまして、当市がどうのこうのという問題じゃございませんけども、その周知といいますか、そういった方々がまだ逆の方向の意味の中で認識されている方々も随分いらっしゃるというふうに思いますので、広報なり何なりにおいて、そういった低所得者に対しての負担増というのはないんですよっていうふうな部分を含めて、お示しを市民にいただきたいなというふうに思います。

それから、３点目の小・中学校における通学時の危険に伴う問題でございますけども、今、教育長の方からもご答弁いただきました。

この件につきまして、６月議会で私も一般質問をさせていただいた折に、旧来の山鹿市でありますと、ないとは申しませんが、川辺小学校とか、平小城小学校であるとか、三玉小学校の一部であるとか、そういったところに危険部分はあったにせよ、新市になりましてからの鹿北町における岳間小学校、それぞれの３小学校、菊鹿町における３小学校の通学児童の子どもたちに対しては、本当に山の中といいますか、人家が全くないところを数キロにわたって通学しなくてはいけない。そのようなときに、通学バス等の措置ができないかというような質問もいたしました。そ

の件に関しまして、現在、どのような形で通学バス等の利用度はなされておるのか、その辺の範囲、わかればお示しをいただきたいなというふうに思います。

それから、現在、学童保育という部分の中で、数年来前から旧山鹿市においては取り組んでおりましたけども、現在、多分しょっぱなにできました山鹿小学校、大道小学校、八幡小学校、三玉小学校と、随時その学童保育という性質のものが設立されているかと思います。旧４町に対しても、それぞれに近年来そういった学童保育の措置がなされたと思いますけども、この学童保育こそが、１年生から３年生っていう小児児童に対しましての危険に対するといいますか、安全に対する一つの受け皿的な部分になってはしないかなというふうに存じ上げます。

そういったことを踏まえまして、現在、その学童保育がどこら辺の学校区まで設置されているのか。そしてまた、これから先、その要望があってるのか。その辺のところがわかれば、またお示しをいただきたいなというふうに思います。

以上で、２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。清田病院事務部長。

［病院事務部長　清田辰郎君　登壇］

○病院事務部長（清田辰郎君）

２回目のご質問の城北地区で地域完結型を目指した病院の建設が予定されているという意のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

そのような計画といいますか構想が、荒尾、玉名地域の方であるというふうには聞いております。

当院といたしましては、先ほども申し上げましたように、山鹿地域の中核病院を目指し、基本構想・基本計画に沿って、急性期の医療を中心とした事業の展開を図っていくこととしております。その中で、地域でできることは地域の医療機関と連携し、また高度な機能を必要とする場合は熊本市内等の病院との連携を図りながら、医療の展開を図っていくこととしております。

隣接の診療圏に、そのような当院の機能を補っていただける病院が建設されれば、当院にとっても、また地域の方々にとっても、非常に有益なことではないかと思っております。その際は、そのような病院との連携を強化していくということも図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

角野市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　角野恵子君　登壇］

○市民福祉部次長（角野恵子君）

介護保険改正に伴います周知についてということでお答えさせていただきます。

本年の８月10日に、山鹿市健康福祉センターにおきまして、関係事業所にお集まりをいただいて、説明会を実施したところでございます。参加事業所が40事業所、それから参加者が85名でございました。申請の方法等につきまして、本人や家族の方に十分ご説明をいただくようにということを、あわせてお願いをしてきたところでございます。また、今後におきましても、いろいろな機会を通じまして周知に努めてまいりたいと思っております。

また、わかりやすいような改正前と改正後ということでのパンフレットもつくっております。こういったものをそれぞれの事業所にお配りしているところでございます。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

池田議員の２回目の質問、小・中学校における通学バス等の利用状況についてお答えいたします。

まず、通学バスの活用でございますが、旧鹿北町で実施されておりました施策を新市で継続いたしております。平成13年度に路線バスの岳間線が廃止されたため、行政により、岳間小学校及び鹿北中学校通学バスの運行が開始されております。現時点での利用者は、岳間小の児童が11名、鹿北中の生徒が28名となっております。

また、遠距離通学の小学生がタクシーを利用しておりますが、この施策も、旧鹿北町、鹿央町で実施されていたものを継続したものであります。鹿北町では、岩野小の児童４名が、鹿央町では、米野岳小の児童６名が利用いたしております。いずれも、通学距離が８キロ以上となっております。以上、答弁いたします。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

学童保育、放課後児童クラブ等の取り組みの現状について申し上げます。

放課後児童クラブは、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校児童に対しまして、授業の終了後、学校を初めとする公的施設等で、保護者が迎えに来られるまで指導者のもと安全に過ごせる居場所を与え、児童の育ち合い・見守りの場としても有効な支援施策だと考えております。

現在、市内には、放課後児童クラブは、旧山鹿が多うございますが、８クラブが

運営されております。平成18年度は、さらに２クラブほど、一応鹿央校区と平小城校区でございますが、申請されております。今のところ鹿北におきましては、祖父母と同居中や近くに見てもらえる方がおられるということで、夏休みだけの設置ということになっております。

県の補助対象といたしましては10名以上の受け入れが必要となりますが、まだ開設されていない校区においては、要望があれば積極的に実現に向けて対応していきたいと思っております。また、今後も、社会全体で子どもを見守る体制を整備し、子どもたちが安全、安心して活動できる子どもの居場所を考えていく必要があると思っております。ご理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

池田議員、了解ですか。

○９番（池田誠一君）

議長。

○議長（高野誠二君）

池田議員。

［９番　池田誠一君　登壇］

○９番（池田誠一君）

３回目の質問をさせていただきます。

市立病院に関しまして、部長の方から、本当にありがたいというか、そういった病院ができるならば、連携した形で、そういった機能に当たった病院設立に向けて考えていきたいというふうなご答弁をいただきました。

私が危惧いたしましたのは、経営ももちろんでございますけども、医療スタッフの確保が一つあったわけでございます。そういった中で、本当にそういった病院ができるとするならば、優秀な医療スタッフの皆様方がそっちの方に集中されて、残された医療機関といいますか、自治体病院の方になかなか思うような医療スタッフの方々が来ていただけないんじゃないかというふうな危惧も持っていたわけでございます。

そこで、幸いにといいますか、そういった経営主体方法も幾つか考えられるわけでございまして、そこの病院というのが完全自治体病院という機能じゃなくて、医師会等も含んだ形で行う独立行政法人化のもとでの病院設立みたいでございますので、ちょっと心配したところもございました。そういった中で、今、今議会でもいろんな指定管理者制度もうわさといいますか、今回の議案に載っておるわけでございまして、この病院等も指定管理者制度の一枠の中に入れられはしないかなということも思ったわけでございます。

今、清田事務部長が日赤の方から今おいでいただいてるわけでございまして、もし指定管理者の方がそういった日赤なりから招聘することができるならば、今、熊大事務局に集中しております医局部分の医療スタッフの招聘あたりも、スムーズに全国から優秀な先生方、お招きできるんじゃないかなという気がいたしましたものですから、この質問も一つの考え方の中でしたわけでございまして、もしこういった形で指定管理者を病院に置くことができるのか、その辺のところもあわせて、最後の質問のご答弁をお願い申し上げたいなというふうに思います。

続きまして、小・中学校における通学時のことですけども、今、市民福祉部長の方から、この学童保育についての設置状況についてご説明をいただきました。現在８校、今申請中が２校ということで、10校でありますけども、先ほど26校の小・中学校があるわけでございまして、小学校区が20校区とするならば、約あと半分ぐらいしかまだこの学童保育の設置数がなされておりません。

本当に、小さな子どもたち、１年生から３年生という小児児童の子どもたちが、そういった施設があることによって通学における危険度を避けることができ得るというふうに思いますし、また、それが駆け込み寺じゃないんですけども、本来の目的とは違いますが、本当の安全性から見るなら、すごい役割的な部分の中では大きな位置を占めてきつつあるのかなという気がしてなりません。

ですから、その10名という枠という、10名の要求者がないとなかなか設置できませんということですけども、その辺のところを若干なりとも、小さな学校でありますならば、なかなかその新入学児が10名も満たないような小学校も今出てきている状況でございますので、できるならばその枠的な部分をかんがみていただきたいなと、軽減していただきたいなという気がしてなりません。

それから、スクールバスについても今ご説明ありましたが、これにあわせまして、やはり本当に鹿北と、今幾つかの小学校上げられましたけども、菊鹿あたりも同じだろうと思います。もう、本当に山の中からというか、失礼でございますけども、そういった民家がない、防犯灯もない、暗い夜道を、特にこういった秋冬時期には日が短こうございますし、早く暮れます。そういった中で歩いて通学しなくてはいけないような子どもたちのために、ぜひともそういった通学バス等の利用のできるような状況等々をつくっていただきたいなということをお願い申し上げます。

それから、もし、それにつきましてもう一つが、これは先ほどから話があっております福祉バス、まほろバスのことでございますけども、それにあわせて、こういった通学についてのこともかんがみていただけないかという要望でございます。確かに、高齢者の人たち、障害者の方たちが本当に利用しやすいようなまほろバス構想ではありますけども、それにあわせまして、こういった子どもたちが安心して通

学できるような形でのまほろバスになってもほしいなという気がいたしてなりません。その辺のところを通学バスとあわせまして、まほろバスの中で対応ができないかということを最後の質問として、終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。清田病院事務部長。

［病院事務部長　清田辰郎君　登壇］

○病院事務部長（清田辰郎君）

３点目のご質問の市立病院にも指定管理者制度を採用できないかというご質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

議員のご指摘にもありましたように、医師を初め人材の確保というものは、当院の今後の事業展開を図る上では大きなかぎを握るところでございます。

自治体病院の経営形態につきましては、公営企業法の一部、もしくは全部適用、独立行政法人、公設民営、ＰＦＩ、指定管理者制度等、いろんな形態がございまして、おのおのにメリット、デメリットがあるところでございます。また、どのような経営者といいますか、管理者が赴任するかによって、大きく影響があるところでございます。

昨今は、大学病院、国立病院の独立行政法人化を初め、民間的な手法を取り入れた経営を行っております自治体病院がふえてきております。当院といたしまして、今後の事業展開を図る上で最もふさわしい経営形態は何かにつきまして、現在検討を行っているところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

放課後児童クラブ関係で、県の補助対象が10名ということで、厳しい面もございますが、実施されてない学校に対しまして、保護者等にできるだけＰＲを行いまして、補助対象になるようにということではありませんけども、安全性を求めたところの学童保育でございますので、そういった面も含めましてＰＲをしていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

スクールバス、また循環バス関係で検討できないかということでございます。

循環バス関係につきましては、現在、高齢者、また福祉関係ということで考えておりましたが、十分、そのスクールバス機能関係できるかどうか、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

以上で、池田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、太田黒鐵郎議員の発言を許します。太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

24番、太田黒鐵郎が、ただいまより２点について質問いたします。

第１点につきましては、有害鳥獣の駆除対策について質問いたします。

特に、有害鳥獣といいましてもイノシシでございますけれども、ご承知のとおり、菊鹿、鹿北、山鹿の一部、鹿央の一部、それぞれ農作物に大きな被害をこうむっているところでございます。タケノコを初めとして、水稲、芋類、クリ、ミカン、農業者にとりましては、丹精込めて育てられた作物を収穫を目前にして一夜にして荒らされるということは、耐えがたき心中でございます。

農作物だけではなく、冬場におきましては、イノシシがミミズを掘りますので、畦畔の崩壊、いわゆる畦畔をひっくり返してしまうわけです。そういうようなことで、非常に迷惑をこうむっておるところでございます。

有害鳥獣対策については、合併前には、私の方の旧鹿北町では実績に応じた助成というようなことでやっておりました。そのときには、今までは１年間に400頭から500頭捕獲されておりました。その実績についての助成というのは、イノシシ１頭につきまして5000円、それからカラス１羽につきまして1000円というようなことです。

しかし、合併後、ことしは、予算として猟友会に日当として１日1500円という助成になったというようなことであります。これは、非常に、私に言わせるならば、アバウトな予算でございまして、この日当というのはどういうふうにして確認をするのか。いつ、だれが、何日出た。捕獲ができたか、とれなかったかわからんでも、1500円の助成というようなことになろうかと思います。まず、これをどういうふうにして確認されるつもりか、お尋ねします。

その次に、ことしの捕獲頭数はどうかといいますと、まだ確実な実績は出ておりませんけれども、恐らく去年あたりの半分もなかろうというような話を聞いております。半分もなかろうということは、助成がないものだから、とにかくわななどに小さなイノシシが入った場合には、「もうちょっと太ってからとろう」と言って全

部離してしまうというようなことですから、非常に捕獲頭数が少なくなっております。

イノシシというのは、皆さん方ご承知とは思いますけれども、100頭ふえたとするならば、明くる年は、１腹ずつ出産したことに計算しますならば、平均の４頭、400頭になる。しかし、こういうことはご承知かどうか知りませんけれども、イノシシの妊娠期間は３カ月３週間３日です。いわゆる114日で出産します。そういうことになりますので、春子、秋子というようなことで、年に２腹生まれる。２年で成績のよかとは５腹ぐらい生む。私は余り数字に詳しくありませんので、５腹もって何頭になるかは計算ができませんけれども、そういうことですから、どんどんふえるわけです。

それで、私が今お願いするのは、そういう膨大にふえて、いろいろな被害が出て、被害も大きくなりますので、ぜひ実績に対する助成というようなことを考えねばならんというようなことです。

これも、それぞれご承知ですけれども、捕獲の方法としては、この辺で普通使われておるのは、まず鉄砲ですけれども、「鉄砲で捕獲するためには、どれくらいあんたたちは経費が要るな」と猟師さんたちに聞きます。鉄砲が大体、おろよかつから上等なやつまであるというようなことですけれども、「15万円ぐらいかかるだろう」というような話。それから、犬が要る。犬は小犬のままじゃ猟には連れていかれない。仕込んで、そして十分猟に使われるようになるまでには、非常に経費がかかると。それから、１人ではできないため、無線が要る。それから、犬がどこに行ったかわからんというようになったときに、マーカーというそうですけれども、発信機を犬につけにゃならんというようなことで、これはグループでやらないと、鉄砲を１人ただ持っていてもとれはせんというようなことだそうです。

それから、次に足わなと箱わながありますけれども、箱わなにつきましては、あれをつくるために３万5000円ぐらいかかるということです。しかし、つくっただけで、そこに置いとくとイノシシが自主的に入ってくるならいいけれども、なかなかそういうことはしないと。イノシシと人間の知恵比べです。

それで、毎日えさを入れに行かないかん。えさを入れるときには、まだ、わなは仕掛けてはないわけです。そして、えさを毎日入れて、そうしておいて大体よかろうと、毎日えさを食べているようだというようなときに、仕掛けると、入ってきてがたっといくわけです。

そういう方法でとりますけれども、そのえさのかわり、それから入っとって何日も見なければ、やっぱりいけませんので、毎日巡回して見に行かなん。わなを仕掛ける人は１カ所じゃありません。５カ所も８カ所も仕掛けるわけですから、毎日見

回りをせにゃならんというような、そういう手間がかかると。

それから、足わなにつきましては、これは２万円ぐらいでできるだろうというような話を聞いておりますけれども、これは通り道にワイヤを仕掛けてつりあげるとですから、人間にも非常に危険性があるというようなことで、余り使われていないようでございます。

そういうことで、こういうイノシシを捕獲するためにいろいろな方法で経費が要ってくるわけでございます。

それから、よその熊本県じゃありませんけれども、黒木町並びに上陽町あたりがどのくらいの助成をしているかというようなことで、参考のために申し上げますけれども、黒木町がシシ１頭当たり１万円、カラスが1500円ということです。上陽町がシシ１頭当たり１万3000円というようなことでございます。

それで、そういうことを十分お考えいただきまして、先ほど申し上げましたように、１頭に幾ら助成するというような、実績に対する助成をぜひお願いしたいと思います。

次に、第２点目でございますけれども、２点目につきましては、またあのことば言いよらすと思うかもしれんけれども、市の庁舎位置の決定に伴うその後の進捗状況についてをお尋ねいたします。

このことにつきましては、３月、６月、９月質問いたしましたが、市長はさきの９月の定例会の私の質問に対しまして、答弁されておるわけでございますけれども、庁舎の位置の問題につきましては、その公表といいますか、市の方針等々の公表の時期をというお話があったわけでございますけれども、先ほど、今、検討委員会等でしっかりといろんなことから総合的に検討を進めておるので、いましばらくというお話をされましたけれども、できますならば、総合計画あるいはまた行革等々のまとめを、来年３月までにはやるべきでございますので、そういったものと非常に関連する問題があるわけでございますので、内部での検討をしっかりと深めまして、来年３月あたりまでには、そういった市の方針を出すように努めていきたいと思っておるわけでございます。

それから、場所等につきましては、明確に今、合併協議会の検討委員会で示された国体道路沿いということをはっきり申せるかというお話でございますけれども、基本的には、今までも申し上げておりますように、合併協議会項目は、あるいはまた検討委員会等で論議の結果等につきましては、しっかりと大事にしていくべきであるというふうに、基本的には思っております。

そういった中で、さらに先ほどの繰り返しになりますけれども、その後の状況やいろんな状況等を総合的に判断を今いたしておるところでございます。その辺の答

えにつきましては、いましばらくお許しをいただきたいと思います。今、内部で検討委員会の方でしっかりと、その辺論議いたしておりますので、というような答弁があっております。これは議事録に載っておりますので、間違いないと思いますが、そこで質問でございますけれども、内部の検討委員会というようなことで、しっかり検討するというようなことを市長は言っておられますけれども、検討委員会のメンバーはどういうメンバーであるか、どのような人が何人で論議されているのか、検討委員会は９月から今まで何回実施されたのか、検討委員会で論議されてから現在までの進捗状況について、どのようになっているかということにつきましてお尋ねをいたします。以上です。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

太田黒議員の一般質問の１点目、有害鳥獣駆除対策について、お答えいたします。

有害鳥獣駆除につきましては、合併後に各市町の猟友会が一つに統合された山鹿市猟友会と委託契約を結び、有害鳥獣であるイノシシ、カラスなどの駆除を行っているところでございます。

委託の内容につきましては、旧来、旧市町でそれぞれの方法により取り組まれておりましたが、合併後は統一し、駆除に出ていただいた日数に応じて日当を支払う方法により、有害鳥獣の駆除に取り組んでいる状況でございます。

日数の確認につきましては、駆除に際しまして班編成をしていただいております各班長さんから、報告をしていただいているところでございます。

また、議員がおっしゃいますように、鹿北、菊鹿、山鹿を中心にイノシシによる農作物の被害が、ますます増加している状況でございます。農家におかれましては、収穫前に大切に管理していた農作物等が被害に遭い、収入減はもちろんのこと、精神的にも相当のダメージをこうむっておられる状況にあることは、承知しているところでございます。

農作物の被害状況と農家の皆様方のお気持ちをくんだ上で、実際に駆除をしていただきます猟友会と協議を重ねているところでございます。例えば、１頭幾らといった実績に基づいた内容を取り入れるなど委託方法の見直し、また、現在支所単位で猟友会に対し駆除をお願いしておりますが、被害の多い地区を対象に集中駆除を実施するなど、よりよい方法を検討し、より効果的な駆除を行っていきたいと考えているところでございます。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

太田黒議員の市庁舎位置の決定に伴う進捗状況について、お答えいたしたいと思います。

７月以降の検討委員会につきましては、10月26日に第２回目の検討委員会を開催いただいております。メンバーにつきましては、杉燒助役を会長に西田総務部長、福田企画振興部長、森市民福祉部長、蔵原経済部長、池田建設部長、熊野環境部長、事務局といたしまして、星子総務課長、緒方課長補佐、こういったメンバーで検討をいただいております。

事務方からいろんな現況、合併協議会等の説明等々があった後に、それぞれから意見を聞きながら検討がなされているところでございます。先般も申しましたように、３月に総合計画等々が設置できますので、そういったものと関連性もございますし、そういったこととあわせて最終的なこの件についての検討を進めておるということでございます。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員、了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

有害鳥獣のことでございますけれども、今、答弁がありましたが、そういうふうに、実績というようなことで今後、考えていくという話でございますけれども、とにかく、ことしが山鹿市全体で350万円ぐらいの予算しか組んでないというようなことでございます。このくらいでは、到底半年方もないというようなことで足りません。非常に財政が厳しいところであるということは、十分承知でございますけれども、私は何千万円とか何億円とかというような予算をという問題ではないわけでございます。このような小さな何百万円という予算を、けちけちするというか、そういうアバウトな予算を組んで、ほとんど浸透しないというようなことでは、非常に市民感情は悪くなるわけです。合併しても、本当に一つもいいことはないというような話とか、そういうことで農家並びに猟友会、いい話は一つもございません。

これは、やはりまだまだ大きなところに私はむだがあると思いますので、こうい

う小さな予算を積極的につけていただくことで、市民サービスがよくなるというようなことを考えます。

それから鹿本町あたりには、ほとんど鹿北、菊鹿のようには、１匹もおらんとは言われませんけれども、ほとんど鹿本町あたりにはイノシシはいないかもしれませんけれども、そういうことであるならば、やはりこういうものこそもう少しめり張りのある予算をつけて、そしてやっぱりイノシシが多いところには、大きく予算を持っていくというようなことも、考えていただかねばならないと思います。

これは山鹿市だけの問題ではありません。これは国全体が、今、危機感を持っておるわけでございまして、これは農政全般の問題でございます。国では、ここら辺ではイノシシですけれども、国全体ではクマ、シカ、サル、イノシシというようなことで、非常にあちこちで、テレビあたりでもときどき放映がありますように、被害があっておるわけでございます。

そういう中で、国の政策として今、鳥獣防止広域対策事業の平成18年度の要求についてというのが、これが国の方で検討されながら、今、予算要求があっておるそうです。農林水産省においては、平成18年度の新規事業として、有害鳥獣対策関連の新規拡充予算の掘り起こしを行っているところです。新規事業の目玉として、地域をまたがる広域地域を拠点地域として設定し、被害軽減と地域活性化をもたらす新防除技術体系の確立、肉質資源利用活用システムの構築を総合的に推進する事業が創設され、圏域をまたがる協議会等での事業の実施が可能がなりました。つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、関係機関、市町村、農協等への周知並びに周知後の表記事業への要望等については、状況把握をよろしくお願いします。また、新規事業の説明に当たっては、九州農政局からも現地まで説明に出向くこととなっておりますので、積極的なＰＲ活動をよろしくお願いします、というような通達が来ておるはずです。

この中身を見てみますと、広域協議会の設置はもちろんでございます。その中で、防護柵の整備とか接近警戒システムの設置、捕獲資材、捕獲わな、人材育成、狩猟者の育成、それから地域参加型鳥獣害情報マップとか、肉処理工場の設備というようなことにつきまして、今後補助を出すというような話でございました。対象鳥獣はイノシシ、シカ、サルということですという内容でございますが、その中で予算は、これはもう全国でございますけれども、567億5600万円の予算が要求されておるわけでございます。

この中で、特に地域の自衛態勢の整備等の推進ということで、強い農業づくり交付金というようなことが目玉でございますけれども、野生鳥獣による農作物被害を効果的、効率的に防止するため、各地域において進入防止柵等の整備とともに、知

識の普及・啓発・捕獲や追い払い活動を行う自衛態勢の強化を推進、または新たに捕獲獣の処理工場の推進、また強い農業づくり交付金について、鳥獣害対策に取り組む地域に対する支援を重点化するというような、中身はまだいろいろありますけれども、そういうものが国でも検討され、予算化しようとしておるわけでございますので、ぜひこの山鹿におきましても、今、何かというと流行語になったように「財政が厳しくて予算がありません」と。予算がありませんと言うと、それで終わりというような話。これに限らず、いろいろな問題でそういうことになっておりますけれども、いろいろ知恵を出して、担当部長なり、特に市長さんあたりは国・県というような今の動きはいち早くキャッチしておいて、そういう事業を取り入れながら、そして市の支出が軽減しながら充実した対策ができるように、努力をして力を入れていただきたいと思います。

予算は厳しい中でありますが、そういうことでぜひ、鹿北でやりよったように、これは全地域に１頭5000円というようなことでの実現をお願い申し上げるところでございます。

次に、第２点目の庁舎位置の決定に伴う進捗状況でございますが、今、市長からメンバーとか２回目をやったとかいうような話でございますが、その結論はどういうふうに議論されたかというような話は、まだ出とらんわけでございますけれども、これはやっぱり３月までに総合計画というようなこと、それから行政改革というようなことで、まとめを３月までにやらなくてはなりません、というような答弁の中にあったように、やっぱり３月までには、きょう聞くが一番いいけれども、それまでにはまだいっとらんようですから、３月までというようなことですから、３月までに今から確実に３月は発表ができるように検討され、今の進捗状況を聞いたわけですけれども、議論の結果はどういうふうになっとるか。その辺をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

２回目の質問にお答えいたします。

実績による支出の件につきましては、先ほど申しましたとおり、１頭幾ら、実績に基づいた支出を取り入れ、より効果的な駆除を行っていきたいと考えているところでございます。

具体的な金額等につきましては、猟友会と十分協議を行い決定していきたいと考

えております。

また、ご指摘いただきました事業等につきましても、内容の把握に十分努めてまいりたいと思っております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

杉焼助役。

［助役　杉焼義文君　登壇］

○助役（杉焼義文君）

太田黒議員さんの新庁舎用地等々に対する質問に対しまして、お答えを申し上げます。

先刻、市長の方から現在、市庁舎検討委員会を開きその検討をしておるという説明があっております。私、就任いたしましたのが７月でありまして、その月に第１回を開催をさせていただいておりまして、鋭意、打ち合わせ等々も含め、今日まで検討をいたしております。

山鹿市の訓令の中で、山鹿市新庁舎検討委員会規定というのがございまして、そのメンバーにつきましては、先ほど市長からご案内があったメンバーでございます。この中で、るる検討を進めてきておるところでございまして、その後、都市計画法等々の改正、それから農振法等々の改正等も若干の動きが懸念されるところでありまして、そのようなものを今日状況の中でどのようにクリアしていくのかというところ等々が、今日、検討の課題として進めております。

特に、国の大きな都市計画に対する方向づけというのが変わっておりまして、コンパクトシティ化に向けた国の方針といいますか、そのようなものが大きく今、示されております。

そのようなことを将来的に意識をしましたときに、現在、示されておる用地の中でどのような課題をクリアしながら方向づけをしていくかという課題等々も、実は三々五々、新たな課題として今ございます。

ですから、市長が先ほど申し上げましたように、３月には市長としてもはっきりとした方向づけを考えておられますので、それまでに委員会といたしましては、この後、委員会としての詰めをいたしまして、それを私の方から市長の方に報告という形でお届けすることになると思いますし、それらを受けられまして、市長の方で判断をされることになるであろうというふうに思っております。

ただ、この委員会はあくまでも内部における検討委員会でございますので、ひとつその点もご理解をしておいていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員、了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

ただいま有害鳥獣につきましては、実績に基づいて助成をする方向でというようなことですけれども、先ほど申し上げましたように、これは方向で検討するぐらいの話じゃない。すぐ直ちに私の要求どおりにやっていただきたいと思います。それができないならば、次の定例議会に再質問を行いたいと思います。

それから、庁舎の問題でございますけれども、助役から今、答弁いただきました。内部で検討中というようなことで、３月には市長からの明確な報告があるだろうというような話ですけれども、市長からも答弁があっておりますように、３月、６月、９月、12月、３月末と、ちょうど１年間聞くことになりますので、３月また再質問してお聞きいたしますので、明確な答弁を期待しております。

以上で、質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、太田黒議員の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後３時07分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午後３時20分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、古荘克郎議員の発言を許します。古荘議員。

［15番　古荘克郎君　登壇］

○15番（古荘克郎君）

15番、古荘でございます。本日、最後の質問となります。最後まで、皆様よろしくお願いをいたします。

私は、本市の行政改革と末端住民自治行政につきまして、その関連と今後の方針について、市長のご見解をお伺いいたします。

世はまさに改革の時代でございます。国におきましても、地方分権・三位一体の推進とともに、次々と行政改革が進められているところでございます。国にしろ県にしろ、厳しい財政状況の中であり、やむを得ない取り組みであろうかとは思いま

すが、やはり地方末端におきましては大変厳しいものがありまして、本当にこれでいいのかとも感じるわけでございます。

私もよくわかりませんが、本来の行政改革とは、いかにして行政のあり方を単に経済面ではなく、それぞれを住民主体に持っていくかにあるような気がいたすものでございます。

バブルの全盛期にすべてを行政が負担していたものを、今、本来の住民あるいは民間の手に渡すことが進められている状況でございまして、国におきましては、ご存知のとおり旧国鉄、電電、郵政と進んでまいりまして、今もいろんな組織の民営化が進められていると思います。

当然、地方におきましても、国の方針に従いまして多くの事業施設が民営化に向かうものと思うわけでございます。

ただいま、本市でも行政改革の大綱案が策定をされているようでございますが、この中にも、改革という名のもとに多くの事業や施設が指定管理者制度にかわったり、外部委託等にかわったりするものと思います。うまく申し上げられませんが、要はこの山鹿市においては、改革が単に住民締めつけと思われてはならないということでございます。

財政上を考えますと、なるほど取り組まなければならない重要な課題ばかりでありますし、合併そのものが行革の最たるものでございますが、そこで忘れてならないことは、住民の皆様の理解と協力でございます。極端な見方かもしれませんが、国は県に、県は市町村に、市町村は末端自治組織にといった方法でお願いをしなければなりません。

そうなりますと大切になりますのが、自分たちの地域は自分たちの手でといった末端の住民自治活動でございます。もちろん本市では、活動の活性化を目指すため、地域活動補助金が制定されておりますが、これは独自の活動であり、本市と末端組織とを結ぶのではないような気がいたします。

そこで、第１点目にお伺いをいたします。ご案内のような行政改革の風の中で、今組織の中にある事務嘱託員とこれからご理解とご協力をいただかなければならない末端区長、自治会長、この役割をどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの事務嘱託員と区長、自治会長の役割に関します古荘議員の質問にお答

えいたします。

まず、嘱託員につきましては、区や町内会から推薦を受けられた代表を嘱託員として委嘱しているわけでございますが、ほとんどの区長さんが嘱託員を兼ねておられる状況にございます。

嘱託員には、区域住民に対する行政の連絡・調整の職務に当たっていただいておるところでございまして、その取り扱い事務といたしましては、一つ、衛生に関すること、二つに各種行事その他、市からの通知の伝達及び広報に関すること、三つに公正な民意を取りまとめ市長に伝達すること、四つには嘱託員において調査することが適当と認められる各種の調査報告に関することなど、主に広報公聴に関する事務をお願いしておるところでございます。

一方、区長・自治会長につきましては、地縁的に組織されております自治組織、区、自治会、町内会の代表者であり、組織のまとめ役、自治活動の推進役として、その任に当たっておられると認識いたしております。

今後、ますます連携を密にして協力を賜りたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高野誠二君）

古荘議員、了解ですか。

○15番（古荘克郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

古荘議員。

［15番　古荘克郎君　登壇］

○15番（古荘克郎君）

２回目の質問に移りたいと思いますが、私は事務嘱託員は本市の連絡員としての役割であり、区長・自治会長は地域のまとめ役、そして自治活動の推進役であると、私も考えておるところでございます。

さきに申し上げましたとおり、そのほとんどが同一の方々でありますので、これからの地域行政は、この方々のご理解とご協力が非常に大事になってくると思うのでございます。

先般、このようなことがございました。「本市の財政は苦しかけん、とてもこの程度の工事はやってくれんばいた。また、原材料費はやらすてじゃけん、小組合でひとつしようじゃないかいた」と。ある地区で先月あった話でございますが、幅２メートル、長さ80メートルの立派な道路が、わずかな原材料費と重機借り上げ料で完成をしております。また、こんなこともあっております。「いつまっでん補助

金のあるて思うとくといかん。地区で予算ば組むとが、ほんなこっじゃないかいた」と。

まだまだほかにもいろいろありますが、国も県も市も財政が厳しいということが、少しずつ住民の方々にも浸透をしてきているように思いますし、自分たちの手でというのが、わずかばかりではございますが、復活をしてきているように思います。

ここでリーダーとなっているのが、区長さんであり小組合長さん、隣保班長さんと言われる方々でございます。この区長さんの考え方一つで、事実、地区は大幅にかわってきますし、今、盛んに求められております地域の助け合い、地域の教育力にもつながるものではないでしょうか。

さきの熊日新聞の連載、行政改革に迫り来る赤信号の10号で、水俣市の紹介があっております。読まれた方も多いと思います。とにかく後ろ向きの話になりがちな行政改革を、人口減や高齢化で弱体しつつある地域コミュニティーの強化や、市と市民による協働のまちづくりに結びつけようとしている、とございました。

小さな行政へ住民自治の強化を目指しておりますのは、何も水俣市だけではございません。視察された方も多いとは思いますが、宮崎県綾町・福岡県頴田町、現飯塚市でございます、などにおきましては、住民の行政参加を含め、数十年前から取り組んでいる自治体もあるわけでございます。

そこで２点目をお伺いをいたしますが、市長としてこのような住民自治強化あるいは行政への住民参加のために、どのような方策を考えておられるか、お伺いをいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

お尋ねの住民自治の強化、行政への住民参加のための方策についてお答えいたします。

質問にもありましたように、行政改革において目指しております簡素・効率的な行政運営の大きな目標が小さな行政であることは、いずれの自治体においても同様であると思います。

大事なことは、小さな行政を進める中で、いかにして市民サービスの質と量を維持・向上させていくかということであります。この実現には、行政と住民の役割分担の見直しが必要であり、その結果として、住民と行政の協働の必要性が生まれると考えております。

つまり、小さな政府の実現と住民との協働は、密接不可分の関係にあると言える

と思います。そして、この協働を進めるにあたりましては、ご質問にありました住民自治の強化や行政の住民参加の必要性が大きなウエイトを占めることになります。

今後の行政施策といたしましては、まず、積極的な情報提供や意見交換などを進めることで、住民と行政の情報共有化や行政への住民参加を促進し、開かれた市政の推進を図りたいと考えております。

同時に、各総合支所施設などの有効活用による活動拠点の整備や、地域審議会や地域協働組織と連携した協働システムの構築を進めたいと思います。そして、地域リーダーや地域コミュニティーの育成のため、人的・財政的な支援にも力を注ぎ、住民自治の強化を支援していくことで、市民協働によるまちづくりの実現を進めてまいりたいと考えております。

ただいま策定中の第１次総合計画におきましても、以上のような考え方を基本といたしまして、検討を進めております。

今後は、区長さんや各種団体の方々と力を合わせまして、住民との協働による市政運営に努めることで、個性ある地域づくりを推し進め分権時代に対応した住民主体のまちづくりを実現したいと考えております。以上です。

○議長（高野誠二君）

古荘議員、了解ですか。

○15番（古荘克郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

古荘議員。

［15番　古荘克郎君　登壇］

○15番（古荘克郎君）

ありがとうございました。３回目の質問に入ります。

現在、職員の皆様で行政改革の大綱案がつくられておりますし、その中でも十分検討をいただきたいと思います。

次に、末端自治行政の活性化を進める上で基本的な考え方になると思いますが、私どもも含め、行政改革に携わる者として、まず意識の改革が必要ではないかと思うものでございます。さきに申し上げましたように、バブルの全盛期には何かの補助金をつくり出したり、何かといえば行政の負担を求めてきたわけであります。それが我々の重大な仕事であったことは、否定をできません。現在においても、幾分は残っていると思います。これは仕方がございません。

ただ、私が申し上げたいのは、これからの厳しい時代、そして自治体、住民の方々がみずからが立ち上がらなければならないとき、行政を預かる者として、区長

の皆様と共通の認識が必要ではないかということでございます。

先月、姉妹都市でございます岡山県の高梁市に参りまして、市長さんと懇談する機会があったわけでございますが、ここでもやはり認識のずれと申しますか、旧市町の考え方の違いで大変悩んでおられたようでございます。

本市の職員の皆様方の考えも、旧市町それぞれによいところがあると思っておりますが、基本を何事に定めるかによって、これは大きくかわるものと思っております。要は、末端地区、その代表であります区長さんをもっと大切にしなければならないのではないかと思うものでございます。日夜、ご尽力をいただいております。本当に頭の下がる思いでございます。そのような思いを基本に持ち、行政の改革は進めなければなりませんが、最初に申し上げましたとおり、地区住民の皆様のご理解とご協力がぜひとも必要でございます。

そこで、最後の質問でございますが、市長として行政にかかわる者の意識の改革、この点につきましては、先ほど永田議員が質問され、答弁をいただいていらっしゃいますので、この辺はよございますが、私は区長との共通の認識について、どのように協議を持たれるかお伺いをいたします。

さきに申し上げましたご答弁の中にありましたとおり、ただいま職員の皆様による行政改革の大綱案、さらには委員の皆様による行政改革懇話会の中で、種々検討がなされておりますことは、私も承知をしているところでございますが、肝心なことは、中嶋市長としてリーダーシップがあってもいいものではないかと思いますので、あえて市長のご答弁をお願いをするわけでございます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまご指摘いただいております点につきまして、お答えをいたします。

嘱託員さん、区長さんにおかれましては、地域のリーダーとして、また行政組織の一員としてご活躍いただいていることにつきましては、十分理解をいたしておるところでございます。特に、地域の情報、公聴という点におきましては、あらゆる行政施策の推進において不可欠な存在であると認識をいたしております。

ご指摘の共通認識を持つこと、重要なことでございます。嘱託員連合会また総合支所単位、小学校校区単位の区長さん方の組織との連携を密にするためには、連絡会議を定例化する必要がございます。地域のお考え、行政の思いを相互に語り合える場として、また、ご指摘の共通認識を得る場を充実すべきであると考えております。関係所管課に早急に改善すべきものと指示いたしたいと考えております。

以上です。

○議長（高野誠二君）

以上で、古荘議員の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、本日の質疑、一般質問は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時45分　散会

～～～

１２月１４日（水曜日）

平成17年（第７回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成17年12月14日（水曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

発言通告

１．原　　徹

質疑

（１）議案第141号　山鹿市市民会館条例の一部を改正する条例

※他関連議案中の利用料金100分の105について

一般質問

（１）これからの同和行政について

・部落問題早期解決のために同和行政をどのように見直していくのか

（２）水道事業の今後の展望について

・民間（集落）管理の簡易水道への対応は

（３）市立病院における後発医薬品（ジェネリック）の使用について

・医療費の負担軽減のためにジェネリックの使用をどのように促進させるのか

２．北原昭三

一般質問

（１）ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の公共施設への設置について

（２）内部障害者（ハート・プラス）マークを公共施設の窓口に設置することについて

３．川野　功

一般質問

（１）大型店対策について

・以前、出店の申請があった桜町地区の開発は農地転用が済み、現在着々と開発が進められている。数年後には隣に新たな大型店の進出も考えられる。
そうなると中心市街地は大打撃を受けてしまう。市として大型店への対策はどう考えているか。

（２）教育関係について

・最近、小学生が襲われる痛ましい事件が多発している。ここまで連鎖的に発生

してくると他人事では済まされない。いつ山鹿市でも同じような事件が起こってもおかしくない状況である。教育委員会としてはどのような対策を考えているか。

・人づくりを掲げている本市であるが、財政の厳しい折り教育関係の予算がこれからどうなっていくか非常に心配している。来年度以降の事業予定をお尋ねする。

（３）生涯学習バスについて

・合併前には多くの利用があった鹿本町の生涯学習バスが、合併後まったく運行されていない。今までのように運行するには、いろいろ問題があるようだが、もっと有効利用することはできないか。

４．島田節男

一般質問

（１）介護保険事業の取り扱いについて

（２）ごみ収集運搬関係事業について

（３）指定管理者に移行するための条例に関して

５．西牟田長

質疑

（１）議案第148号　山鹿市木工体験施設条例の一部を改正する条例

（２）議案第157号　山鹿市小栗郷カントリーパーク条例の一部を改正する条例

一般質問

（１）指定管理者の市施設管理委託補助について

（２）企業誘致について

６．芹川正美

一般質問

（１）市の農業政策について

・品目横断的経営安定対策（日本型直接支払い方式）について

７．吉本政幸

一般質問

（１）文化活動について

①文化活動の現状と振興は

②文化活動の支援は（協会助成金、サークルの広報等）

（２）文化財について

①文化財の保存管理の現状と対応は

②鍋田、平小城、城原台地の文化財の対応について

（３）消防団員の出動手当てについて

①災害出動時における団員と市職員の手当ての現状について

②県防災消防課、県下都市団長連絡会における出動手当てに対する意見・方向性について

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	北原昭三君
２番	芹川正美君
３番	藤原　豊君
４番	立山秀木君
５番	立山　隆君
６番	原　徹君
７番	平井邦廣君
８番	吉本政幸君
９番	池田誠一君
10番	堀　茂幸君
11番	永田紘二君
12番	森川昭彦君
13番	早田順一君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君

26番　寺崎勇児君
27番　高口功二郎君
28番　山口晋正君
29番　古田信助君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
助役	杉焼義文君
収入役	永田忠晴君
教育長	田中宏君
総務部長	西田秀行君
企画振興部長	福田憲之君
市民福祉部長	森和芳君
経済部長	蔵原栄一君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
水道局長	池田幸一君
病院事務部長	清田辰郎君
鹿北総合支所長	早野正光君
市民福祉部次長	角野恵子君
教育次長	八木田達博君
総務課長	星子四郎君
財政課長	戸次由夫君
企画振興課長	寺崎泰和君
福祉課長	富田辰郎君
いきがい推進課長	前田幸春君
人権啓発課長	上野敬助君
農林振興課長	富安豪君
商工振興課長	永田義文君
都市計画課長	宮本栄次郎君
監査事務局長兼選管事務局長	幸村英星君
病院管理課長	田上信博君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
議事係長	今坂英俊君
議会総務係主任	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

お手元に議案の正誤表が提出されておりますので、ご了承願います。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１、昨日に引き続き質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。原　　徹議員。

［６番　原　　徹君　登壇］

○６番（原　　徹君）

おはようございます。議席番号６番、日本共産党の原です。質問に入る前に、一般会計補正予算案に触れさせていただきます。本補正予算案に、鹿本中学校校舎の改修工事費として2500万円が計上されておりますが、８月の文教厚生常任委員会の調査結果を早々に反映させていただき、高く評価し、敬意を表したいと思います。

初めに、質疑を１点いたします。

公共施設の利用料金についての質問です。指定管理者制度の採用に伴って改正されます幾つかの条例案の中に、例えば議案第141号　市民会館条例改正案に、利用料金の額は100分の105を乗じた額とする、こういうところがあります。これは条例改正に伴う５％の便乗値上げともとられるわけですが、いかがでしょうか、ご説明お願いいたします。

一般質問をいたします。来年度の予算編成に反映させる立場から、３問いたします。第１問は、今後の同和行政についてであります。

私は、同和行政について３月と６月議会でも取り上げましたが、オフトークで一般質問を聞かれた鹿北町や菊鹿町の市民の皆さんからも、よく質問してくれた、原議員の意見は正しい、こういった激励の電話を受けております。一方、原議員は同和問題をどうしてそんなに問題視するのかという疑問も寄せられておりますので、ここで私の考えを明確にしておきたいと思います。

私が同和問題を繰り返し重視して質問するのは、次の２点からです。１点目は、私たち議員や議会は、市民の税金が正しく使われているかどうかをチェックするという重要な任務を持っております。もし税金の使い方が間違っていれば、正さなければなりません。日本共産党の議員は、間違った政治を正すことを第一の責務とし

ております。６月議会では、私のたび重なる質問によって、30数年間もの不当な補助金の一部を削除するという答弁もありました。

２点目は、同和問題の早期解決を願っているからであります。これまでのような旧態依然とした同和行政を続けていては、部落差別を解消するどころか、さらに再生産され逆差別現象が発生する、こう考えるからであります。したがって、同和行政を早急に是正しなければならない、この２点からであります。

私のこれまでの同和問題に関する質問を整理してみますと、封建的身分による部落差別は周辺地域との生活環境の格差も大きく改善され、基本的には解消されてきていると考えます。かつての部落の構成や実態も大きく変化して、閉鎖性も弱まり、社会的交流も大きく前進してきていると考えます。このことは、近年、山鹿市内において部落差別事象が１件も発生していない、こういう市民福祉部長の６月議会での答弁が証明しているのではないでしょうか。これらは同和地区住民の真摯な努力と、33年にも及ぶ特別対策事業によるものだと考えます。しかし、確かに同和地区への偏見がいまだに一部残っているのも事実だと思います。その偏見の克服は、国民的融合、すなわち国民の人権保障を求める運動の前進や、住民の自主的な学習や交流などによって解決すべきものだと考えます。これまでのような、一部の運動団体に多額の補助金を交付して、運動団体を主体にした取り組みだけでは解決できない課題となっているのではないでしょうか。

そこで、６月議会の答弁から３点質問し、確認したいと思います。１点目、狭山中央集会や部落解放基本法制定中央集会参加のための補助金は認めない、返還させる、こういう答弁が文教厚生常任委員会でありました。そこで、幾ら返還させたのかをお尋ねします。

２点目、東京などへの飛行機旅費、往復６万円前後はパック旅行にすると３万数千円でできるわけです。そのためのパック利用を指導するという答弁がありました。どのようになっているか、お尋ねいたします。

３点目、研修会参加の行動費、日当と呼ばれていますが、旧山鹿市では県内研修が5000円、東京の場合は１日１万円と、こういう日当が組まれておりました。それぞれの支部によってこの日当は違っているからということでしたが、値下げして統一させるという答弁があっております。どのように統一されたのか、お尋ねいたします。

２問目は、水道事業の今後の展望についてお尋ねいたします。

１市４町が合併して、もうすぐ１年を迎えようとしております。人口約６万人。この６万市民の健康と命を守るために、豊富で清浄で、そして低廉な安い水の供給を図ることは、地方公共団体、つまり山鹿市行政の重大な責務だと考えます。旧山

鹿市においては９割以上の市民が市の水道施設を利用していたと推察しておりますが、しかし合併によって地域が広大化し、新たな水道事業の課題が生じてきていると思います。

そこで２点質問します。１点目、これからの水道事業についてどのように取り組もうと考えておられるのか、水道事業の展望ということで基本的な考えをお示しください。

２点目、旧４町には簡易水道が設置されているところもあります。水道事業と簡易水道事業との違い、そしてその利用状況をご説明ください。

３問目です。市立病院における後発医薬品、ジェネリックと呼ばれているそうですが、その採用について質問いたします。

小泉政権を支える自民党、公明党、与党は医療制度改革大綱というものを発表しました。来年10月からお年寄りの医療費の負担増を決めたわけであります。70歳から74歳の人は１割から２割負担に、その中で70歳以上の高齢者で現役並みの所得者は３割負担にしようとしております。３年前に高齢者の医療費は、無料から１割負担にしたばかりであります。そして、また新たに75歳以上の後期高齢者には独立した医療制度を創設し、さらなる負担増を計画しているわけであります。これらはまさにお年寄りいじめ、弱いものいじめであり、お年寄りからは病気になっても我慢して病院に行かない方法をとるしかない、こういった声が聞かれるわけであります。大企業には法人税を大幅に減税しながら、国民には負担増と増税を押しつける、これが小泉流の構造改革論であり、小さな政府論であることが明白となってきました。

このような悪政から市民を守るのが地方政治であります。今、医療費の負担を少しでも減らすために、後発医薬品、つまりジェネリックの利用が広がっております。テレビコマーシャルにも登場してきました。先発医薬品、新薬と薬の効果が同じで価格が安いために、医療費が抑えられると期待されているわけであります。

そこで４点質問いたします。１点目、後発医薬品、ジェネリックとはどんなものかを専門的にご説明ください。

２点目、市立病院におけるここ数年間のジェネリックの使用状況はどうなっているでしょうか。

３点目、同じ薬の効果がある場合、新薬とジェネリックの価格の差はどの程度あるのでしょうか。

４点目、市立病院における医薬品採用のための検討会議というものが組織されているのでしょうか。以上、１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

これより執行部の答弁を求めます。福田企画振興部長。

［企画振興部長　福田憲之君　登壇］

○企画振興部長（福田憲之君）

おはようございます。原議員の質疑の議案第141号　山鹿市市民会館条例の一部を改正する条例につきましてお答えをいたします。

市民会館を含め関連議案中の利用料金の規定による、100分の105を乗じて得た額とするにつきましては、料金の値上げという意味ではございません。今回、指定管理者制度の導入に伴いまして、新たに利用料金制を設けることとなったわけでございまして、消費税分を含めて利用料金とするための一般的な規定としての改正方法でございます。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

おはようございます。原議員の１回目の質問にお答えいたします。

山鹿市補助金等交付規則の規定によりまして、狭山中央集会に参加の８万円につきましては、関係支部長との協議を行いまして、納得された上で返還命令の手続をとりました。近日中には返還の予定であります。また、本年度におきましては、狭山中央集会には参加をしていないと聞いております。

次に、東京などへの旅費はパック利用、また研修会参加につきましても値下げの方向で、７月に全支部長を集めまして協議、指導をしたところでございますが、最終的な結論は出ませんでした。今後、引き続き協議、指導をしてまいりたいと思っております。日当の統一につきましても、一応協議しましたけれども、結論は出ませんでした。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

池田水道局長。

［水道局長　池田幸一君　登壇］

○水道局長（池田幸一君）

おはようございます。原議員の一般質問の２点目の、水道事業の今後の展望についてお答えします。

まず、水道事業に対する基本的な考え方でございますが、水道法により、地方公共団体の責務として水の適正かつ合理的な使用に関し、必要な施策を講じなければならないと定められています。また、経営につきましても、適正かつ能率的な運営に努めなければならないとなっております。水道は、市民生活に必要不可欠であり、そしてライフラインとしての重要性を強く感じております。本市におきましても、

安全で良質な水道水の安定供給を図り、市民の皆様が安心しておいしく飲める水道の普及に努めているところでございます。また、経営につきましても、企業としての経済性を発揮するとともに、よりよいサービスを提供し、市民の福祉の増進に努めるよう運営しなければならないと考えております。

しかしながら、本市の水道事業の場合、上水道事業を企業会計とし、簡易水道事業を特別会計として運営しております。いずれも独立採算制を基本としていますので、住民の方々の強い要望、そして事業完了後の水道加入申し込みの確約がないと、水道事業を経営していく上で非常に厳しいことにつきましてもご理解をいただきたいと思います。ちなみに、上水道と簡易水道の定義でございますが、給水人口によって区別をされております。計画給水人口が101人以上で5000人以下の場合の水道を簡易水道、また5001人以上の水道を上水道と定めてあります。

次に、合併後、本市が経営主体として管理運営をしている水道事業の利用状況でありますが、平成17年12月１日現在でお答えいたします。旧山鹿市は上水道と簡易水道により給水をしております。上水道は給水戸数１万1368戸、給水人口３万1308人、また簡易水道は三岳校区の小坂地区で給水戸数61戸、給水人口168人となっております。鹿北町は簡易水道により、岳間地区が給水戸数195戸、給水人口578人、岩野地区が給水戸数799戸、給水人口2284人であります。菊鹿町は簡易水道として、相良地区が給水戸数93戸、給水人口286人、原地区が給水戸数55戸、給水人口196人となっております。

また、個々の水道組合で経営されています簡易水道の状況でありますが、菊鹿町では島田地区水道組合の１カ所、鹿本町では高橋・津袋地区水道組合の１カ所、鹿央町では奥永地区、持松東地区、持松西地区の水道組合の３カ所であります。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

清田病院事務部長。

［病院事務部長　清田辰郎君　登壇］

○病院事務部長（清田辰郎君）

原議員のご質問の４点についてお答えしたいと思います。

後発品とはどういうものかというご質問でございますけれども、これは医療用医薬品の中で最初に開発され発売された薬を先発品、いわゆる新薬と呼びます。この先発品の特許の有効期限が切れた後に厚生労働省の承認を得て、同じ成分、同じ効果で発売される薬を後発品と呼んでおります。薬の処方は、薬の成分名、一般名で処方する場合と、商品名で処方する場合がございますが、欧米では後発品のことを成分名で処方することが多く、欧米でジェネリック、いわゆる成分名をジェネリッ

クネームという呼び方をいたしますけれども、そのことから後発品のことをジェネリック医薬品というふうに呼ばれております。余談でございますけれども、前は「ゾロ品」というような呼び方をしていたかと思います。これは期限が切れた後、ぞろぞろ出てくることから、そういうふうな呼ばれ方をしておりました。

２点目でございますけれども、後発品の採用につきましては、当院では平成14年度から検討を開始し、平成15年度において12種類の後発品を採用いたしました。また、その後調査いたしまして、既に採用した薬品の中にも後発品を採用していることがわかり、現在、院内採用薬の876種類のうち後発品は64種類、採用比率は7.3％という状況でございます。

３点目の、医薬品の採用のための検討会議を設置されているかということでございますけれども、院内に薬事委員会を設置いたしまして新規薬剤の採用等について検討を行っており、検討後に採用等を決めております。委員会の構成は、医師２名、薬剤師２名、看護師１名、事務２名の計７名で構成されております。

４点目のご質問でございますけれども、先発品と後発品の価格差はどのくらいかということでございますけれども、一般的に後発品は先発品に比べまして40％から60％の範囲で価格が設定されております。これは先発品、いわゆる最初に出ます新薬の場合は、開発費用及び効能等を調べますために相当長い期間治験等を行いますので、その費用がかかります。後発品の場合はこのようなことが省かれますので、価格差が40％から60％の範囲で設定されることになります。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○６番（原　　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［６番　原　　徹君　登壇］

○６番（原　　徹君）

先ほどの100分の105、つまり５％の質疑でございますが、５％は消費税であるということでございました。値上げではないということだろうと思います。

ただ、県内では、こういった公共施設の利用の場合、消費税をつけないという自治体もあります。私が知っているのは玉名郡の長洲町、ここは一切消費税をつけていないというところもあるということをご承知おき願いたいと思います。

一般質問に入ります。

まず、同和行政についてでありますが、その中の今、補助金を問題にしているわけであります。ご答弁がありましたけれども、６月議会で質問して答弁を得たのに対しまして、なかなか先に進んでない、いらいらするぐらいの気持ちでありますけれども、しかし30数年間もこういった誤った同和行政が継続されてきておる、それを修正するのは確かに大変だろうと思います。支部の人たちと直接折衝して納得させていく、そういう役目を持っております人権啓発課の仕事は大変なことだと推察しているわけであります。しかしながら、誤った政治は正さなければなりません。市長は、平成17年度の解放同盟の補助金総額1246万円に対しまして、３月議会では「今日においてもなお部落差別は現存し、差別事象はなかなか後を絶たないのが現状である。したがって、この補助金は差別解消に向けて必要である」と、このように答弁されておられました。ところが、６月議会で「近年山鹿市内において差別事象は全く発生していない」、こういう答弁がありましたけれども、それに対しまして、「補助金交付に問題があるようだ。市民からいただいた大切な税金、適切に使われるようにしっかり指導し、今後対処していきたい」、このように答弁されてまいりました。また、市民福祉部長も６月議会においては「補助金は平成18年度以降見直すべきだ」と、こういうふうに答弁が変わってまいりました。

現在、来年度の、つまり平成18年度の予算編成に向けて各課から予算要求が提出され、既にヒアリングが開始されているそうであります。これまでの答弁から、当然見直しがなされていると思うわけです。見直しをして予算要求をするわけでしょうから。それでは、具体的にどのような見直しをされ、どのように予算要求をされたのか、特に解放同盟支部長への活動費、年間１支部９万円は見直しをされて要求されたのか、お尋ねしたいと思います。

２問目、水道事業についてです。先ほどの答弁の中でありましたが、鹿本町に高橋・津袋簡易水道組合というものが地域住民によって組織されております。現在この簡易水道組合への加入者は約360人で、122世帯です。組合長さんの話によりますと、この組合は今から46年前の1959年、昭和34年に結成されているそうです。当時は井戸を掘って水をくみ上げていましたが、当地区は地表から地下水までが遠く、井戸を掘るのに大変苦労していたそうであります。したがって、一つの井戸を数世帯が共同で使用していたそうであります。この不便さを克服するために当時の、津袋銅山というのがあったそうですけれども、その津袋銅山の湧水を利用しまして、塩化ビニールのパイプをつなぎ、住民たちの手によって水道施設を完成させたそうであります。これがこの高橋・津袋水道組合でありますが、その後、井戸掘りやボーリング等で水不足を補ってきましたけれども、46年経過した現在では老朽化が進み、水の安心、安定供給に支障を来たす状況になっているそうであります。そこ

で、本年10月高橋・津袋水道組合は、この施設の運営を市に移管する旨の要望書を市長あてに提出しております。

そこで、質問でありますが、市側としまして、水道局としまして、この要望にどのように対処しようと考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。なお、要望書を提出した途端、即刻水道局、それから環境部の職員の皆さんが現地調査をされたということで、大変喜んでおられました。

３問目です。市立病院における後発医薬品の件についてですが、私は、市立病院の後発医薬品、ジェネリック使用が毎年どのように変化しているかを対比するために、近年の使用状況をお願いしたわけでありますが、本年度分の調査結果しか報告がありませんでした。資料があるのか、ないのか、わかりませんけれども、どの程度ジェネリックの使用がふえてきているのかを知りたかったわけであります。しかし、この後発医薬品が新薬よりも40％から60％も安く済むということは大変なことであります。特に、慢性の病気を持っておられる患者さんには、負担が相当変わるんじゃないかと考えるわけであります。

山鹿市立病院のジェネリックの採用比率は7.3％だそうですが、2003年度に北海道庁の保健福祉部が調査した資料では、公立病院の採用比率は全国平均で5.0％となっております。しかし、最も採用率の高いのは岩手県でありまして、12.9％となっています。日本の薬価、薬代は、欧米に比べて1.5倍から３倍高いのが実態だそうでございます。その大きな要因が、新薬が大量に使われているということであります。ドイツが約10％に対しまして、日本は50％の新薬を使っているということだそうであります。日本共産党は、新薬偏重の薬価構造にメスを入れれば、繰り返される医療費値上げで国民に犠牲を押しつけなくても済むということで、1990年以来、国会でも繰り返し取り上げ、改善を要求してまいりました。そして、2002年６月、衆議院議員本会議におきまして、国立病院のジェネリックの切りかえ促進を要求したのに対しまして、当時の坂口厚生労働省大臣が、「ジェネリックに全部かえたら１兆円も薬代が違う。もっと努力しなければならない」、このような答弁をされたわけであります。その後、厚生労働省は、国立病院へ新薬偏重の見直し、さらには後発医薬品の促進、このような通知を出しまして、採用が急激に広がってきているわけであります。

そこで、お聞きいたします。市立病院におけるジェネリック採用、今後どのように促進されてまいりますか、今後の方針をお示し願いたいと思います。

２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

原議員の２回目の質問にお答えいたします。

議員もご案内のとおり、ハード事業面におきましていろんな諸施策を推進してまいりましたけれども、住環境の整備につきましては一定の成果を見、また法の期限も切れまして、終了いたしております。ソフト事業としましての差別をなくす取り組みは必要であると、同和行政を進めていく上で補助金を交付することは必要であると判断し、交付しているものであります。補助金に対します額につきましては、平成18年度は減額すべきと考えておりますし、支部長活動費におきましても同様と考えております。なお、額につきましてはまだ財政課と協議中ということでございます。

以上でございます。

○議長（高野誠二君）

池田水道局長。

［水道局長　池田幸一君　登壇］

○水道局長（池田幸一君）

２回目の質問にお答えします。

水道法により水道事業を経営する場合、厚生労働大臣の認可が必要となります。また、経営につきましては原則として市町村がするものとなっております。ただし、市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができることにもなっておりますので、現在は高橋・津袋地区水道組合として経営がなされております。ことしの10月末に同水道組合より山鹿市に管理運営をお願いしたいということで要望書の提出がございました。しかしながら、幾つかの問題もあります。例えば、一つ目は水道事業の認可、二つ目は水道施設としての能力、三つ目として水道料金などが考えられます。本市としてこれから検討していく中で施設の状況も必要となってまいりますので、11月末に水道施設の現地視察を行ったところでございます。今後はこういった問題の解決を図りながら県とも協議し、また水道組合の皆様とも十分話し合いをし、本市で管理運営ができるよう努力させていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

清田病院事務部長。

［病院事務部長　清田辰郎君　登壇］

○病院事務部長（清田辰郎君）

２回目のご質問にお答えいたします。

後発品の使用につきましては、国においても積極的に推進されておりまして、具体的な例といたしましては、平成14年度の診療報酬の改正で外来の患者様に後発品を処方した場合、先発品に対する処方料よりも処方料が２点、２点といいますと20円なんですけれども、高くなるという改正が行われております。今後につきましては、議員のご指摘のとおり、後発品の使用につきまして患者様の負担の軽減もされることになりますので、可能な範囲での後発品の採用増について検討してまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○６番（原　　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［6番　原　　徹君　登壇］

○６番（原　　徹君）

３回目の質問です。

質問が前後いたしますが、まず市立病院でのジェネリックの使用、採用についてでございます。積極的なご意見をいただきました。何よりも患者負担が軽減でき、総医療費抑制にもつながる一石二鳥の政策だと思います。ジェネリック採用が年度ごとにどのように促進されてきたのかがわかるように充実した薬事委員会を期待しております。

次に、水道事業ですが、これも大変前向きな答弁をいただきました。先ほどから紹介されています水道法の第２条には次のようにうたってあります。「国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない」、この水道法の趣旨にのって今後も水道事業を拡充されることを要請いたします。

２点につきましては、質問は終わります。

最後に、同和行政についてであります。私は、討論をかみ合わせるために、同和行政の中の補助金のみに絞ってこれまで質問してきております。しかし、同和行政についてはそのほかにも幾つもの問題があるわけであります。一つ目は解放子ども会の学習会、たしか５支部で行われていると思いますけれども、それに要する費用。二つ目は児童館の管理委託費用。三つ目は隣保館・児童館の臨時職員の採用方法と

その費用。四つ目は嘱託職員の採用目的とその費用。五つ目は小中学校教職員全員参加あるいは幼稚園かもしれませんけれども、郡市同研というのがあります。さまざまな研修会があります。それに参加する参加費用、そして住宅新築貸付金、この返済状況。大変高額な金額が焦げついているとも聞いております。こういうものはいっぱいあるんですけれども、まずは一番問題にしております補助金について、これまで質問してきたわけであります。これらの費用を総計しますと、数千万円を超える予算となります。同和地区をめぐる情勢が大きく変化した現在、このような予算の組み方でいいのか、非常に疑問であります。また、本年度の一般会計予算が昨年度に比べまして24億3000万円も減額している中で、同和関係の予算だけは減額しないという聖域扱いはまことに異常ではないでしょうか。

先ほどの答弁では、差別をなくす取り組みには補助金は必要であると、しかし支部長活動費は減額すると、こういう答弁でありました。支部長に活動費を交付したら差別がなくなるのでしょうか。近年、山鹿市では差別事象が発生してない、このように情勢が大きく変化しているわけであります。それなのに同和地区を特別扱いしている。この特別扱いをするということが私は差別だと思うんです。部落差別がそのために解決しないと言っても過言ではないと思うわけです。

そこで、市長に最後に２点質問しておきます。市長は、市民からいただいた大切な税金、適切に使われるようしっかり指導する、このように答弁しているわけであります。特定の社会運動団体であります、解放同盟というのは、支部長個人の活動費、その個人の活動費を市民の税金から支給する、交付してもいいのでしょうか。社会教育団体として市が活動を援助して育成している婦人会や老人クラブ、文化協会などの団体とは全く質的に異なるわけであります。さらに、婦人会長や老人クラブ会長個人に活動費として補助金を交付しておりますか。してないです。解放同盟支部長個人の活動費として市民の税金を使う、そして特別扱いするということは間違いだと思いますが、市長いかがでしょうか。

２点目です。また、補助金の交付は山鹿市補助金等交付規則に基づいて市長が決めることになっています。ところが、地方自治法第232条２項には、公共団体はその公益上必要がある場合には補助金を支出できると、このようにあるわけです。公益性というのを特に強調してあるわけです。つまり公益性がない場合は補助金を出すべきではない、こういうことだと考えます。私は、支部長個人に活動費として補助金を交付するということは全く公益性などないと考えます。むしろ不均衡や逆効果を助長するのではないでしょうか。このことは地方自治法第232条の２項に反するものであり、活動費を出すべきではない、このように考えるわけであります。市長の見解を伺いたいと思います。

先ほど申しましたように、30数年にもわたって行われてきた誤った同和行政、したがってこれを正すには毅然とした姿勢が必要です。担当の人権啓発課だけに任せていては解決は多難です。大変人権啓発課が苦労しているということは私は目に見えております。市長は元鹿本町長として、また助役は元鹿央町長として最高責任者の地位にあった方ですから、責任を回避するわけにはまいりません。人権啓発課任せにせずに、みずから支部と折衝し、特別措置法も失効したわけですから、その後の同和行政のあり方について説明し、理解を得るべきではないでしょうか。一刻も早い同和問題の解決を期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

おはようございます。ただいまの原議員の３回目のご質問にお答えいたします。

特別立法は失効いたしましたが、まだ同和問題の解決には至ってないと理解しております。同対審答申にもありましたように、同和問題の解決は国民的課題、また行政の責務であります。国、県におきまして人権の重要問題の現状におきましても、同和問題・女性・子ども・障害者など、あらゆる差別の解消に向けましての指導があっておりますし、全体的にはこの補助金の公益性があり必要であると考えておりますが、先ほど部長答弁にもありましたように、なお一層の注意を払い、ただいまご指摘の支部長活動費におきましても平成18年度における見直しを指導しておるところでございます。以上です。

○議長（高野誠二君）

以上で原議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、北原昭三議員の発言を許します。北原議員。

［１番　北原昭三君　登壇］

○１番（北原昭三君）

皆様こんにちは。１番議員の北原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。発言通告に従いまして、今回、一般質問を２点させていただきます。

１点目、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の公共施設への設置について、２点目、内部障害者（ハート・プラス）マークを公共施設の窓口に設置することについてお尋ねをいたします。

まず、１点目、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の公共施設への設置について、お尋ねをいたします。

ＡＥＤとは、皆様ご存知のとおり、一言で簡単に申し上げますと、心臓の震えを

とめる秘密兵器で、だれにでも使用できます。突然死の対策として厚生労働省は、患者の体に電気ショックを与えて心臓機能を回復させる除細動器の使用を医師や救急救命士以外の一般の人にも認めております。では、本体はどのようなものかといいますと、各メーカーで多少は違いますが、ＡＥＤ本体は高さが6.6センチ、幅が21.8センチ、奥行きも21.8センチ、重量はバッテリー装着時約2.1キログラムと、携帯性にすぐれており、またこのＡＥＤは操作が驚くほど簡単にできております。操作部は電源ボタンと電気ショックを与えるボタンの二つしかない簡単なつくりになっております。また、音声ガイドに従って行う仕組みになっており、だれにでも使用が可能であると言われております。音声ガイドに従って本体とコードでつながった二つの電極パットをそれぞれ患者の右肩と左脇に貼り、電源ボタンを押すと、自動的に脈を解析して、心臓停止かどうかを判断いたします。そして、確実に心臓が停止し電気ショックが必要なときだけ音声ガイドがボタン操作を促します。操作ボタンを押すだけです。そして、検知したときだけ作動する仕組みになっておりますので、安心して使うことができるそうです。

市民等しく健康で充実した人生を送っていただきたいものですが、今日の社会情勢やライフスタイルなど、10年、20年前とは大きく変わってまいりました。予想を超えた事件、事故が日々起こるこのごろ、経済情勢、雇用状況も大変厳しく、悩みは深まる一方です。そんな中、ストレスや生活習慣を引き金にした病気の死亡率も高まっております。喫煙や肥満、生活習慣などを引き金にした３大死因による死者も増加しております。突然死の死因の60から70％は心臓が原因で起こると言われております。その大部分は心室細動という症状です。きちんとした心臓が収縮を繰り返し血液が脳や全身に送り出されることにより生命が保てるのですが、心室細動という心臓自体がけいれんを起こし血液を送り出さなくなると、１分経過するごとに蘇生率が激減、10分後にはほとんどの人が死に至ると言われております。自然に回復することは極めてまれで、唯一の治療手段は、心室細動を正常な状態にするため除細動器により体外から電気ショックを与え心拍を正常な状態に戻すことで、心臓に電気を通して震えを取り除く行為を除細動と呼びます。心臓へ早期に電気ショックをかけること、また素早い対応が命を救い、脳や全身への血流が再開され、救命率の向上につながります。脳死などの後遺症も少なく済み、社会復帰への道のかぎとなります。

従来の除細動器は専門性が求められ、医師など一部の人しか使用が制限されていましたが、2004年７月から救命のためであれば一般市民の使用が認められました。これにより人が多く集まる場所へＡＥＤの設置は急速に広まり、心室細動で倒れた方への迅速な救命措置を幅広いユーザーが行うことが可能となってきています。

心肺停止は早い段階で電気ショックを与えれば回復いたしますが、10分を過ぎると救命は難しくなります。救急車でも119番通報から到着まで平均約６分はかかります。救急車が来るまでの応急手当てが大変大事であると思われます。心肺停止の状態で心臓マッサージを初めとする心肺蘇生法を行わないと、脳は４分でだめになってしまうと言われてもおります。つまりその後の処置で生命を取りとめたとしても、もとの生活に戻ることはできません。発生から３分以内にＡＥＤが使用された場合に、74％が救命に成功するとの報告もあっております。欧米では既に設置が進んでおり、救命率の上昇と安全性が確認されております。国内でも全国的に公共施設や集客施設に設置されてきております。

そこで、本市の取り組みについてお伺いをいたします。１点目といたしまして、公共施設にＡＥＤを導入するお考えがありますでしょうか。２点目といたしまして、市職員の普通救命講習の状況を教えていただきたいと思います。

２点目の質問をさせていただきます。内部障害者（ハート・プラス）マークを公共施設の窓口に設置することについてお尋ねいたしたいと思います。

ハート・プラスマークというのはこのようなマークでございます。皆様は内部障害者と聞いてぴんとすぐに理解できるでしょうか。バスや電車などで「優先座席付近では携帯電話の電源をお切りください。その他の場所ではマナーモードにして、通話はご遠慮ください」と注意を喚起するアナウンスが流されている。携帯電話などから発する電磁波は、心臓ペースメーカーを埋め込んでいる内部障害者にとっては生命にかかわる大敵であります。内部障害者とは身体内部に障害を持つ人のことで、心臓・呼吸器・腎臓・膀胱・直腸・小腸の機能障害と、人免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を総称したもので、六つの障害に分けられます。内臓機能の障害により身体障害者手帳の交付を受けた人を総称しております。

2001年８月の身体障害者実態調査によれば、身体障害者は全体で324万5000人、そのうち内部障害者は84万9000人、率で26.2％で、４人に１人を占めております。ほかの障害に比べ年々増加する傾向にあります。共通していることは運動能力が低下しているということです。そのために、重い荷物を持つこと、走ること、坂道や階段を上がることなど、急激な肉体的負担を伴う行為が制限されてきます。内部障害者は外見からは見分けがつきません。見た目は健常者と変わらないため、無理のない勤務形態や、電車の優先席利用など、社会生活をする上で誤解や差別を受けやすい立場にあります。

昨年12月、障害者やその保護者を対象に障害について知ってほしいことを聞いたところ、外見ではわからないため理解されずに苦しんでいるという回答が８割を超えました。最近、内部障害者のことを知ってもらおうと、内部障害者自身によって

障害があることを示すハート・プラスマークを作成し、広がる活動が始まっております。割合を見ますと、肢体不自由の174万9000人、率で53.9％より少ないですが、聴覚言語障害の34万6000人、率で10.7％や、視覚障害の30万1000人、率で9.3％より多くなっております。しかし、聴覚障害や視覚障害に比べて内部障害については社会的認知が低く、その言葉すら知られていないのが現状です。外見からはわからない、見えない障害であるゆえに、内部障害者は社会の無理解の中でさまざまな困難に直面されております。職場では障害を持つことが理解されず、健常者と同じ働きを求められて、体を壊すケースが後を絶たないという。昇給や賃金で差別されることもある。日常生活では、障害者への駐車スペースを利用したら警備員から注意を受けたり、電車やバスの優先席に腰かけたら周囲から冷たい目で見られたり、誤解に基づくつらい思いを数多くの人が経験していると聞いております。このような現実を変えたいと、内部障害者とその家族らが内部障害者、内部疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会を結成し、内部障害者の存在を視覚的に示すハート・プラスマークを作成されております。

先ほどお見せしましたこのマークの中に、ハートは身体内部を、プラス、十字は医療を意味しております。同会では、ハート・プラスマークを社会に広く普及させ、内部障害者への理解を少しでも広げたいと運動を展開されております。こうした内部障害者の切実な思いを受けとめ、市長を初めとする行政関係者の皆様、また市民の皆様にもご理解をいただき、行政も企業も市民の皆様にも内部障害者に対する温かい理解と何らかの支援を行っていただきたいと思います。公的な場所として初めて愛知万博においてハート・プラスマークが掲示されました。また、各地の自治体や企業で内部障害者を理解しようとする取り組みが徐々に広がりつつあります。一般社会にそんな人の存在を視覚的に示し理解の第一歩とするため、ハート・プラスマークは生まれました。

そこで、お尋ねをいたします。内部障害者の存在を示すハート・プラスマークの普及についてお伺いをいたします。質問の１点目といたしまして、本市に内部障害者対象者は何名ぐらいいらっしゃいますでしょうか。２点目といたしまして、本庁舎を初め各公共施設のハート・プラスマークを窓口に掲示してはいかがでしょうか。

以上をもちまして１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

ただいまの北原議員の１回目の質問にお答えいたします。

ＡＥＤのことにつきまして北原議員より大変詳しく申し上げられましたので、重複する部分があるかと思いますが、ＡＥＤにつきましては平成16年７月、一般市民によるＡＥＤの使用が正式に厚生労働省から認められ、一般市民の使用が可能となっております。本年行われました愛知万博会場で心肺停止となった男性が一命を取りとめたというケースがあるなど、その必要性が認められているところでございます。

設置状況の関係でございますが、県内においては平成17年度に県庁、それから熊本市、荒尾市、本渡市、牛深市において設置されるようでございます。本市における設置状況でございますが、広域消防本部に２台、それから植木消防署・東分署・鹿北分署のそれぞれの各分署に１台ずつということで、計５台設置されております。また、山鹿市立病院など市内の数カ所の医療機関におきまして設置されております。今後は市役所を初めとしました人が集まる施設などに設置、普及していくためにも、関係部署とともに十分協議いたしまして、職員及び市民の方への啓発活動を行いながら、ＡＥＤを含めた心肺蘇生訓練講習会などを検討させていただきたいと思います。なお、さきに行いました山鹿市健康福祉まつりの中で、健康を守る婦人の会によりましてＡＥＤの体験コーナー等を設けていただき、啓発活動を行っていただきました。

それから、もう一つの職員の講習会等でございますが、県主催によります救急蘇生法等に係る講習会ということが行われまして、職員の方も参加いたしております。

質問の２点目の、内部障害者（ハート・プラス）マークの公共施設の窓口設置についての質問にお答えいたします。このことにつきましても、議員より詳しく説明があったとおりでございますが、12月９日のＮＨＫの「視点・論点」でも「見えない障害を理解して」ということで放映がなされておりましたが、ハート・プラスマークの意味は「思いやりの心をプラスしてほしい」ということだそうでございます。また、現在、駐車場等にあります車いすのマークにつきましては、車いす利用者のみならず、障害者のある人すべてを対象とした世界共通のマークでありまして、主に障害者が容易に利用できる建物、施設等であることを明確にあらわすものであり、このほか障害者が車に乗車していることを周囲に知らせる目的でも使用されているものでございます。今回の議員ご質問のハート・プラスのマークにつきましては、その内部障害者のためのマークだと、表向きからは見えませんので、そういった方へのマークということになります。

なお、本市の内部障害者の現状を申し上げます。心臓機能障害者の方が557名、腎臓機能障害者の方が164名、呼吸器機能障害者の方が69名、直腸・膀胱機能障害者の方が65名、計の855名でございます。いずれも身体障害者手帳保持者の数でご

ざいますので、身体障害者手帳を保持されていない方もおられると思いますので、実際の内部障害者の方の数字とはちょっと違うと思いますし、まだたくさんの方がおられるのではないかと思います。

ご質問にありました公共機関への窓口設置につきましては、このハート・プラスマークそのものの趣旨を理解し尊重した上で、自分の障害のことを知られたくないなど、プライバシー等の問題もございますので、各関係機関と、それから関係部署とも十分協議して進めてまいりたいと思います。大変貴重なご意見ありがとうございました。以上で答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時03分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時15分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

北原議員、了解ですか。

○１番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［１番　北原昭三君　登壇］

○１番（北原昭三君）

ご答弁いただきまして、ありがとうございました。ＡＥＤにつきまして市民福祉部長のご答弁の中で、愛知万博会場で心肺停止になった男性が一命をとりとめたとのお話がありましたが、おっしゃるとおり、愛・地球博開催の会場でも場内に100台以上、60メートルか70メートルおきに１台ＡＥＤが設置されていたそうです。期間中に３人がＡＥＤのおかげで心臓が停止したのが命を取りとめ社会復帰されたそうです。また、熊本市内でも60歳くらいの女性の方が温水プールで筋トレ中に心肺停止状態になりましたが、現場に居合わせた人が設置してあるＡＥＤを使用して大事には至らなかったとお聞きしました。まだまだたくさんの事例があります。このような報告を聞くにつけ、その必要性をさらに痛感しております。

最後になりますけれども、関係部署とも十分に協議をしていただきまして、財政面では厳しいと思いますが、多くの市民が集まる総合体育館、その他の公共施設、また部活動で激しい運動をする機会の多い学校などにＡＥＤの導入をお願いいたし

ます。

内部障害は医学的に改善の見込みがなくても周囲の理解が得られることで体の負担を減らし、日常生活の支障を減らすことができます。確かに先ほど市民福祉部長が言われましたように、自分の障害のことを知られたくない方もいらっしゃるのは実情でしょう。いずれにしましても、どんな障害者であれ、明るく楽しく日々生活していただくために前向きに検討していただくことをご期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高野誠二君）

以上で北原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、川野　功議員の発言を許します。川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

こんにちは。14番、川野です。先日、通告しておりました３点、大型店対策について、教育関係について、生涯学習バスについて、質問いたします。よろしくご回答のほどお願いいたします。

まず、１問目、大型店対策について。

以前、出店の申請があった桜町地区の開発は、農地転用が済み、現在着々と開発が進められております。中心商店街に近くて、広大な敷地に次々と大きな建物が建てられているのです。現在、建設または建設中の建物は、パチンコやコンビニですが、ほかにレストランやゲームセンター等が出店予定で、サービス業中心のエリアになる予定だという話です。今回の開発だけでは中心市街地にそれほど大きな打撃を与えるまではないかもしれません。しかし、その隣にはまだ広大な土地が、農地が控えております。このままいくと、数年後には食品、衣料品等を含めた物販大型店の進出も考えられます。そうなると、中心市街地は大打撃を受けてしまいます。現状でも非常に厳しい中、この大型店の出店は山鹿市全体にとっても致命傷になりかねないと思っております。中心市街地が衰退してしまうと、灯籠まつり等の祭りもなくなってしまう可能性すらあります。あの人口の多い、そして強い商店街のある熊本市ですら、郊外の大型店乱立で厳しい状態が続いています。このままでは先は真っ暗ではないでしょうか。市として大型店への対策はどう考えているのかという点をお尋ねします。

まず、この桜町地区開発ですが、合併の数年前のことで、当時の状況が全くわかっておりません。どういう状況でだれがどう判断してこうなったのか、またこれからの開発がどう進められていくのか、わかる範囲でお尋ねいたします。

次に、大型店対策としては、1998年に公布されたいわゆるまちづくり三法があり

ます。三法とは、都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法という三つの法律で大型店を規制していくものです。しかし、この法律の施行の後、現状の認識としては、「中心市街地は活性化するどころか、さらに寂れた。市場主義の行き過ぎにより、さまざまな地域・社会問題が深刻化した。欧米諸国のサスティナブルシティー、コンパクトシティーづくりに対し、我が国は荒れたまちが増加しつつある。コミュニティー再生を図るためには、地域の構成員としての住民、事業者、行政などが連携、協力すべきだが、なかなか連携できないところも多い。中心市街地やコミュニティーの問題を単に地域商業、商店街の視点としてではなく、我が国の将来にかかわる重大な地域・社会問題であると認識する」と、全国の４団体、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会は認識しております。

ということで、現状のこのまちづくり三法は、大型店対策としては機能していないし、余り役に立ってはいないようです。しかし、役に立っていないといっても、現状ではこれにすがるしかありません。国の方では、今後このまちづくり三法をもっと使いやすい、効力のあるものに変えていこうという動きがあると聞きました。どのように変わっていくのでしょうか、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

以上、大型店についてお尋ねいたします。

次に、教育関係について質問いたします。

最近、小学生が襲われる痛ましい事件が多発しております。ここまで連鎖的に発生してくると、他人事では済まされない、いつ山鹿市でも同じような事件が起こってもおかしくない状況であると思います。私は、「100匹目の猿現象」という話がありますが、その現象が人間界に起こっているのではないかと大変心配しております。「100匹目の猿現象」というのは、宮崎県に幸島という島があります。この島は100匹ほどの猿が住んでいます。今から50年ほど前、この島の猿は好物のサツマイモを食べるのに、手や足で泥を落として食べていました。ところがある日、雌猿の１匹がサツマイモを川の水で洗い出したのです。この行動はほかの猿もまねをし始め、４年後には75％の猿がサツマイモを川の水で洗って食べるようになりました。ところが、ひょんなことから海水で洗うとおいしいということを猿が学習し、これまた猿たちに定着しました。しかし、時を同じくして、同じようなことが高崎山の猿にも起こっていたのです。アメリカの科学者、ライアルワトソンはこれを「100匹目の猿現象」と名づけました。つまり、幸島で海水でサツマイモを洗う日本猿の数がある臨界値、便宜的に100匹とすれば、それを超えると、その行動は群れ全体に広まるだけでなく、遠く離れたほかの場所に生息する猿たちにも自然に伝わるというものです。猿と人間は違うかもしれませんが、あの忌まわしい事件の数々は、

不審者も含めた人間たちの臨界値を超えたので、全国で、そしてまさかというような地域でも連鎖的に起こっているのではないかと思います。今まで人に害を与えることがなかった人まで害を与えるように変化してきたのではないかと真剣に心配しております。

ということで、いつ本市でもこういう事件が起こってもおかしくないと、まじめに考えていかなければなりません。幸いにきのうの一般質問で、早田議員、堀議員、池田議員と、タイムリーにすばらしい質問がされましたので、余り言うことはありませんけれども、３点ほど具体的な視点で質問いたします。

まず、通学路の安全マップを制作したという答弁がございました。最近は、子どもとＰＴＡが一緒になってマップをつくり、危険な場所を共有して地域が一丸となって安全対策をとっているところが紹介されております。子どもたちにとっても、実際に自分たちでつくることにより、より現実的に理解すると思います。本市のマップ制作に当たって、どういうつくり方にしたのか、お尋ねいたします。

次に、ブザーを持たせるという答弁がありました。鹿本町は既に小学生と女子中学生は防犯ブザーを持っております。今度、男子中学生にも保護者の負担で購入するように決まりましたが、全市ではどうなっているのか、お尋ねいたします。

次に、防犯パトロールについてですが、小学校の下校時には市の職員で防犯パトロールが計画、または実施されているようですが、中学生は部活などで下校時間が６時から７時となり、市の職員ではパトロールできません。鹿本中ではＰＴＡが防犯パトロールを毎日夕方交代ですることになりました。その時間はもう真っ暗になりますので、市のパトロールカーを使うという案が出ました。しかし、いろいろな規制があり、堀議員のときの質問のように、鹿本中もだめになりました。夜回るのに目立たないのでは抑止効果がありません。パトカーはだめでも青色灯だけ用意してもらい、刑事ドラマの覆面パトのように車の天井に取りつけることはできないかと思います。この３点お尋ねいたします。

次に、人づくりを掲げている本市ですが、財政の厳しい折、教育関係の予算がこれからどうなっていくのか非常に心配しております。来年度以降の事業予定をお尋ねします。

まず、学校の施設整備について。アスベスト問題などで急に学校関係の予算がふえてしまったので、今後の計画が順調に行くのか心配しております。今後の学校施設計画をお尋ねいたします。

次に、パソコン導入について。本年度は国のｅ－Ｊａｐａｎ戦略の最終年度となっています。本市の目標達成はどうなっているのでしょうか。また、既にリース切れの学校が二、三校あると聞きましたが、これからの計画をお尋ねいたします。

ＮＩＥ運動について。６月議会で一般質問しましたが、そのときは教育長としてはＮＩＥ運動をすることは考えていないという答弁でした。しかし、このＮＩＥ運動はますます盛んになってきております。教育長の考えを再度お尋ねいたします。

学校図書館の司書配置について。子どもの読書離れが進んでいるようで心配しております。子どもたちに読書の楽しさをわかってもらうためにも、学校の図書館に司書を配置していただきたいと思っております。９月21日の読売新聞の記事では、「小中高校の学校図書館関係者でつくる全国学校図書館協議会の調査によると、学校司書の配置率は小学校が39.7％、中学校44.1％しかありません。このうち臨時職員が小学校で76.7％、中学校で80.3％と比率が高く、正規職員として採用する学校は少数派、高校の学校司書配置率が84.9％と、正規職員の割合も82.7％と高いのは対象的だ」と、載っておりました。

来民小学校には司書補の免許を持った方が図書館に常駐していて、子どもたちに本の紹介等を積極的にしております。鹿児島県では積極的にＰＴＡ雇いの司書を学校に配置し、子どもたちの読書への興味を持たせ、効果を上げていると聞いております。本市の状況はどうでしょうか、お尋ねいたします。

次に、経費の削減について。財政が厳しい折ですので、むだな経費を認めるわけにはいきませんが、本当に必要な経費までも削減されてしまっていないか、心配しております。教育関係の予算はもともと余りむだ遣いをしていないと思っていますし、教育のモチベーションにかかわってくるものでありますから、余り減らすべきではないと考えます。聞くところによると、経費削減により来年からは修学旅行の引率をする先生までも減らさなければならなくなると聞きました。来年度の経費はどういう項目でどの程度削減される予定なのか、お尋ねいたします。

次に、３問目、生涯学習バスについてお尋ねいたします。

合併前には多くの利用があった鹿本町の生涯学習バスが、合併後は生涯学習バスとしては全く運行されていません。今までのように運行するにはいろいろ問題があるようですが、もっと有効利用することはできないでしょうか。

以上、答弁よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

川野議員の一般質問の１点目、大型店対策についてお答えいたします。

まず、桜町地区の農業振興地域の農用地除外の経過と今後の予定についてでございます。平成15年の同時期に隣接する２カ所で複合店舗開設の申請がありました。

小字名で嶋の本地区と永田地区でございます。いずれも農業振興地域の農用地区域内の指定内優良農地として農地の保全に努めている地域ですが、本地域は都市計画区域にも指定され、住宅地域とも隣接しているため、複合店舗立地の適地として農用地除外の申請があり、市の農業振興地域整備促進協議会において平成15年11月から平成16年２月まで４回にわたり審議が行われ、答申が出されました。その答申は、嶋の本地区を農用地除外とする、永田地区は農用地除外としないというものでありました。市は答申を尊重し、同様に決定したものであります。

その後、嶋の本地区については、熊本県へ農用地除外の同意の協議と農用地転用については開発面積が４ヘクタールを超えるため、農地転用許可権者が農林水産大臣であるため、九州農政局と協議を終え、現在、開発中でございます。永田地区については、現時点では引き続き優良農地として農業の振興と農地の保全に努めていく地域であると認識しております。

次に、まちづくり三法がどのように変わるのかということでございますが、まちづくり三法の施行後、モータリーゼーションの進展や、子育て世代を中心とした郊外居住が進み、結果として郊外に大型ショッピングセンターが次々と出現し、地方の中心市街地商店街では空き地、空き店舗がふえ、衰退傾向となりました。このため、政府はこうした状況を踏まえ、まちづくり三法を見直す意向を固め、来年の通常国会へ改正案を提出し、平成18年度内にも施行する意向であると伺っております。

改正の方向としましては、空洞化が続く中心市街地を対象に店舗立地の規制緩和などで再生を集中支援し、店舗や公共施設が集まり高齢者でも暮らしやすいまちの再構築を目指すものと伺っております。また、郊外での商業施設の立地について開発規制を強化する方向のようであります。そして、多様な都市機能の増進と商業等の活性化に意欲的に取り組む市町村を選択と集中により、重点的に支援する仕組みとするようであります。中心市街地の活性化を推進する上で、この改正を注意深く見守っていきたいと考えております。熊本県においても、現状では大型店の立地について商業調整的な規制は困難であるため、地域密着型産業である小売業を営む大型店と地域社会との共存を進めることが必要と認識し、一定規模以上の大型店の主体的な地域貢献を促すためガイドラインを年内に施行するように取り組まれているところでございます。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

川野議員ご質問の教育関係についてお答えいたします。

まず、安全マップの具体的作成の方法でありますが、市内のすべての小中学校で安全マップは作成しており、危険な場所等も掲載した内容となっておりますが、内容の充実度に温度差があります。例えば、交通事故とかいわゆる水難事故とか、そういう形のとらえ方を従前はしておりました。今回の事件を受けまして、今、議員の方からもご指摘がありましたように、各中学校にある現在のマップを児童生徒及び保護者等の意見などを取り入れながら充実させる中で作成に当たっていくと。作成に当たっては、児童生徒にも参加させ、危険箇所の把握、意識改革につなげるような実践活動を行うよう、校長・園長会議等で指導しております。

次に、その中での危険箇所の対策でございますが、子どもたちに危機回避の力をつけさせるために、授業の一環として取り組むこと。それから、危険箇所の把握により通学路の変更を検討する。これは一番近い道とか何かではなく、より安全な道はどこかというような視点をそこに入れていくわけです。３点目は、一人になるような地点からは保護者等との連携を考えること。４点目は、保護者会等の開催により地域の実態の再確認を行うということなどであります。今後も校長会議・園長会議等で検討を重ね、危険回避の対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、各小中学校の防犯ブザーの携帯状況についてでございますが、市内の小中学校26校で携帯状況が若干違いますが、今回の事件を受けて各小中学校で保護者会等と相談いただき、全児童生徒に防犯ブザーを携帯させるよう今通知しているところでございます。

次に、夜間の巡回パトロールの安全対策でございますが、巡回の折に危険であるので青色灯の利用はできないかとの質問でありますが、昨日の堀議員の質問の中で総務部長が答弁しておりますように、警察署による運転者への講習、許可証を受けまして、陸運局へ登録する必要があるというふうなことでございます。以上のような手続を踏まえた上で運用できるということであろうかと思います。

次に、来年度以降の教育の事業予定ということでございます。まず、学校の施設整備についてお答えいたします。現在、山鹿市においては、新耐震設計法施行の昭和56年以前に建設された校舎や屋内体育館が多数あり、今後、耐震対策などの改築や補強工事を実施する必要がございます。教育委員会としましては、財源を短期間で有効に投入することにより最も効果的な施設整備を行うために、児童生徒数の推移など本市の将来を見通した望ましい教育環境、学校のあり方を検討しながら、学校整備計画を策定中でございます。なお、アスベストへの対応や危険箇所など緊急性のあるものについては、随時対応を行ってまいります。

次に、パソコンの導入についてでございますが、現在パソコンの整備状況については学校間に格差がありますので、是正するために平成18年度中に小学校11校と中

学校４校に新たに導入を予定しております。ご指摘のリース期間の過ぎたパソコンについては、単年度ごとの再リース契約を結び利用しておりますので、授業は通常どおり行われております。

次に、ＮＩＥ運動についての取り組みについてお答えします。新聞を教育に、つまり新聞を生かした教育活動は大変意義あるものだというふうには考えております。各学校の教育活動については、教育委員会の指導により学校長が主体的に特色ある学校づくりを推し進めているところですが、今後とも校長会議等を通じまして周知を図りますとともに、ＮＩＥ運動の実践校を希望する学校があれば教育委員会としても支援を行っていく所存です。議員さん、いろいろご指摘いただきまして、私どももこのＮＩＥ運動について勉強いたしました。全国的にはまだ小中校、全部で４万ありますが、そのうちの400何校、いわゆる１％ぐらいのところで、熊本県では10校がその実践をしているというようなことでございますので、実践校ともいろんな情報交換、ちょっと情報をいただきました。そういうことも検討しながら、学校によってこれをやってみようということが出ましたら、積極的に支援していきたいと思います。

次に、学校図書室への司書の配置についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、情報化社会の多様化により、子どもたちの活字離れが進み、読書活動の低下を招いております。このような現状にかんがみ、山鹿市教育委員会学校教育課の方でも指導項目の中に読書活動の推進ということを掲げ、強力に推進しているところであります。例えば朝の読書活動やＰＴＡの読み聞かせ等の活動が、ほとんどの学校でそういうことが行われております。議員お尋ねの図書館司書教諭の配置につきましては、小学校20校中８校、中学校６校中５校に司書免許を持った教諭はおります。ただし、その教諭は授業も持っておりますので、専任、いわゆる高等学校の図書室のような、そういう従事したような活動はちょっと時間的にもできかねるというような現状でございます。

なお、図書館司書教諭の配置は12学級以上の学校ということに今なっておりますが、該当する学校は山鹿小学校、山鹿中学校の２校であり、２校とも当然ながら配置はされております。ただ、私どもとしましても、読書活動の推進を進める上からも、司書教諭資格者の配置の拡大といいますか、研修等もあっておりますので、そういう点での呼びかけはしていきたいとは思います。それとともに、いろんな予算面もありますので、ＰＴＡのボランティアの方々のご協力等もいただきながら図書室の充実には努めてまいりたいと思います。

最後に、経費の削減についてお答えいたします。来年度の予算につきましては、現在、財政課とのヒアリング中でございますので、議員ご質問のどの項目でどの程度の

予算が確保できるかは、現段階では明らかではありません。議員もご承知のとおり、財政事情も大変厳しい状況であります。教育委員会の思いをしっかりと財政当局に訴えてまいりたいと考えております。ご理解をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

市有バスについてお答えします。このバスは42人乗りの自家用バスでありまして、本年７月から財政課において管理を行っております。運行状況についてですが、ほとんどないというようなお話でしたが、平成17年度は４月から11月まで月平均７日間動いておるということでございます。使用につきましては山鹿市庁用自動車管理及び使用規程に基づいて、市が行う行政上の用務を基本として使用をしております。さらに、九州運輸局の指導に基づいて行っております。運行日数は、ご指摘のとおり減少しておりますけれども、合併後その使用範囲も新市全域に及び一定の制限のもとで運用を行う必要があると考えております。また、道路運送法に基づく自家用バスとして使用形態が自家用車の範囲を越えないように適正な運用を行う必要もあると思います。今後この基準の範囲内で有効利用がなされるように努めてまいりたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

答弁ありがとうございました。

大型店の２回目ですが、まちづくり三法に関しては、早くちゃんとした好感がある法律につくりかわることを願っております。桜町地区の今後の開発を、このまちづくり三法、特に、都市計画法などを使ってこの大型店の進出をとめることができればと思っておりますけれども、現時点で、その可能性があるかどうか見解をお尋ねいたします。

次に、きのうの助役の答弁でもちょっとありましたけれども、まちづくりに関して、最近は行政コストも抑えることができ中心市街地活性化が推進できるというコ

ンパクトシティという考えが数多く言われてきております。現在、コンパクトシティについて有名なのが、青森市が上げられます。先日、別の研修でちょうど青森市に行く機会がありましたので、市内を見て回りました。よその都市に比べ機能的にできているなと実感いたしました。青森市は人口30万人でコンパクトシティというのは15万人から30万人のシティについての考え方だと言われておりますが、基本は同じだと思います。本市のコンパクトシティへの考え方についてお尋ねいたします。

次に、教育関係の２問目ですけれども、安全マップができ上がって危険な所が出てきた場合、その危険な所を回避するだけでなくて回避できないところもあると思いますけれども、それをどう対処していくかという点で再度お尋ねいたします。というのは、外灯がなくて、暗く危険な場所が考えられます。今まで地区の方で、暗くて外灯をつけてくれと頼んでもなかなかつかない所がありました。そういうところも早急につけなければならないと思っておりますけれども、その対応についてお尋ねいたします。

それと青色灯ができないなら、何か夜保護者がパトロールで回ったときに、抑止力になるような目立つ方法はないかと思っておりますけれども、その点ＰＴＡと一緒に考えていってもらいたいと思っております。

次に、学校の施設整備について、20年後を見通した望ましい教育環境、学校のあり方を検討しながら計画を策定中という答弁でした。その中には、学校の統廃合も視野に入れての計画だと思いますが、早く計画を実行していただかないと子どもたちは待ってくれません。小学校は６年、中学校はたった３年で卒業です。できる所は、できるだけ早く実行していただきたいと思います。

次に、パソコン導入についてですが、本年度は国のｅ－Ｊａｐａｎ戦略の最終年度となっています。本市のそれぞれの学校の目標達成はどうなっているのかということで、ちょっと答弁がなかったので現在の達成度あたりがわかっていればお知らせいただきたいと思います。

それと、来年度に小学校11校、中学校が４校導入されるという答弁でした。大量に導入されるようですが、これは私が鹿本町の導入のときにも言っていたことですけれども、これから導入するときは、既製の大手メーカー製パソコンではなくて、一般標準仕様のパソコンを導入していただきたいと思います。そうすることにより、例えば、５年たったら、今回のようにシステム総入れかえということをしなくて、部品のバージョンアップだけで済まされます。10年以上大きな出費がなく、部品の交換だけでもたせることができるようになります。最初導入して３年ぐらいは、そのままでいいのですけれども、それ以降は１台当たりに二、三万円投資していくだけで十二分に使えるパソコンになっていきます。

私のメインパソコンは95年に購入したものですが、いまだに最新のものと比べて遜色ありません。ただ今となっては、当時の部品は一つもありません。その都度部品を交換していった結果がこうなっております。標準仕様ですと楽に部品のつけかえができます。そして、その作業も学校活動の一環として中学校のパソコン部の子どもたちにさせればいいと思います。指導者がちゃんと指導すれば簡単にできてしまいます。子どもたちにもいい経験になりますので、ぜひその点ご検討願いたいと思います。

ＮＩＥ導入については、希望があれば支援すると消極的な姿勢ですけれども、希望するところには十分な支援をお願いしたいと思います。これは答弁は要りません。

学校図書室の司書の配置ですけれども、基準上は十分満たしているという答弁でした。しかしこれは、学校の先生の配置ということで、図書室に常駐しているわけではありません。本当に効果を上げるためには、鹿児島県のように常駐する司書を学校に配置し、子どもたちへの読書への興味を持たせるようにしていくことだと思いますけれども、そういうことはできないでしょうか。ＰＴＡ雇いでもできると思いますけれども、その点再度お尋ねいたします。

次に、経費の削減についてですけれども、教育委員会でできる削減もまだまだあると思っています。しかし、必要なものまで削減しているように思っております。そこら辺はもっとよく検討していただきたいのですけども、教育委員会に尋ねただけではどうしようもありません。財政当局の考えもあると思います。中嶋市長様、杉燒助役様、永田収入役様、西田総務部長様、子どもたちにできるだけよい環境で勉強し、立派な大人になってもらうために英断をしていただきたいと願っております。よろしくお願いいたします。これは、答弁は要りません。

次に、生涯学習バスについてですけれども、今厳しい答弁でした。西田総務部長では、生涯学習バスでなく、既に市有バスということで答弁されました。合併して何もよかことはなかという声はよく聞きますけれども、この声の中に、この生涯学習バスが使えなくなったという点も大きなウエートを占めております。運営に費用がかかり、また柔軟な対応が、市としてしにくいのであれば、その運営を社協あたりに委託すればどうだろうかと思いますけれども、その点お尋ねいたします。

以上、２回目の質問を終わります。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

大型店対策についての２回目の質問にお答えいたします。

まず、都市計画によります大型店の出店阻止についての方策でございますが、桜町地区は、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法でございますが、この農振法に基づく農振地域として指定を受けております。しかし、本市の都市計画からしますと、都市計画区域内であって用途地域の指定がない白地地域でございます。

したがいまして、現状といたしましては、当地区は都市計画区域内であっても農振地域の指定がある以上、農振法の優位性から都市計画法上の規制を加えることはできない状況でございます。仮に、当地区の農振除外がされた場合、都市計画法上、どのような規制が考えられるかと申し上げますと、例えば、住居系の用途地域の指定がございます。ただ、この場合も指定に当たりましては、人口フレーム、これは住宅地としての人口密度ですが、国の指針では１ヘクタール当たり60人以上となっております。しかし、本市は１ヘクタール当たり39人でございますので、新たな住居地域の指定は困難でございます。

このようなことから都市計画法並びに、現在の本市の都市計画からしまして、桜町地区の開発による大型店の出店を規制することは極めて困難でございます。と同時に、この問題につきましては、当地区を農振地域として保全するのか、あるいは除外するのかの判断が前提にあるべきと考えます。

続きまして、コンパクトシティについてご説明いたします。以前６月議会でも申し上げておりますけれども、これからのまちづくりは、以前のような人口増加や経済成長を前提とした、いわゆる開発整備型ではなく、少子高齢化や厳しい財政状況のもとで、地域の歴史や文化、さらには生活スタイルなどのいわゆる地域の特性に応じた身の丈にあった都市の形態が一段と求められるものと思います。そのため、都市としての機能の集約と再構築を柱とします既成市街地の再編の動きが全国的に広まっております。これがコンパクトシティによるまちづくりと言われております。

本市の場合ですけども、本市も合併を機に６万都市として出発をいたしました。全国の地方都市と同様に、少子高齢化や中心市街地の衰退、経済の低迷など多くの課題を抱えております。しかし、先人から受け継いだ歴史的な資源や多くの財産がございますので、市民との協働により魅力あるものとして再生させ、一方、都市計画の基本理念であります農林業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するためにコンパクトなまちづくりを基本に今後新市の都市像を築き上げてまいりたいと考えております。以上お答えします。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

川野議員の２回目のご質問にお答えいたします。

児童生徒の通学路に対しての外灯の設置の件でありますが、教育委員会では設置内規を次のように設けております。一つ目は、主要な通学路で安全対策上必要と思われる集落外の道路であること。二つ目が、設置後の維持管理については、個人もしくは団体の管理者を決めていただき、責任を持って管理を行っていただくこと。三つ目は、設置に要する経費については、限度額を設け教育委員会で設置する。こういった経費については、申請者負担とするということです。この条件を付して申請を受け付け、現場調査を行い、設置の決定を行っております。ただし、市長部局総務課所管の山鹿市防犯灯設置補助金交付要綱を優先させるものといたしております。

２点目の夜間の巡回パトロールの安全対策の件でございますが、例えば、蛍光塗料を利用したマグネットシート、発光ダイオード表示灯、反射防犯パトロールベストなど、いろいろ考えられますが、お話しがありましたように、保護者とも十分相談していきたいと思います。

それから、３点目の将来のことでございますけれども、平成18年度児童生徒の数は5000人です。ところが、10年後、平成28年度を見てみますと4069人と約1000人減っていきます。こういうふうに、物すごい形で少子化が進みますものですから、そういうものを踏まえまして、慎重に検討しながら、よりよい教育環境整備に努めてまいりたいと思います。

それから、４点目のパソコンの機種導入についてでございます。機種の選定についてのご質問、導入を予定しているパソコンは、おおよそ７年間ぐらいは利用できるものと考えていますが、その間には、驚くほどの技術の進歩と価格の低下が予想されます。ご質問のバージョンアップが可能な機種を選定すれば、当然最新の状態にすることができるわけですが、安定性の問題、機器の保守の問題、さらには、最終的な費用等を検討する必要があります。導入に当たっては、いろいろなことを踏まえながら、また議員さんのご提案も踏まえながら、現場の教師からの意見等も参考にして進めたいと考えております。

次の、ＮＩＥ運動については、答弁は要らないということでございましたけど、何か私がえらい消極的なような形でございまして、そうではありません。これは学校が、やはりそれぞれ特色ある教育に取り組むわけです。例えば、算数教育、理科教育と、そうすると、あれもこれもというのができませんので、学校の中でそういう動きが出てきたときは積極的にやりますので、どうかその辺ご理解いただきたいと思います。

それから、６点目は図書室に常駐の図書司書の配置の件でございますが、専門員がおれば確かに本の紹介とか、読書活動の積極的な取り組みが実施できることは認識しております。しかし、専門員を配置するとなれば、予算措置も必要でございます。重要性はわかっておりますが、限られた財源の中でいろいろな事業を行ってまいらねばなりません。読書活動の推進については、先ほど紹介しましたように、図書館司書教諭の積極的な活用はもちろんですが、各学校に合ったいろいろな工夫、例えば、ＰＴＡの方、あるいは読み聞かせの会というのが、かなりふえておりますので、そういう方との連携を図りながら読書意欲の向上、内容の充実につながるように努めてまいりたいと思います。以上答弁いたします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

バスについて、２回目の質問にお答えします。

厳しい答弁というお話しでしたけれども、法令等に基づいて運行せざるを得ないということでありますので、そこはご理解願いたいと思います。これを柔軟に対応するように社協に委託したらどうかというお話しでしたけれども、社協に委託しましても、市が持っておっても、今申し上げたような形での運行しかできないということであれば、市が保有するからには、直接管理を行う方がいいのではないかと考えております。このバスにつきましては、将来的には根本的な検討をする必要があるのではと思っております。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

回答ありがとうございます。教育長の気持ちも理解できました。

郊外大型店の進出を規制することは極めて困難であるとの答弁でした。熊本市も郊外大型店の進出で中心商店街が大打撃を受けています。しかし、熊本県や熊本市の対応は、大打撃は認めるが仕方がない、出店はとめられないという見解です。しかし、全国的に見てみると、まちづくり三法と市独自の条例で大型店を規制してい

るところがあります。要は、首長のはまり方次第であると、この前、共同店舗連盟の勉強会で聞きました。引き続きあきらめないでできない理由を探すのではなく、できることを一つ一つやって検討と勉強をしていただきたいと思います。コンパクトシティの考え方はわかりましたが、それでは、今後具体的な施策としてどのようなものを考えているのかお尋ねいたします。

あとは時間もあるので割愛いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

３回目の質問にお答えいたします。

決して消極的ではなくて、現状の法律ではできないということでございます。コンパクトシティの具体的な取り組みについて都市づくりの観点からお答えをいたします。コンパクトシティは、新たに市街地の広がりを求めるものではなく、既成市街地の再構築に取り組み、秩序ある都市の発展のため、まとまりのある、いわゆるコンパクトな市街地を形成することにあると考えます。

そのため、さまざまな施策を計画的、効果的に展開することで、都市としての機能を充実させ、観光や商業、農業、さらには教育などの分野との連携を図り、都市としての魅力を高めることにあると思います。

その具体的な取り組みとしましては、これまで中心市街地の、例えば、生活基盤といたしまして豊前街道の電線類の地中化や都市計画道路の整備などに取り組み、観光基盤としましては、八千代座の周辺や歴史的なまちなみの形成、下町の惣門などに取り組んでおります。さらに、交通基盤の整備としまして、山鹿バスセンターや歩行者広場などの整備に重点的に取り組んできております。

今後におきましても、プラザファイブやさくら湯の再生、それから、現在取り組んでおります花見坂の第２駐車場への民間活力によるマンションの誘致など、市街地の再構築に向けての施策の検討が進むものと考えております。

そして、将来におきましては、この中心市街地と旧町の観光資源などとの役割分担や総合連携を図り、新市全域の一体的な浮揚発展を目指すことが大変重要なことであると考えております。以上お答えします。

○議長（高野誠二君）

以上で川野議員の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後は１時30分から再開いたします。

午後０時06分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、島田節男議員の発言を許します。島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

16番、島田でございます。今回通告いたしておきました３点、１点目、介護保険事業の取り扱いについて、２点目、ごみ収集運搬関係事業の取り扱いについて、そして、また３点目、指定管理者に移行するための条例に関してという、この３点につきまして執行部の考え方なりご答弁を求めたいと思います。

まず第１に、介護保険事業の取り扱いについてお伺いいたします。今日我が国においては、世界に類を見ないスピードで高齢化が進んでおるわけでございまして、2015年には高齢化率25％を超え、国民４人に１人は65歳以上という超高齢化社会を迎えようとしているわけでございます。そんな中に、我が市におきましても全く例外ではありませんで、国全体の予測より、はるかに超えた高齢化社会に直面しているわけでございます。この対策として、合併前各市町では、それぞれに老人保健福祉計画等を立てまして、高齢者の保健・医療・福祉、そして、介護と、それぞれの市民ニーズに適正に対応してこられたと思います。

介護保険事業については、平成12年度に始まったのは、皆様もご存じと思います。その事業が５年に１回の事業の見直し、先般池田議員が申されましたちょうど５年になっておりますので、その見直しが今回行われて10月から改正されるようでございます。そしてまた、３年に１回、介護保険料といいますか、その料金の見直しがなされまして、適正な運営がなされてきたわけでございます。

今回の平成18年度、来年度でございますけれども、３回目の保険料の見直しの時期がきておるわけでございます。今後、介護保険料等を審議いたします策定委員会等で、その額等が決定される見込みでございまして、また市長に、その案を諮問されるわけでございます。そして、来年の３月議会に上程をされると思いますが、その時点では、もう大体額が決まっておりますので、どうしても今の時点でこのことを聞いておきたいということがありましたので質問をいたすわけでございます。

それは、合併協議会で協定書が交わされておりますけれども、その協定書の中に介護保険事業の取り扱いということが載っております。25番目ですけれども、１番目に介護保険事業については１市４町で差異のないものについては現行のとおりとすると、２番目に、１市４町で差異のあるものについては、次のとおりとする。そ

の（１）に、介護保険事業計画については、第２期事業運営期間の周期である平成17年度までは旧市町村の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとすると書いてあります。（２）これが非常にきょうの質問に関係するわけでございます。（２）で第１号保険者の保険料については、第２期事業運営期間の平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度から統一する。これはいいと思います。その下にただし書きがあります。ただし、第３期事業運営期間の保険料が急激な負担増となる場合、平成18年度から３年間を不均一賦課として第４期事業運営期間の平成21年度から統一すると協定書で印鑑をついてあるわけでございます。

そこで、ちょっとお尋ねしたいと思いますけども、まず、合併前の各市町村での第２期の第１号保険者の保険料の基準額は幾らだったのかということです。そして、今回もう多分いろいろな面で積算されていると思いますけど、その基準額はどの程度になっているのかお伺いしたいと思います。また、この今申し上げました協定書にうたってある急激な負担増についてどんな見解を持っておられるのかお伺いいたしたいと思います。これはまず１点目の質問でございます。

次に、２点目の質問に移らせていただきます。ごみ収集運搬関係事業の取り扱いについて伺いたいと思います。現在、私たちの生活は豊かで便利になった反面、一方では資源やエネルギーなどを大量に消費するために、ごみや環境問題に直面しているわけでございます。山鹿市におきましても、年々増加するごみ対策にかかる費用も増大する一方であると思います。その対策として、合併直後より全市足並みをそろえて可燃ごみ、不燃ごみの有料化や分別収集をやり、市民挙げてのごみの削減や環境の保全に取り組まれていることはご承知のことと思います。

それでは、ここで質問をいたしたいと思います。今回のごみ有料化、これは先ほどの協定書にも書いてありますけれども、住民のコスト意識というところあたりを狙ってのごみ有料化だと書いてあります。有料化や分別収集によって、実際にごみ減量化やコスト意識の啓発になっているのか、その効果についてお伺いいたしたいと思います。

次に、ごみ袋の有料化に伴い、市民はご存じのごとく、ごみ袋大は25円、小は20円支払ってそのごみ袋を買っているわけでございますけれども、ごみ袋の業者から買う原価と中間取扱者、いろいろな販売店に卸す前の取り扱い業者に対する卸価格が当然差益が出ていると思います。年間にどの程度の差益が出ているのかお伺いいたします。また、現在、その差益について、どんな形で使われているのかお伺いをしたいと思います。

次に、ごみ袋のことですけれども、旧町で使用していて、合併に伴い使われなくなったごみ袋の有効利用と申しますか、そのことについてお伺いをいたしたいと思

います。合併後、ごみ袋は全市統一した山鹿市という印刷したごみ袋に変わったわけでございますけれども、旧町では合併前に有料化に取り組んでいたところもあり、新山鹿市になって使用できなくなった在庫が相当数上っておると聞いております。一応、その使用対策として、各地区の行事や学校等の行事で使うごみ袋にという話はきいておりますけども、その辺まだ私が知っている限り徹底をしていないようでございます。そこで、この有効利用について、まずお伺いしたいと思います。

次に、３点目の質問に移らせていただきます。今回、議会に上程をされております指定管理者に移行するための条例が提案、上程されておりますけれども、このことについてお伺いしたいと思います。

今議会の議案として指定管理者に移行するための条例が28件、ちょっとこれは私がざっと数えましたので確かだとは思いますけれども、上程されているわけでございますが、いよいよ指定管理者制度に移行します来年の９月までにあと半年余りになったわけでございます。市としましても、大変な作業をなされていることと思います。この移行によりまして、多様化する住民ニーズに対応するための民間の能力を活用して住民サービスの向上や経費削減を図ってほしいなと考えているわけでございます。また、今回の移行が、今まで委託されております外郭団体と公益法人等が、民間団体として自立化する方向での自己改革のいい機会になればと私は考えております。今後、各管理者の候補と協定が交わされることと思いますけれども、今回条例として出されています一般的なところについて質問をいたしたいと思います。

まず第１に、各条例中にある利用料の減免または還付の件について、市の対応はどうなるのかということでございます。次に、条例中にある施設等の維持及び修繕業務が管理者の業務として載っておりますけれども、どんな取り決め方をされるのかということでございます。そして、第３に、指定施設管理中における事故等に関しての責任の所在はどのようになるのかという、この３点をお伺いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。角野市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　角野恵子君　登壇］

○市民福祉部次長（角野恵子君）

島田議員の第３期の介護保険事業計画の中の介護保険料についてお答えをさせていただきます。

現在第３期、平成18年度から平成20年度の介護保険事業計画を策定しているところでございます。第３期の事業計画につきましては、策定委員会の中で慎重に論議をいただきながら現在作業を進めております。お尋ねの旧市町の第２期の介護保険

料の基準額でございますが、旧山鹿市が3520円、旧鹿北町は3500円、旧菊鹿町は3000円、旧鹿本町は3033円、旧鹿央町は3240円となっております。合併協定項目にかかる介護保険料の平成18年度からの統一、また急激な負担増となった場合の平成20年度までの不均一賦課等につきましても、策定委員会の中で論議をいただきながら決定をしなければならないと考えているところでございます。

ただし、合併協定の中に、具体的な金額の提示がなく、策定委員の皆様におかれましても、かなり苦慮されていることだと思っております。平成18年度から平成20年度までの第３期の介護保険料が、どのくらいの金額になるかにつきましては、現在慎重に作業を進めているところでございます。以上お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

島田議員の一般質問の２点目、ごみ収集運搬関係事業についてお答えいたします。

まず、ごみ収集有料化に伴うごみの減量化の効果でございますが、ご案内のとおり、新市合併とともに、全市におきましてごみ収集の有料化を行ったところでございます。その際には、新旧指定袋の交換、新市指定袋サンプルの配布等、各方面に大変なご尽力を賜りました。この場をお借りいたしまして改めてお礼を申し上げます。

おかげさまをもちまして、暫定期間終了後のことし４月から10月までの可燃、不燃ごみの収集量は、合併前の同期間と比較いたしまして約２割程度の減となっております。平成16年度が台風による罹災ごみが発生したことを考え合わせましても大変な減量化につながったものと考えています。これは有料化の成果と相まって、その趣旨をご理解いただきました市民の皆様のご協力の賜物と考え、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

次に、指定ごみ袋販売に伴う差益の用途についてお答えいたします。大袋１枚の販売価格25円に対しまして、袋の製造原価がおおよそ10円、問屋、小売店への販売手数料があわせて５円となっており、１枚当たり約10円の差益が出る計算となります。これを年間の販売予定枚数に換算いたしますと、可燃、不燃、大小袋あわせまして約3000万円の差益が出る計算となります。この差益につきましては、合併協議の中でごみの収集費用に充てるとともに、ごみの資源・減量化の施策にも使わせていただくことといたしておりました。

平成17年度におきましても、例えば、子ども会や婦人会等で実施される資源回収事業、すなわち廃品回収についての補助や啓発パンフレットの作成、生ごみ処理機

の補助などにも充てさせていただいております。

次に、合併前に各町で作成したごみ袋の在庫の件でございますが、調査いたしましたところ、全部で260箱、枚数にいたしまして約13万枚ほどございました。こうした旧町の指定袋の在庫につきましては、合併協議の中で総合支所ごとに地域でのボランティア活動等に配布することといたしておりました。しかしながら、ご指摘のように、事前の想定を超える在庫量が判明いたしましたので、より流動的に全市単位での活用方法を検討してまいりたいと思います。以上お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

指定管理者に関するお尋ねにお答えいたします。

１点目の使用料の減免につきましては、施設の利用に関する料金を使用料とする場合と利用料金とする場合で取り扱いが異なります。使用料とする場合は、市の収入となりますし、指定管理者が収受することはできず、また指定管理者には減免に関する権限はございません。利用料金とする場合には、指定管理者の収入となりまして、管理者の判断により減免を行うことは可能ですけれども、公の施設を住民の利用に供するという目的から減免の取り扱いについては、その補てんを含めて事前に指定管理者と協議し、決定をしたいと考えております。

２点目の施設の修繕費につきましては、小額修繕の場合は、指定管理者の負担、大規模修繕の場合は市の負担ということを原則にしたいと思いますが、指定管理者が負担する１件当たりの小額修繕費の設定につきましては、施設の規模により設定を行いたいと考えております。

３点目の事故等の発生に伴う補償の扱いでございますが、施設の設置または管理において、通常有すべき安全性が欠けているというのが原因であれば、利用者にもし損害を与えた場合には、設置者であります市が賠償責任を負うこととなると考えます。ただ、管理者としての注意義務を怠ったこと等により損害を与えた場合には、指定管理者の責任になると考えております。このような責任の所在を明らかにするために、管理業務に関するリスク分担を協定書の中で取り決める予定でございます。

以上お答えします。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

２回目の質問をお願いしたいと思います。

まだ基準額が今検討中ということでございますけども、その基準額が出なければなかなか論議が進まないわけでございまして、私の情報によりますと、多分4000円を超えるんじゃないかなと、情報ですので不確実でございますけれども、多分上がるのはもう間違いないと思います、これだけ高齢化社会になっておりますので、今までより上がるということは間違いないと思います。

そこで、大体私ども鹿本町にしろ、ほかの市町村にしろ、私の考えとしては、例えば鹿本町の場合3033円が今の保険料なんですよ、それが4000円にも上がれば、私としては急激な負担増と思うわけです。その点ちゃんと協定書に急激な負担のときには、あと３年間は先延ばしするというふうに、ちゃんと協定書で各市町長５人と合併協議会の委員が20何人か一緒に判をついておるわけですので、その辺はっきりさせていただいて、ぜひともそういう急激な負担になる場合、３年間の先延ばしというふうに、私はしていただきたいと、こう考えておるわけでございます。

まだ策定委員会が今経過中でございますので、ただ、さっき申し上げたように、３月の議会には、もうこれがぽんと出て、それを否決するか、可決するかはちょっとわかりませんけども、やはり考え方をはっきりしてほしいなと思っておりますけれども、そこで市長にお伺いしますけれども、市長といたしまして、合併協定書のこの件につきまして、どのような見解をお持ちか、急激な負担増というのはどのくらいのことを考えておられるのか、もしも、金額等を自分で思って、そういう見解をお持ちでしたら、ここで言っていただきたいと思うわけでございます。

次に、ごみ収集運搬関係の問題ですけれども、先ほどごみ袋の在庫と申しますか、本当に驚くと申しますか、相当の数が残っております。結局、このことに対しては、市民の方もやっぱり交換した時点で、ああこれはまだ何か使われはせんのかなって、今までずっと継続して使った方が有効じゃないかなというふうに市民の方みんなおっしゃいました。しかし、合併した時点で、それはもうある部分は使われた部分はありますけれども、新市になったのだから、全く変えてしまった方がいいという行政の考え方で、在庫が残ってしまったわけでございまして、それに対しては、婦人会等からも非常に何か税金のむだ遣いじゃないかと、逐次使われると言われますけれども、相当な数でございますので、やはりごみ袋が積れば、次はごみになるんじゃないかと、非常に心配される向きもあるわけでございます。そういうところで、

先ほどご答弁いただきましたように、全市に向かって使っていただくということで、一応その方向で、ぜひともやっていただきたいと思っております。

それと、差益についてでございますけれども、先ほどのお話しによりますと、子ども会の分別収集と申しますか、資源回収等について、そしてまたコンポストあたりのことだと思いますけれども、そういう負担補助とか、いろいろなことをされておると思いますけれども、分別収集あたりも１年ぐらいは住民の方も一生懸命やります、やっております。今も一生懸命それは環境問題に対しては、市民の方の理解も非常に深うございますので、一生懸命頑張っておられます。しかし、やはりどうしても毎回毎回、交代で出ていますと、負担になる場合もあるわけでございます。

ですから、私の考えといたしましては、何かこうわずかな予算でもよございますので、交付金のような形で各地区に補助をしていただくならと考えるわけでございます。分別収集等、ごみ問題で非常に理解のある先進地であります水俣市等は、やはり各地区に５万円ずつぐらいやっておられます。そのことが、地区の活動費にもなりますし、また啓蒙啓発にもなりますし、意識の向上にもなりますし、また指導する事務嘱託員さんや区長さん等、公民館長さんあたりも、こういうお金が来ているから地区の環境美化に頑張ろうと、そういう呼び水になるんじゃないかと考えておりますので、その点あたりをちょっと考えていただくならと思うわけでございます。

また、先ほど申された以外に、環境啓発のイベント等とか、また、そういう地区の方々がいろいろな研修とか、例えばリサイクルプラザなどに研修に行かれるときに、そういうときのちょっとした費用にするとか、そういうふうな非常に環境問題に対してやっぱり使ってほしいなと、ある意味では、結局税金みたいなものというといけませんけれども、やっぱり目的税面みたいなものでございまして、税金を払った上に、また税金を払っているような感じでございますので、特定財源としてもう少し幅広い感じで使っていただくならというふうに感じます。その点お考えをお願いしたいと思います。

次に、指定管理者のことですけども、ただいまお聞きしますと指定管理者となる者と市との協定書が非常に重要な部分を占めていることがわかったわけでございます。協定書につきましては、私が先ほど質問した以外に、指定の期間とか、管理運営業務の内容とか、事業計画に関することとか、利用料金に関することとか、また事業報告に関して、そしてまた市が支払うべき管理料、やっぱり委託しますので管理料とか、指定がもしものことがあって取り消すとか、また個人情報が余り漏れちゃいかんということで、そういう内容、いろいろな取り決めがなされなければいけないわけでございまして、ぜひとも双方十分な協議の上に協定書の取り交わしの締

結をお願いしたいなと考えております。その点をお聞きしたいと思います。

また、今回は、さきの議会での西田部長の答弁でございましたけれども、公募しないということでございました。その中において、やはりその候補者となる管理者の方がもうこれはこぎゃん大事ならできんばいというふうなこともあるかと思います。そんな拒否した場合に、その対応はどうなるのか、その点をお伺いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの島田議員の再質問にお答えいたします。

合併協議会の協定項目にかかる介護保険料の負担の考え方についてでございますが、負担の考え方につきましては、できる限りサービスの維持、向上に努めるとともに、急激な住民負担の増加を招かないようにしなければならないということを基本に、そして、さらに速やかな一体性の確保、負担公平の原則、健全な財政運営の原則の三つの視点からも検討していかなければならないと考えておるところでございます。

これらを考慮して老人保健福祉計画及び介護保険事業策定委員会において十分論議していただきまして、その結果を尊重し、判断していきたいと考えているところでございます。どうぞご理解をお願い申し上げたいと思います。以上です。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

島田議員２回目のご質問にお答えいたします。

各家庭にごみ袋がある程度行き渡り需要が一巡した平成18年度以降につきましては、袋の販売枚数や差益も下がってまいるかと予想されます。しかしながら、有料化をきっかけに市民の皆様のご尽力でごみの減量化、資源化に弾みがついたところでもございます。こうした機会を逃すことなく、次年度にはプラスチック製の袋等も新たに資源ごみとして分別収集に加えるなど、議員にご指摘をいただきましたようにごみの資源減量化の施策について引き続き充実させていきたいと考えております。

なお、差益につきましても、先ほどご答弁申し上げましたように、ごみ収集費用やごみの資源減量化を初め各環境施策に充当してまいりたいと思います。それから、

交付金として各地域の補助をということでございますが、これも前向きに検討させていただきたいと思います。また、地域での啓発等につきましては、各地域からのお申し出等があれば研修等のお手伝いをさせていただきたいと考えておりますし、環境便等での情報の提供等も続けてまいりたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

指定管理者についてお答えいたします。

協定書の締結には、双方十分協議をしてほしいというご意見がございました。ご意見のように十分協議を進めて締結をしたいと考えております。

さらに、この協定を審議するに当たりましては、今回公募しませんので、選定委員会という委員会の名前がちょっと不似合いですけれども、その選定委員会の中での内部審査、そして、相手方との協議を十分詰めたいと考えております。もし、拒否された場合はというお尋ねがございました。今回は公募ではございませんので、一時的には直営で運営を行うこととなると思います。公募によるような場合であれば、他の応募された方との話し合いということも考えられますが、今回はそういうことになるのではないかと考えております。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

ごみ問題、そして、また指定管理者制度につきましては、明快なご回答をいただきましたので、私も理解をしたわけでございますけれども、この協定書に書かれたことに関して、非常に私は、確かに協定書の内容がはっきりしてなかったと言われればそうだと思います。私どもも議員として、その時に協定書の内容につきまして、もう少し議論をしていたならよかったなあとは思っておりますけれども、やはり、ただ先ほど提示されましたように、今度の介護保険料、相当の第２期分と平成15年度から始まった分と、今度平成18年度から始まる分では、多分差が出ると思います。

そのときに、市長の最終的な判断が要ると思います。

結局、協定書の内容は、結局合併するに当たっての合意事項でございますので、その点につきまして、やっぱり十分に尊重してもらいたいと思います。その点、ただ策定委員会の意向に沿って従いたいということでなくて、市長として合併協定書の重みといいますか、その辺をご答弁いただきまして３回目の質問として終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの再度のご質問にお答えいたします。

先ほど老人保健福祉計画及び介護保険事業策定委員会等の十分なご審議をいただき、そういった結果を尊重してというお話しを申し上げました。こういった各委員会におきましても、合併協定項目につきましては、しっかりと尊重した中でのご検討があるというふうに思っております。私自身も、もちろん大事な合併協定項目につきましては、尊重した中で判断をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（高野誠二君）

以上で島田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、西牟田長議員の発言を許します。西牟田議員。

［23番　西牟田長君　登壇］

○23番（西牟田長君）

23番、西牟田でございます。質疑２点、一般質問２点についてお尋ねをいたします。

質疑２点につきましては関係がございますので、一括してご答弁をお願いいたします。議案第148号　山鹿市木工体験施設条例の一部を改正する条例について、議案第157号　山鹿市小栗郷カントリーパーク条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

両議案ともに、指定管理者契約ができるよう改正されるわけでございますが、それぞれ単独で契約されようとしているのか、また道の駅小栗郷として一括して指定管理契約をされるのかお尋ねをいたします。

カントリーパーク公園、熊本県の、また山鹿市の北の玄関口でもあります。道の駅小栗郷の背後地に公園を整備して道の駅に買い物に訪れられますお客様に安らぎと家族でゆっくりと楽しんでいただける公園化を進めている箇所であります。まだ整備用地もありますし、指定管理者契約後、山鹿市として施設を含め整備をしてい

ただけるものかあわせてお尋ねいたします。

一般質問１点目、指定管理者並びに市所有施設管理委託補助金についてお尋ねいたします。市施設委託補助金を一括して平成18年度より１割カットの契約がされるような話しを聞くわけでございますが、どうなのかお尋ねいたします。

２点目、企業誘致について、６月議会でもお尋ねいたしましたけれども、再度お尋ねいたします。山鹿市の中心街の商店は、このところ大型店舗の相次ぐ出店のために、虫食い状態でシャッターがおろされています。これが現状であります。また、昨日の森　久雄議員の質問の中で、プラザファイブは56％の空き店舗となっているようであります。また農業は年を追うごとに大変厳しい状況になっております。若い農業就業者は毎年のように減ってまいりまして、今鹿本郡１市１町で約20名足らずではないかと思います。特に、鹿北町のような中山間地は、合理化もままならず、高齢化、後継者不足、今後の農地の荒廃が大変心配されます。農地の荒廃を防止する一つの方法として企業を誘致して、若い人の勤め先を確保して、日曜祭日で農業を手伝うという方法もあると思います。また合併協定書の中で、市職員10年間で200名削減が計画されています。このこと一つ取りましても大きな問題であります。若い人を一人でも多く山鹿市に残していただくのが活性化の重要な課題だと思っております。担当者の答弁をお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

西牟田議員の質疑についてお答えいたします。

山鹿市木工体験施設と山鹿市小栗郷カントリーパークは、現在市が直営で管理をいたしております。木工体験施設は、木材を使った体験学習を通じて健全な青少年の育成と子どもや都市住民が自然と触れ合える環境の創出を図ることを目的とし、小栗郷カントリーパークは、都市住民と市民の憩いと安らぎの場である触れ合い交流基地として地域の活性化に資することを目的とした施設であります。

これに隣接する施設として市内外から多くのお客様においでいただいている道の駅小栗郷がありますが、これらの施設を一体的に管理することで、より有効な利活用を図ると同時に、経費の縮減にもつながるものと思います。このため、今回の指定管理者制度の導入においては、同一の指定管理者とするよう調整を進めております。

一方、施設の今後の整備についてでございますが、同施設につきましては、本市の北の玄関口としての位置づけであると認識いたしております。施設の整備等につ

きましては、今後必要性を十分検討して取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

指定管理者にかかる管理委託料補助というご意見でしたけれど、管理料ですが１割カットされるのかどうかというお話しです。平成18年度予算につきましては、現在その作業を進めておりますが、ご承知のとおり厳しい財政状況に変わりはございません。本市におきましては、行財政改革の一環として、すべての事務事業の点検を行っております。お尋ねの管理料につきましても、他の物件費も同じでございますが、補助費とか義務的経費についても見直しを行っております。削減率１割という数値につきましては、一つの目標数値であり、事業の総点検の結果、それ以上の削減、あるいは逆に増となるものもあるのではないかと考えております。したがいまして、１割を一律に単純にカットするというお話しではございません。

○議長（高野誠二君）

蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

一般質問の２点目、企業誘致についてお答えいたします。

新市になりましてからの企業進出及び増設に伴う熊本県を立ち会いにした立地協定の調印式は２件行っております。１件目は、ことしの５月に調印式を行いました株式会社ネクストであります。同社は、大阪市に本社のある金型製作、精密プレス部品の企業で、現在東部工業団地内に工場の建設を行っており、来年２月の操業開始予定であります。雇用計画につきましては、第１期から第２期計画で50名の雇用計画をお持ちでございます。

２件目は、８月に調印式を行いました株式会社九州エフテックであります。同社は平成６年に東部工業団地内に進出しました自動車部品製造の企業でありますが、今回は、事業拡大に伴います工場増設であります。実質的には、長野県の株式会社城南製作所と九州エフテックの資本提携による新工場進出でありまして、昨今の北部九州地域における自動車業界の生産拡大に備えた新工場建設であります。現在は、第１期目の工場も完成し、来年度操業に向け準備を進めておられます。雇用計画につきましては、第１期から第３期までに36名の雇用計画をお持ちでございます。

その他の企業動向としましては、既に東部工業団地内に進出している企業３社が

工場拡大のための増設計画をお持ちで、うち２社が用地の追加買収を行い、既に工場の増設工事を完成しています。また、昨年進出協定を締結しました企業につきましても、現在工場用地の造成工事を行っているなど、今後の雇用の拡大に期待しているところであります。

次に、工場用地の確保についてでございますが、６月議会の西牟田議員の質問に対してご答弁申し上げましたとおり、山鹿市内に企業を誘致できる農工団地で、工場敷地としてすぐにあっせん可能な用地は、鹿北町の堂原工業団地内と東部工業団地のみでありまして、２カ所あわせて８万6000平方メートル程度であります。

なお、最近の中小企業の進出の際の要望面積は5000平方メートル前後が多いため、当分の間の用地あっせんは可能な状況にありますが、今後は、東部工業団地の地域拡大も視野に入れながら上下水道などのライフラインの整備が可能であり、かつ交通の利便性がよく、あっせんするのに有利で理想的な工業用地の選定を検討してまいりたいと考えております。

最後に、議員ご指摘のとおり、企業の誘致は若い人のみならず、雇用機会の確保や本市の均衡ある発展と市民生活の安定向上に大きく寄与するもので、人口の減少化にも歯どめをかける最大の手段であり、山鹿市の活性化には重要な事業であると認識いたしております。今後も積極的に企業誘致活動に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長（高野誠二君）

西牟田議員、了解ですか。

○23番（西牟田長君）

議長。

○議長（高野誠二君）

西牟田議員。

［23番　西牟田長君　登壇］

○23番（西牟田長君）

質疑の２点につきましては、市の計画とした施設を一括しての道の駅に管理委託の契約がなされるとのようでございます。特に、あの地は、先ほど申しましたように、北の玄関口でもあります。山鹿市としても重要な拠点だと私は思っております。そういう中で管理を受けますと、しっかりと皆さん方の期待にこたえるべく、やはり努力をしてまいらなければなりませんが、道の駅で背後地の管理は、そのままなかなかできないところがあると思います。丸投げといいますか、シルバー人材センター等に委託をしなければならないと思います。そういう中で、市の方で、できるだけご指導とご協力をいただいて、山鹿市の負託にこたえるべく、管理ができます

ように、ご指導とご協力のほどお願い申し上げます。

それから、木工館でございますけれども、４年前につくられました。そして、木遊館として名前をつけておりましたけれども、木工館になりましたけれども、あそこの建設したその意味は、学校が週休２日制になり、その受け皿としても期待にこたえるべく施設としてつくり上げたつもりでございます。鹿北町は、全体の70％が山林でございまして、事業拡大ももとよりでございますけれども、やはり子どもたちが健全育成の中で、そして、農業をひとつも、ほとんど体験していないという中で、木工館、田植え収穫、それから鹿北町はシイタケの産地でもあります。そういうことでこま打ちから生産まで、子どもたちが体験していただいて、均衡のとれた人間育成をしていく拠点としても考えていたわけでございます。

ただ合併問題が入りまして、なかなかそこの方の指導ができずにおりました。そういうことで教育長におかれましては、ひとつその辺も十分視野に入れられまして、今後の教育に使っていただきますようお願い申し上げます。

それから、一般質問の中の企業誘致でございますけれども、私たちが建設環境常任委員会の中で９月の末に行政視察に行きました。そして、その３日目、東京の熊本事務所に寄ったわけでございます。そして、企業誘致についてお尋ねをいたしました。どうしても山鹿市に企業誘致をしてくださいということでお願いをいたしましたところ、必須条件として、やはり用地を確保することということでございました。20町歩ぐらいは、ぜひとも確保してほしいということでございました。そういうことで市長にお尋ねいたしますけれども、この山鹿市の現状を見てみますと、人づくりも非常に大切なことでございますけれども、やはり今は企業誘致も、私が順番をつけるなら２番目に必要な事項ではないかという考えを持っています。市長の誘致に対する取り組みにつきまして、再度お尋ねをいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

西牟田議員の再度のご質問にお答えいたします。

今日地域経済が、いろいろな部門において低迷する中で、地域産業経済の活性化は新生山鹿市の大きな課題であり市政の中心に据えておるところでございます。新たな雇用の場の創出、経済浮揚の大きな力となる企業誘致につきましては、ただいま経済部長がお答えいたしましたように、現在もしっかりと取り組んでおるところでございます。今後さらに、引き続き強力に取り組んでまいる所存でございます。

○議長（高野誠二君）

西牟田議員、了解ですか。

○23番（西牟田長君）

議長。

○議長（高野誠二君）

西牟田議員。

［23番　西牟田長君　登壇］

○23番（西牟田長君）

ただいま市長さんの方から積極的に取り組んでいくという強い決意をいただきました。本当に期待をいたしております。やはりやることには、これだと思うことには積極的に取り組んでいただきたいと思います。そして、山鹿市が活力のある新市づくりができますようにお願い申し上げまして質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で西牟田議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩します。

午後２時27分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午後２時41分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、芹川正美議員の発言を許します。芹川議員。

［２番　芹川正美君　登壇］

○２番（芹川正美君）

こんにちは、２番議員の芹川でございます。質問に入ります前に、資料の配付をさせていただきたいと思いますので議長の許可をいただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高野誠二君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第150条の規定によりこれを許可します。職員に配付いたさせます。

［職員配付］

○２番（芹川正美君）

よろしくお願いいたします。

私は市の農業政策について質問をさせていただきたいと思います。新聞、テレビなどでも報道があっていますとおり、政府の農業政策の中に、品目横断経営安定対策、いわゆる日本型直接支払い方式が設定をされました。これは米・麦・大豆に対

して補助金カットが折り込まれております。これを現行のままの価格に維持するには、大変厳しい条件下が課せられ、難しい政策に思われます。

資料は、品目横断経営安定対策のポイントとして麦・大豆について示したものです。現在の政策と新しい政策について記載した表ですけれども、いかに麦・大豆が補助金がなければ安いか、補助金がなければ耕作面積なども減少することと思われます。現在、麦・大豆については、国の自給率生産品目にも上げられております。現在市におきましても約35％から40％前後の転作配分がなされております。その中で、いわゆる土地利用型、麦、大豆などの作付水田、またはハウスなどの施設型水田、これに分かれることになります。集落営農の転作などにも大変厳しい条件下に置かれることと思われます。11月ごろより集落座談会なども行われてＪＡの職員の皆さん、そして、県の農業公社の方々、ついて回っておられるようですけれども、対策の内容の説明がなかなかわかっておられないような感じもいたします。今後の進め方について、どう行政が思われているかお伺いをいたしまして１回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

芹川議員の一般質問にお答えいたします。

品目横断的経営安定対策につきましては、平成11年度に制定された食料・農業・農村基本法に基づき、基本計画が策定されましたが、策定後５年目の本年３月に見直しが行われるに当たり、農業の持続的な発展に関する施策の一つとして制度化された対策でございます。この対策の根底は、農業従事者数の減少並びに高齢化やＷＴＯ農業交渉における国際規律の強化に対応し得るような施策への転換が必要なためとされております。

この対策は、基本計画の見直し後に、国で具体的な方針が検討され、その内容が本年10月に示されたところですが、その内容につきましては、米・麦・大豆の生産において、稲作所得基盤確保対策や麦作経営安定資金、大豆交付金など、すべての農家を対象としていた制度が廃止され、認定農業者や一定の条件を備えた集落営農についてのみ本対策による支援が受けられるというものでございます。なお、この制度は、平成19年度からの施行とされております。以上、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

芹川議員、了解ですか。

○２番（芹川正美君）

議長。

○議長（高野誠二君）

芹川議員。

［２番　芹川正美君　登壇］

○２番（芹川正美君）

それでは、２回目の質問をさせていただきますが、ただいまのお話しでは認定農業者や一定の条件を備えた人と、いわゆる集落営農についてのみの支援が受けられるようなことですけれども、これにつきましては、年配の方から農業の首切りの時代に入ったというような発言もなされております。認定農業者においては４ヘクタール以上、集落営農については20ヘクタール以上という、この規模がなければ、この政策は受けられないと、これは大変厳しい政策ではなかろうかと思われます。市の中でも鹿北、菊鹿地区におきましては、中山間地域でもあります。平地などにつきましては、ハウスなどの複合施設地域などもありますので、今後の取り組み方はどういうものをしていくか説明をお願いしたいと思います。

施設型農業との絡み、いわゆる中山間地域の進め方、この説明をする広報紙や資料の配付ができているか、また、地域リーダーの育成などに対しての説明が考えておられるならばお願いをしたいと思います。再度お伺いをいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

○経済部長（蔵原栄一君）

２回目の質問にお答えいたします。

品目横断的経営安定対策は、先ほど申しましたように、平成19年度から施行されますので、これを農家に対し早く周知をする必要がございます。特に、平成18年度作付の麦からの適用となりますので、県や市・農業委員会・農協で構成する担い手育成総合支援協議会が窓口となり、関係職員の勉強会や区長会などへの説明を初めとして、集落説明会を来年の２月ごろまでに終わる予定でございます。

なお、集落説明会終了後には、本制度で示されている担い手として認定農家や集落営農組織の育成に努めることになりますが、特に、集落営農組織の育成には、地域の実情把握と早期の話し合いが必要でありますので、まず地域リーダーとなる農家の育成に努めなければならないと思っております。

また、本制度の広報については、集落座談会による周知のほか、パンフレットの配布や農協だよりなどへの掲載により周知を行う予定にしております。あわせて担い手育成のためには、地域の農業をよく理解されている農業委員や協力員の協力が

不可欠でありますので、委員さんの研修会なども実施する予定でございます。

次に、集落営農組織を担い手として育成を図る場合での条件が不利な中山間地域や施設園芸などを中心とする地域での経営規模要件は20ヘクタール以上でございますが、その件につきましては、経営規模の緩和などについて、県の申請に基づき国が具体的な特例基準を設けるとなっていますので、今後、この特例基準が確定次第、それぞれの地域に合った組織づくりの推進に努めてまいりたいと思っております。

この制度の円滑な取り組みに当たり、議員各位のご指導・ご助言をお願いし、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

芹川議員、了解ですか。

○２番（芹川正美君）

議長。

○議長（高野誠二君）

芹川議員。

［２番　芹川正美君　登壇］

○２番（芹川正美君）

それでは、３回目の質問に入らせていただきますが、米につきましては、近いうちに政策が行われるというようなことをお聞きしております。集落営農の組織化を進め、また土地利用型農業の育成、それから、地域水田農業の強化と担い手の育成、また将来につきましては、法人化を目指した足腰の強い山鹿市の農業にかわられなくてはならないと思います。三浦農水副大臣のお知恵などもお借りして、各方面、機関の皆様ともどもに、スムーズに進行しますように、お願いという形で私の質問を終わらせていただきたいと思います。終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で芹川議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、吉本政幸議員の発言を許します。吉本議員。

［８番　吉本政幸君　登壇］

○８番（吉本政幸君）

こんにちは、８番の吉本です。お疲れだと思いますけれども、もうしばらくおつき合いをお願いいたします。

それでは、通告に従い３点ほど質問させていただきます。

まず最初に、文化活動の振興及び支援ということに対してお伺いいたします。本年も10月から11月にかけ、文化活動の発表会であるところの文化芸術祭が旧各市町単位で行われ、多くの方々が日々の研さんの成果を披露されております。この文化

活動は、体力に関係なく、子どもから高齢者まで、男性、女性の区別なく、同じところで同時に楽しむことができるという大きな意味を持っております。また、趣味を生かすことにより、他との交流を深め、そこに心のゆとりを感じることは、人としてこれほど有意義なものはないというふうに思っております。余暇利用の重要性を唱えられる今日、文化活動を衰退させてはいけないと強く思います。

ただ、この文化活動もすべてとは言いませんが、いろいろな要因が重なり、高齢者中心の活動になってしまっているようであります。旧鹿央町においては、文化活動の大きな牽引役であるところの文化協会の会員数が、平成元年26団体、430名程度おられたものが、現在では13団体146名まで減少しているとのことです。ただ、すべてを把握しているわけではありませんので、はっきりとは言えませんが、全体的にも同じ方向に向かっているのではと心配いたします。

合併前の新市建設計画では、地域を担う人づくりの中に、文化・芸術活動の推進を、また2005年市教育要覧の第５章の部分に、文化の振興をうたってあります。市長も、市芸術祭の総合開会式で文化活動の必要性を述べられておりました。

そこで、現在の新市の文化活動の状況をどう把握され、どのように振興を図られていこうと思われているのかお尋ねします。

次に、２点目に文化財についてということでお聞きします。

我が山鹿市は、ご存じのように太古の昔より生活が営まれ、県内でも有数の文化遺産の宝庫であります。旧石器時代の山鹿市城の下原遺跡を初めとし、三、七カ所程度の遺跡があると聞きます。その後、紀元前7000年以前の鹿央吉井原、向原遺跡、鹿北の柿原遺跡とつながり、縄文、弥生と数多くの遺跡が確認され、西暦400年以降、代表的な双子塚古墳、チブサン、オブサン、弁慶ケ穴古墳へと、文献的にも非常に重要なものが多く、その後、中世時代には多くの城跡、五輪の塔、寺院跡、石橋等、近代では西南の役関連の場所も多く、興味あるものが残されております。

先ほども参考にしましたが、2005年、市教育要覧には古文書、工芸、天然記念物を含め国指定10文化財、県指定19、市指定文化財は161にも及ぶと記されております。このような文化財に関して、国指定については管理・保存もできていると思いますが、他の文化財について、これでいいのかと感じるところもあります。

そこで、歴史的文化遺産、文化財の管理・保存について、現状と対応はどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

３点目でありますが、消防団の出動手当についてお聞きいたします。

９月定例会において、消防団の装備等についてお考えはということでお尋ねし、担当課と協議をし、検討していくというお答えをいただきましたので、よろしくお願いいたしますと申しておりましたが、その後、新聞紙上にちょっと気になる記事

を目にしましたので、前の部分にも含まれることとなりますが、お尋ねさせていただきます。

これは、人吉市議会の一般質問の中の災害出動時消防団員の出動手当と、市職員の時間外手当の格差に関連した記事でありました。我が市の場合どうなっているのかと思い、時間外手当の計算の方法を伺い算出してみました。違っているかもしれませんが、例えば給与が20万の場合、平日10時まで2110円、10時以降朝８時まで１万5,577円、合計で約２万2700円となるのではないかというふうに思います。

給与により上下するとのことです。本年７月の大雨時の時間外手当が182名、467万円、９月の台風時が170名、442万円とのことであります。管理職については出ていないということであり、査定の分も含まれているのではとのことでした。

この質問をされた人吉市議の方にお聞きし、議事録を送っていただきましたが、答弁の中で、人吉市の場合、団員手当は3000円、市職員は平均の２万8000円程度であると答えておられました。

これらについて、どのように感じられるかお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

吉本議員の一般質問にお答えいたします。

まず１点目の文化活動の現状と振興ということでございますが、山鹿市内では多くの文化団体が活発に活動を行い、自己研さんにに励まれ、山鹿市の芸術・文化振興に大きく貢献していただいております。それらの団体が加盟しておられるのが山鹿市文化協会で、現在128団体、約2000名の会員がおられます。合併前は旧市町単位で活動が行われ、芸術祭や文化祭、講演会の開催、会誌の発行などを実施されてきました。

合併後、新たな山鹿市文化協会の組織の編成が課題でしたが、３月から旧市町文化協会と協議を重ね、９月５日に新しい山鹿市文化協会がスタートいたしました。

事業自体はこれまでどおり、山鹿、鹿北、菊鹿、鹿本、鹿央の五つの支部単位で活動を実施することになりました。これにより、地域に密着し、地域の個性を生かした活動が展開され、これまで以上に各支部間の会員同士の交流も深まり、さらに充実した活動が展開されるものと期待されます。

11月２日には、鹿本町のひだまりで第１回山鹿市芸術・文化祭の合同開会式が開催されました。式典の後、それぞれの支部が歌や踊りなどを披露し、新しい文化協会の発足を祝いました。また11月から12月にかけては、各支部単位でも恒例の芸術

祭や文化祭が行われ、舞台や展示部門で会員の皆さんたちが活動の成果を発表されたところでございます。

次に２点目の文化財の管理・保存ということでお答えいたします。

保存・管理の現状でございますが、山鹿市では現在のところ約30件の文化財に対して、除草、清掃の管理を委託しております。その委託先は、シルバー人材センターや地元の管理組合でございます。シルバー人材センターとの委託では、年２回の除草、清掃を行うこととしており、限られた予算のため、決して望ましい管理とは言えませんが、最低限の管理方法をとらせていただいております。

今年度については、委託発注がおくれたこともあり、草の茂った状況があったということでございますが、こういう点も今後は十分注意しながら、委託内容、時期を見直し、作業回数等も十分検討していきたいというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

消防団の出動手当というお尋ねでしたが、職員の時間外勤務手当との話ということでございますが、人事管理上の問題ではないかと思って聞いておりましたが、消防団につきましては９月、吉本議員に答弁したとおりでございまして、来年に向けてはしっかりとその対策は練ってまいります。

お尋ねの時間外勤務手当の試算をされておりましたけど、ちょっと聞きそびれましたので、間違っとらんだろうと思いますが、職員の時間外勤務手当は、お説のように給与額に100分の125を乗じて得た額を支給することになっておりまして、午後10時から翌日の午前５時までの間は100分の25を加算して支給するということとなっております。

問題の人吉市の話がありました。これは新聞にも出ておりまして、消防団員と職員の格差があるということで、人吉市はそういう改正をなされておるということですが、消防団の改正ということではなく、職員の給与の改正がなされておるようでございます。

11月の初旬に県下14市の人事担当課長会議が開催されまして、その中でもこの問題は議論がされたようでございます。各市の状況をつまびらかに把握はしておりませんが、こういう災害待機に関して代休措置をとっておるところ、それから宿日直手当で対応しておるところ、それから一律、例えば１日幾らというような形で支給しておるところ、それと当市のように時間外勤務手当で対応している、さまざまな

ようでありますが、時間外勤務手当が一番多いようであります。

しかしながら、本年度の人事院勧告にも詳しく、また厳しく書いてございますが、公務員給与については、地域との格差を少しでも埋めるようなことを考えてやりなさいというような意見が出されております。これは職員団体との協議も必要でありますけれども、考えてみる点ではないかとは思います。

以上、答弁にならないかもしれませんが、今はそのように考えております。

○議長（高野誠二君）

吉本議員、了解ですか。

○８番（吉本政幸君）

議長。

○議長（高野誠二君）

吉本議員。

［８番　吉本政幸君　登壇］

○８番（吉本政幸君）

ただいまお答えいただきましたけれども、文化協会の活動の把握ということでの答弁が主だったのかなというふうに感じております。振興をどのように具体的に考えておられればというふうなことも思い、聞いておりました。

この文化活動については、やはり市民の元気を引き出す意味で非常に重要であるというふうにも考えます。また、高齢者等については、元気老人を育てるためにも、非常によいものではないかと思う次第です。

それで、関連したことでありますけれども、この振興策につながるかもしれませんけれども、このことについてちょっと提案といいますか、お願いといいますか、それについてお伺いいたしたいと思います。

文化協会に対する支援ということで、現在、補助金が出ております。ただ、先ほども申しましたように、高齢化に伴い会員数の減少、このことは協会運営にも厳しさが出ているとのことであります。以前より体育協会等の補助金の額との違いということで、これは鹿央町の議会のときにも、今いらっしゃる杉焼助役に対してお尋ねしたことがございますけれども、やはり体育協会の予算というのが年間700万円程度だったと思っております。これに対して、文化協会が140万円程度ではなかったのかなというふうに思っております。

ただ、先ほども話が出ておりましたけれども、補助金の一律カットというような動きはないと言いますか、西田部長が一概にそうではないというふうなお話もございましたけれども、以前よりある程度同一のカットというふうな動きであったように思っております。例えば、このような点も考えたときに、このような一律カット

ではいけないのではないかというふうにも考えておりますので、その点、どう思われるかお尋ねいたします。

それから、これも旧鹿央町において行われていたことでありますけれども、文化サークルの紹介を町の広報紙で行われていたように思います。現在も体育関係については、山鹿市の広報紙に載っていたように思っておりますけれども、先ほど加盟団体も128団体ですか、あるということで、数も多いように思いますけれども、市の広報紙上に紹介していただければ、文化活動等の底辺の拡大につながると考えます。この点、どのように考えられるか、２点お伺いします。

それから二つ目の文化財についてでありますけれども、ただいま管理・保存等について、教育長よりお答えいただきました。実は、これに関連した思いがあったので、この質問を考えたわけであります。具体的な部分に入っていきますけれども、よろしくお願いいたします。

先般、市の博物館を訪れた後に、城村城跡について興味がありましたので、行ってみたわけであります。その途中、またその周辺に歴史的文化遺産が集中していることに驚きを感じました。まず、鍋田から入っていきますので、鍋田横穴群に始まり、古墳の森公園、それにあります西福寺古墳群、オブサン、チブサン、馬塚古墳、付城横穴群、城横穴群、そして城村城跡、西付城跡、岩地蔵、それから少し先になりますが、平山城跡、古墳古代の住居跡についても先ほど触れましたが、城、下原、北原、原口、松ノ木原、梅迫、町、堂ノ原、久保と、多くの遺跡があると聞きます。

現在も県道改修に伴い、住居跡の調査が行われているそうであります。これだけ本当に数多くの遺産が残る地域というのはないのではないかというふうに考えます。ただ、鍋田横穴群、オブサン、チブサン、馬塚の各古墳については、管理・保存については十分できているのではないかと思いますけど、先ほど申しましたように、他の遺跡ということでありますが、足を運んだときに残念に思われたのは事実であります。

その一つの例として、古墳の森に先ほど申しました西福寺古墳群というのがありますけれども、その12基の石棺それから県内、これは益城町、嘉島町となっておりますけれども２カ所、それから市内各地より出土しました石棺が12基ならんでおります。露出という形で置いてありますので、木の葉、風雨により土等の流れ込みが見られ、非常に残念であり、どうにか対処できないものかと感じた次第です。

また、城村城跡、西付城跡、平山城跡、それに城横穴群、付城横穴群は、先ほど教育長のお話でもありましたように、ちょっと管理がおくれた。そのために草が茂った。自分が行ったときがその状態でありました。余り高い草ではありませんけれども、茂った状態であり、やはり寂しい気がいたしました。

また、この城村城跡については、有名な肥後国衆一揆の本舞台であり、調査も行われたと聞いております。28町歩という広大な城がどうなっていたのか、参考資料等あれば、掲示板等で説明していただければ、今以上にすばらしく感じるのではないかと思うのは、自分だけではないと思います。西付城跡、平山城跡についても、石碑のみではなく、そのようなものがあればというふうに感じて帰った次第です。

今申しましたように、何件か挙げましたが、その管理・保存、調査と結果などによる対応といいますか、どのように考えておられるかお尋ねいたします。

それから３点目の消防団の出動手当についてでございます。

ただいま西田部長より、各市の対応というような形でお話がございました。自分が申しますのは、時間外手当につきましては、比較という形で出させていただいたわけでありますので、その点は給与条例に沿っての算出ということをお聞きしております。

ただ、団員がこのような状況にどのような思いを持つか心配するところです。この出動手当につきましては、県下都市団長連絡会において、宇土市の方から出動手当の県下統一をというふうな話が出たと聞きます。県の防災消防課にお尋ねいたしましたところ、出動手当の統一については、前より提案があっていたとのことです。また、県としてどのような指導をされているのかとお聞きしましたところ、各自治体の予算上の都合もあり、指導はしていないが何らかの措置があってしかるべきと考えるとのことでした。

この県防災消防課の意見、県下都市団長連絡会の動きについて、何回も言うようでございますけれども、どのようにお考えになられるかお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

２回目の質問にお答えいたします。

まず、文化の振興支援ということで１点目ございました。これまでは、旧市町間では、ばらつきがあったというのは事実でございます。今後、協会の皆さんと話し合いながら、事務の流れや事業実施のマニュアル化を図り、よりスムーズに事が運び、かつ団体の自主性を生かせるよう努めてまいりたいと考えております。これまで以上に、各支部の文化活動が活性化し、将来的にひとり立ちされるように支援していくことが、最も大切なことだと思っております。

関連しまして、文化協会の活動補助金のことでございます。

文化協会の各支部の活動補助金につきましては、平成17年度は旧市町に補助して

いた金額と同額になっております。しかし、文化協会の統合により、旧市町各支部にこれまでの８割を補助し、残りの２割は新しい文化協会全体の経費として、第１回芸術・文化祭合同開会式の費用や新文化協会会報第１号の発行費用等に充てることになりました。

従来、各支部間で補助金の額や算定基準、個人会費の額などにばらつきあり、今後、統一した算定基準を定めなければなりません。一律何パーセントカットという方式ではなく、これまでの活動内容を精査し、会員数、団体数なども考慮し、財政当局とも協議しながら、平成18年度以降の補助金額を算定したいと考えているところでございます。

次に３点目の文化財への対応ということでございます。

今いろいろご指摘いただきましたように、鍋田や平小城、チブサン古墳や城村城を始め山鹿市を全国に知らしめる貴重な文化財が点在しております。その中でも、チブサン古墳、オブサン古墳周辺は肥後古代の森として整備され、多くの見学者に来ていただいております。

この公園内の管理につきましては、市内の造園業者とシルバー人材センターに委託してあります。作業は散策路の清掃を中心にしていたため、ご指摘がありました石棺への清掃までは行き届いておりませんでした。業者に対する指導はもちろんですが、作業完了の確認を徹底してまいりたいと考えております。

中世城につきましては、城村城や平山城など市内を代表する山城がございます。現在のところ、この文化財の管理は地元ではなく、シルバー人材センターに委託しております。しかし、ご指摘のように管理作業を契機として、地域活動の活性化や地元文化遺産の再発見、そして文化財を生かした地域おこしにつながることが期待されます。まずは、地元の受け入れ態勢の整備が必要ですが、地元の文化財は地元で守るという方向、地域協働の精神の醸成へ進めていければと考えているところでございます。

それぞれ地元に熱心な文化財に関心の高い方々いらっしゃいますので、そういう方々が組織されております会、その会員の皆様方と連携を取りながら、史跡めぐりなど文化財と触れ合う機会を持つ事業を展開していけたらと考えております。

それから最後に、説明板のことでございますけれども、中世城跡に説明板などが立てられないかというご質問でございますが、中世城はもう議員がご存じのように、熊本城などと違いまして、多くは山や丘陵の自然地形を利用しているため、今は単なる雑木林や畑地になっており、建物の跡、堀、土塁がわかりにくくなっております。

したがいまして、説明板をどこにどのように立てるか、地元の受け入れ態勢の整

備の問題とともに、いろいろと検討をさせていただきたいと思います。

以上、２回目の答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

出動手当について、お答えいたします。

ご意見のありました県防災消防課の会議における意見については、報告を受けております。それぞれの市町村の事情があり、今日に至っているようでございますので、この県の意見を参考に考えます。終わります。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

失礼しました。１点答弁漏れがありましたので、補足させていただきます。

各文化団体の活動を広報紙上で紹介してほしいという、そういう啓発の面が抜けておりました。吉本議員もご指摘のように、どの文化団体も高齢化が進んでいる中、若者の力といいますか、若い人を勧誘し、文化活動を活性化していくことは、大変重要なことと思われます。広報紙上で、各文化団体の活動について紹介することは、市民が新しい文化・芸術活動を始めるきっかけになり、市内の文化・芸術活動の活性化に寄与するものと考えられます。より多くの市民の皆様が、何らかの文化・芸術活動に参加してほしいと願っておりますので、広報担当へも適宜、情報を提供したいと考えております。

また、広報媒体全体を通して、折に触れて文化活動や文化行事を市民の皆様にタイムリーにお伝えしたいと考えております。多くの方々が文化活動をみずから体験し、また優れた芸術作品を鑑賞することにより、豊かな感性を情操がはぐまれ、ひいては人づくりにもつながっていくものと考えております。

今後とも文化振興に関するご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

吉本議員、了解ですか。

○８番（吉本政幸君）

議長。

○議長（高野誠二君）

吉本議員。

［８番　吉本政幸君　登壇］

○８番（吉本政幸君）

文化協会の支援また振興等について、いろいろ考えていきたいというお話でございましたので、しっかりご支援いただければというふうに思います。

将来的なことについては、まだまだわからないと思いますけれども、旧町単位での文化祭が今後どのようになるのかという点につきましても、現在は分室の職員の方々にいろいろお手伝いいただいて行われているように感じます。ただ、職員の配置等次第では、今後どうなるのか心配されているというふうなこともお聞きしますので、この点は今後検討いただければというふうに思います。

それから、先般11月に古代の森広場で行われました、しいのみコンサートにちょっと行かせていただきましたが、私も、何と言いますか心の中が何となく温かくなったような気持ちになりました。多分、これは私だけでなく、余り多くは来られておりませんでしたけれども、会場にいらした方々、すべての方がそのように感じられたのではないかというふうに思います。

このように、文化活動は気軽に場所も選ばず、すばらしい効果が出てくるのかなというふうにも感じておりますので、振興等をしっかり図っていただければというふうに思います。

それから、文化財の管理といいますか、除草関係につきまして、シルバー人材センター等にお願いして、年に２回ですか、草刈り等をお願いしてあるということでありますけれども、先ほどおっしゃいましたように、地域に歴史に興味のある方がいらっしゃるという話でございます。この平小城地区には、文化財顕彰会というものも組織されていると聞いております。やはり、そのような方々に管理委託をするということは、今現在のシルバー人材センターがいけないというわけでもございませんけれども、年２回、シルバー人材センターとしては、言われた時期にやるというような形になるのかなというふうに考えます。ただ、そのように興味のある方々に管理委託するということは、必要に応じてやってもらえるのではないかなというふうに、個人的には思うわけであります。

ただ、その団体におかれましても、組織の高齢化等を心配されておりますけれども、そういうことをやることによって、若返りが図れる可能性も考えられます。

また、先ほども教育長おっしゃいましたように、地域おこしという意味で、これだけの文化遺産が集中した地域というのは、まれであるように思います。特に、あの近辺には平山温泉という、非常に最近有名になってきた温泉がございます。それらとタイアップしたような形でＰＲ等を行えば、必ずやよい方向に進んでいくのではないかというふうにも感じます。

八千代座、豊前街道、確かにすばらしい施設には、それなりの投資も必要だと思いますけれども、このような文化財にも力を注ぐべきというふうに感じます。

これに関連しまして、三加和の田中城跡、菊鹿の隈部館跡にも行ってみましたけれども、やはり城跡から見る眺めというのは、非常に深いものがあるなというふうに感じました。

それから、消防団に関しましては、前回も申し上げましたように、幹部さんたちとしましては、団員に対してどうやるべきかというものを常に考えていらっしゃると思います。今後の協議の参考にしていただければと思いまして、質問させていただきました。

以上、３点に共通する思いと言いますのが、３点とも住民の方々の力を引き出さなければいけない部分ではないかというふうに感じます。今後、いろいろな部門でつながっていくと感じます。そのために行政がどのように考えるのかで違ってくると思います。

先般、テレビの中で世界のトップ企業の方の話があっておりましたけれども、社員のモチベーションを高めるためには、頭と心と財布が大切であるというふうに言われてました。頭とはアイデア、発見であり、心とは誇り、財布とは報酬であるとのことです。相通じるものがあるのではないかというふうに感じました。

大変な時期でありますけれども、できる範囲検討されることを願い、終わります。答弁は要りません。

○議長（高野誠二君）

以上で、吉本議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第189号教育委員会委員の任命について、及び議案第190号・議案第191号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての３案件は、会議規則第37条第２項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第189号から議案第191号までの３案件は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（高野誠二君）

日程第２、委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第189号から議案第191号までを除く全案件は、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後３時33分　散会

～～～

１２月２２日（木曜日）

平成17年（第７回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成17年12月22日（木曜日）午前10時開議

第１　議案第136号　山鹿市議会政務調査費の交付に関する条例
議案第137号　教育長の給与の特例に関する条例
議案第138号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
議案第139号　長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
議案第140号　山鹿市鹿本第２分団消防団拠点施設条例の一部を改正する条例
議案第141号　山鹿市市民会館条例の一部を改正する条例
議案第142号　山鹿市福祉会館条例の一部を改正する条例
議案第143号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例
議案第144号　山鹿市鹿央地域福祉センター条例の一部を改正する条例
議案第145号　山鹿市らんらんハウス条例の一部を改正する条例
議案第146号　山鹿市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例
議案第147号　山鹿市立児童館条例の一部を改正する条例
議案第148号　山鹿市木工体験施設条例の一部を改正する条例
議案第149号　山鹿市山村・都市交流施設条例の一部を改正する条例
議案第150号　山鹿市一本松農村公園条例の一部を改正する条例
議案第151号　山鹿市鹿央生産物直売所条例の一部を改正する条例
議案第152号　山鹿市鹿央ふるさと親木館条例の一部を改正する条例
議案第153号　山鹿市特産工芸村条例の一部を改正する条例
議案第154号　山鹿市鞠智城跡物産館条例の一部を改正する条例
議案第155号　山鹿市水辺プラザかもと条例の一部を改正する条例
議案第156号　山鹿市道の駅小栗郷条例の一部を改正する条例
議案第157号　山鹿市小栗郷カントリーパーク条例の一部を改正する条例
議案第158号　山鹿灯籠民芸館条例の一部を改正する条例
議案第159号　山鹿市矢谷渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例
議案第160号　岳間渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例
議案第161号　山鹿市鹿北ふれあい会館条例の一部を改正する条例
議案第162号　山鹿市瞑想の森公園条例の一部を改正する条例
議案第163号　山鹿市鹿本農村公園条例の一部を改正する条例
議案第164号　山鹿市鹿央農産物加工施設条例の一部を改正する条例

議案第165号　山鹿市有機液肥供給施設条例の一部を改正する条例
議案第166号　山鹿市幸の国有機センター条例の一部を改正する条例
議案第167号　山鹿バスセンター条例
議案第168号　山鹿市稲田地域交流センター条例の一部を改正する条例
議案第169号　山鹿市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
議案第170号　山鹿市本分地区多目的集会施設条例の一部を改正する条例
議案第171号　山鹿市農業集落多目的集会施設条例の一部を改正する条例
議案第172号　山鹿市鹿本ふれあい木香館条例の一部を改正する条例
議案第173号　八千代座等条例の一部を改正する条例
議案第174号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例
議案第175号　山鹿市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例
議案第176号　山鹿市教育集会所条例の一部を改正する条例
議案第177号　山鹿市くらしの歴史館条例の一部を改正する条例
議案第178号　山鹿市文化財保護条例の一部を改正する条例
議案第179号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）
議案第180号　平成17年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第181号　平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第182号　平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号）
議案第183号　平成17年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）
議案第184号　字の区域変更について
議案第185号　字の区域変更について
議案第186号　字の区域変更について
議案第187号　市道路線の認定について
議案第188号　市道路線の認定について
議案第189号　教育委員会委員の任命について
議案第190号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第191号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
請願第２号　山鹿市教育の日条例制定に関する請願書
請願第３号　屋内公認プールの建設に関する請願書
請願第４号　三楠川早期改修に関する請願書
陳情第１号　麦、大豆における共済掛金に対する一部補助の陳情書
陳情第３号　建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの陳情書
陳情第４号　最低保障年金制度の創設を求める陳情書
陳情第５号　核兵器廃絶「非核平和自治体宣言」を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　議員提出議案第９号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案第10号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案第11号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案第12号　農業委員会委員の推薦について

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案第136号　山鹿市議会政務調査費の交付に関する条例

議案第137号　教育長の給与の特例に関する条例

議案第138号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第139号　長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

議案第140号　山鹿市鹿本第２分団消防団拠点施設条例の一部を改正する条例

議案第141号　山鹿市市民会館条例の一部を改正する条例

議案第142号　山鹿市福祉会館条例の一部を改正する条例

議案第143号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例

議案第144号　山鹿市鹿央地域福祉センター条例の一部を改正する条例

議案第145号　山鹿市らんらんハウス条例の一部を改正する条例

議案第146号　山鹿市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例

議案第147号　山鹿市立児童館条例の一部を改正する条例

議案第148号　山鹿市木工体験施設条例の一部を改正する条例

議案第149号　山鹿市山村・都市交流施設条例の一部を改正する条例

議案第150号　山鹿市一本松農村公園条例の一部を改正する条例

議案第151号　山鹿市鹿央生産物直売所条例の一部を改正する条例

議案第152号　山鹿市鹿央ふるさと親木館条例の一部を改正する条例

議案第153号　山鹿市特産工芸村条例の一部を改正する条例

議案第154号　山鹿市鞠智城跡物産館条例の一部を改正する条例

議案第155号　山鹿市水辺プラザかもと条例の一部を改正する条例

議案第156号　山鹿市道の駅小栗郷条例の一部を改正する条例

議案第157号　山鹿市小栗郷カントリーパーク条例の一部を改正する条例

議案第158号　山鹿灯籠民芸館条例の一部を改正する条例

議案第159号　山鹿市矢谷渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例

議案第160号　岳間渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例

議案第161号　山鹿市鹿北ふれあい会館条例の一部を改正する条例
議案第162号　山鹿市瞑想の森公園条例の一部を改正する条例
議案第163号　山鹿市鹿本農村公園条例の一部を改正する条例
議案第164号　山鹿市鹿央農産物加工施設条例の一部を改正する条例
議案第165号　山鹿市有機液肥供給施設条例の一部を改正する条例
議案第166号　山鹿市幸の国有機センター条例の一部を改正する条例
議案第167号　山鹿バスセンター条例
議案第168号　山鹿市稲田地域交流センター条例の一部を改正する条例
議案第169号　山鹿市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
議案第170号　山鹿市本分地区多目的集会施設条例の一部を改正する条例
議案第171号　山鹿市農業集落多目的集会施設条例の一部を改正する条例
議案第172号　山鹿市鹿本ふれあい木香館条例の一部を改正する条例
議案第173号　八千代座等条例の一部を改正する条例
議案第174号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例
議案第175号　山鹿市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例
議案第176号　山鹿市教育集会所条例の一部を改正する条例
議案第177号　山鹿市くらしの歴史館条例の一部を改正する条例
議案第178号　山鹿市文化財保護条例の一部を改正する条例
議案第179号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）
議案第180号　平成17年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第181号　平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第182号　平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号）
議案第183号　平成17年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）
議案第184号　字の区域変更について
議案第185号　字の区域変更について
議案第186号　字の区域変更について
議案第187号　市道路線の認定について
議案第188号　市道路線の認定について
議案第189号　教育委員会委員の任命について
議案第190号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第191号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
請願第２号　山鹿市教育の日条例制定に関する請願書
請願第３号　屋内公認プールの建設に関する請願書
請願第４号　三楠川早期改修に関する請願書

陳情第１号　麦、大豆における共済掛金に対する一部補助の陳情書
陳情第３号　建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの陳情書
陳情第４号　最低保障年金制度の創設を求める陳情書
陳情第５号　核兵器廃絶「非核平和自治体宣言」を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　議員提出議案第９号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第10号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第11号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第12号　農業委員会委員の推薦について

日程追加

第３　意見書案第６号　最低保障年金制度の創設を求める意見書
意見書案第７号　「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書

○

出席議員（30名）

１番	北原昭三君
２番	芹川正美君
３番	藤原　豊君
４番	立山秀木君
５番	立山　隆君
６番	原　徹君
７番	平井邦廣君
８番	吉本政幸君
９番	池田誠一君
10番	堀　茂幸君
11番	永田紘二君
12番	森川昭彦君
13番	早田順一君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君

19番　横手啓介君
20番　高野誠二君
21番　藤原　弘君
22番　森　久雄君
23番　西牟田　長君
24番　太田黒鐵郎君
25番　丸山寛治君
26番　寺崎勇児君
27番　高口功二郎君
28番　山口晋正君
29番　古田信助君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
助役	杉焼義文君
収入役	永田忠晴君
教育長	田中　宏君
総務部長	西田秀行君
企画振興部長	福田憲之君
市民福祉部長	森　和芳君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
水道局長	池田幸一君
菊鹿総合支所長	蔵原賢一君
市民福祉部次長	角野恵子君
経済部次長	北井孝範君
経済部次長	有尾隆俊君
教育次長	八木田達博君
総務課長	星子四郎君
財政課長	戸次由夫君
行政改革推進課長	小川啓司君
市民課長	加藤光一郎君
農林振興課長	富安　豪君

建設課長	酒井博士君
農業委員会事務局長	松山　寛君
病院管理課長	田上信博君
病院医事課長	近藤峰登君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
議事係長	今坂英俊君
議会総務係主任	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１　議案第136号～議案第191号

請願第２号～請願第４号

陳情第１号、陳情第３号～陳情第５号

○議長（高野誠二君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案、請願、陳情及び議案第189号、190号、191号の全案件を議題といたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議案第136号　山鹿市議会政務調査費の交付に関する条例

議案第137号　教育長の給与の特例に関する条例

議案第138号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第139号　長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

議案第140号　山鹿市鹿本第２分団消防団拠点施設条例の一部を改正する条例

議案第141号　山鹿市市民会館条例の一部を改正する条例

議案第142号　山鹿市福祉会館条例の一部を改正する条例

議案第143号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例

議案第144号　山鹿市鹿央地域福祉センター条例の一部を改正する条例

議案第145号　山鹿市らんらんハウス条例の一部を改正する条例

議案第146号　山鹿市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例

議案第147号　山鹿市立児童館条例の一部を改正する条例

議案第148号　山鹿市木工体験施設条例の一部を改正する条例

議案第149号　山鹿市山村・都市交流施設条例の一部を改正する条例

議案第150号　山鹿市一本松農村公園条例の一部を改正する条例

議案第151号　山鹿市鹿央生産物直売所条例の一部を改正する条例

議案第152号　山鹿市鹿央ふるさと親木館条例の一部を改正する条例

議案第153号　山鹿市特産工芸村条例の一部を改正する条例

議案第154号　山鹿市鞠智城跡物産館条例の一部を改正する条例

議案第155号　山鹿市水辺プラザかもと条例の一部を改正する条例

議案第156号　山鹿市道の駅小栗郷条例の一部を改正する条例

議案第157号　山鹿市小栗郷カントリーパーク条例の一部を改正する条例

議案第158号　山鹿灯籠民芸館条例の一部を改正する条例
議案第159号　山鹿市矢谷渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例
議案第160号　岳間渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例
議案第161号　山鹿市鹿北ふれあい会館条例の一部を改正する条例
議案第162号　山鹿市瞑想の森公園条例の一部を改正する条例
議案第163号　山鹿市鹿本農村公園条例の一部を改正する条例
議案第164号　山鹿市鹿央農産物加工施設条例の一部を改正する条例
議案第165号　山鹿市有機液肥供給施設条例の一部を改正する条例
議案第166号　山鹿市幸の国有機センター条例の一部を改正する条例
議案第167号　山鹿バスセンター条例
議案第168号　山鹿市稲田地域交流センター条例の一部を改正する条例
議案第169号　山鹿市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
議案第170号　山鹿市本分地区多目的集会施設条例の一部を改正する条例
議案第171号　山鹿市農業集落多目的集会施設条例の一部を改正する条例
議案第172号　山鹿市鹿本ふれあい木香館条例の一部を改正する条例
議案第173号　八千代座等条例の一部を改正する条例
議案第174号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例
議案第175号　山鹿市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例
議案第176号　山鹿市教育集会所条例の一部を改正する条例
議案第177号　山鹿市くらしの歴史館条例の一部を改正する条例
議案第178号　山鹿市文化財保護条例の一部を改正する条例
議案第179号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）
議案第180号　平成17年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第181号　平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第182号　平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号）
議案第183号　平成17年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）
議案第184号　字の区域変更について
議案第185号　字の区域変更について
議案第186号　字の区域変更について
議案第187号　市道路線の認定について
議案第188号　市道路線の認定について
議案第189号　教育委員会委員の任命について
議案第190号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第191号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

請願第２号　山鹿市教育の日条例制定に関する請願書
請願第３号　屋内公認プールの建設に関する請願書
請願第４号　三楠川早期改修に関する請願書
陳情第１号　麦、大豆における共済掛金に対する一部補助の陳情書
陳情第３号　建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの陳情書
陳情第４号　最低保障年金制度の創設を求める陳情書
陳情第５号　核兵器廃絶「非核平和自治体宣言」を求める陳情書

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

各常任委員長の報告を求めます。

堀経済観光常任委員長。

［経済観光常任委員長　堀　茂幸君　登壇］

○経済観光常任委員長（堀　茂幸君）

おはようございます。

経済観光常任委員会に付託されました案件の審査の報告をいたします。

まず、閉会中の継続審査となっておりました陳情１件を、去る11月16日午前10時より議員控室において、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め委員会を開会いたしました。

陳情第１号　麦、大豆における共済掛金に対する一部補助の陳情書について、この件につきましては、旧山鹿市時代に、平成14年から平成16年までの３カ年間、掛金の３分の１を補助をしてきたというような経緯がございます。

しかしながら、委員より、地域性、それと他作物には補助しないというようなこと、麦、大豆だけというようなことで、バランスの欠けた陳情ではないかというような意見が出、十分に検討し慎重審議を行いました。

そして、採決を行い、賛成者なしにより不採択すべきものと決しました。

次に本定例会におきまして付託された議案は23件であります。去る12月15日午前10時より議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め委員会を開催いたしました。

まず、審査に先立ち現地調査を行いました。菊鹿町五郎丸地区の中山間地域総合整備事業。これは議案第186号の字の区域変更についての議案が出ておりますけれども、その場所でございますし、圃場整備の状況並びにその調査をいたしました。職員よりるる説明をいただき、次に同じ菊鹿町本分地区の特産振興事業、茶生産安定事業、そこにも同じ議案第179号　一般会計補正予算（第７号）の中所管、事業費の３分の１の補助をするというようなことでございますので、それについての説

明、それから調査を行いました。これはお茶畑の管理並びに小型乗用茶摘菜機の機械の導入に対する補助金というようなことでございます。

午前中の現地調査を終了し、暫時休憩を行い、午後の委員会を１時30分から開催いたしました。

早速議案審査に入りまして、議案第148号から160号までの13案件と議案第161号から166号までの６案件、それに議案第184号から186号までの３案件については一括議題として審査いたしました。

その結果について報告いたします。

議案第148号　山鹿市木工体験施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第149号　山鹿市山村・都市交流施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第150号　山鹿市一本松農村公園条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第151号　山鹿市鹿央生産物直売所条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第152号　山鹿市鹿央ふるさと親木館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第153号　山鹿市特産工芸村条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第154号　山鹿市鞠智城跡物産館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決するべきものと決しました。

議案第155号　山鹿市水辺プラザかもと条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第156号　山鹿市道の駅小栗郷条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第157号　山鹿市小栗郷カントリーパーク条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第158号　山鹿灯籠民芸館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第159号　山鹿市矢谷渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第160号　岳間渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第161号　山鹿市鹿北ふれあい会館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第162号　山鹿市瞑想の森公園条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第163号　山鹿市鹿本農村公園条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第164号　山鹿市鹿央農産物加工施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第165号　山鹿市有機液肥供給施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第166号　山鹿市幸の国有機センター条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第179号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第184号　字の区域変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第185号　字の区域変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第186号　字の区域変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、経済観光常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

永田文教厚生常任委員長。

［文教厚生常任委員長　永田紘二君　登壇］

○文教厚生常任委員長（永田紘二君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会の審査の報告を行います。

まず、閉会中の10月13日に議員控室におきまして、委員全員出席のもと関係職員の出席を求め委員会を開催し、体育、文化施設６カ所の現地調査を行いました。

その後継続審査中の案件、請願第２号　山鹿市教育の日条例制定に関する請願書、請願第３号　屋内公認プール建設に関する請願書、以上の２件につきまして慎重に審査を行いました。

審査の結果、以上の請願２件はなお慎重に審査する必要があると認め、いずれも継続審査すべきものと決しました。

次に、本定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案21件、陳情１件、継続審査中の請願２件であります。

去る12月16日、本庁３階会議室におきまして午前10時より委員会を開催いたしました。委員全員出席のもと、執行部より関係職員の出席を求め、慎重に付託案件の審査を行いました。その審査の結果につきましてご報告申し上げます。

議案第142号　山鹿市福祉会館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第143号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第144号　山鹿市鹿央地域福祉センター条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第145号　山鹿市らんらんハウス条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第146号　山鹿市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第147号　山鹿市立児童館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第168号　山鹿市稲田地域交流センター条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第169号　山鹿市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第170号　山鹿市本分地区多目的集会施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第171号　山鹿市農業集落多目的集会施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第172号　山鹿市鹿本ふれあい木香館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第173号　八千代座等条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第174号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第175号　山鹿市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第176号　山鹿市教育集会所条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決

すべきものと決しました。

議案第177号　山鹿市くらしの歴史館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第178号　山鹿市文化財保護条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第179号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第180号　平成17年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第181号　平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第182号　平成17年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第４号　最低保障年金制度の創設を求める陳情書、原案のとおり採択すべきものと決しました。

請願第２号　山鹿市教育の日条例制定に関する請願書、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

請願第３号　屋内公認プールの建設に関する請願書、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

森川建設環境常任委員長。

［建設環境常任委員長　森川昭彦君　登壇］

○建設環境常任委員長（森川昭彦君）

おはようございます。

本定例会におきまして建設環境常任委員会に付託をされました案件は、議案５件、請願１件、陳情１件でございます。

去る12月19日午前９時30分から議員控室におきまして、委員１名親族の急病のために欠席、執行部より関係職員の出席を求め委員会を開催いたしました。その結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案審査に先立ちまして現地調査を行いました。議案第187号、議案第188号で上程をされております市道路線認定の２カ所、霞宮ノ前線と桜町中線の現地。引き続きまして、請願第４号の三楠川の現地と、７月の集中豪雨におきまして災害復旧工事が行われております小川内後川内線の現地調査を行い、担当職員からの説

明を受けました。

さきの集中豪雨で、鹿北町は、公共災害86カ所の大きな災害がありまして、市民生活にも多大な影響がございますが、執行部、そして関係部・課、鹿北総合支所の連携によりまして、既に86カ所中60カ所が復旧工事の発注が済んでおります。

また、特に、小川内後川内線につきましては、既に災害箇所の復旧が進んでおりまして、損壊の道路も通行が可能になっておりました。この間におきます皆様方のご努力に心より敬意を表しますとともに、なお早急な復旧ができますようにご努力をいただきますことをお願いを申し上げておきます。

午後１時30分から委員会を再開をいたしまして議案の審査に入りました。

議案第167号　山鹿バスセンター条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第179号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第183号　平成17年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第187号　市道路線の認定について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第188号　市道路線の認定について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第４号　三楠川早期改修に関する請願書、原案のとおり採択すべきものと決しました。

陳情第３号　建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの陳情書、原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

丸山総務企画常任委員長。

［総務企画常任委員長　丸山康昭君　登壇］

○総務企画常任委員長（丸山康昭君）

おはようございます。

本定例会におきまして総務企画常任委員会に付託されました案件は、議案７件、陳情１件であります。

当委員会は、去る12月20日午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め委員会を開催いたしました。その結果についてご報告いたします。

議案審査に先立ち現地調査を行いました。

まず、山鹿バスセンター工事概要、桜町の農振地区現地、老人ホーム寿楽荘機械室及び鹿本総合支所機械室のアスベストの現況、鹿央町古代の森公園整備事業現地、以上５件について、それぞれ現地にて担当課から説明を受けました。

鹿央物産館で昼食をし帰庁いたしました。午後１時30分に委員会を再開し、議案の審議をいたしました。

議案第136号　山鹿市議会政務調査費の交付に関する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第137号　教育長の給与の特例に関する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第138号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第139号　長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第140号　山鹿市鹿本第２分団消防団拠点施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第141号　山鹿市市民会館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第179号　平成17年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第５号　核兵器廃絶「非核平和自治体宣言」を求める陳情書、なお慎重に審査する必要があるとして継続審査すべきものと決しました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第136号から議案第139号までの４案件を一括採決いたします。

議案第136号から議案第139号までの４案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、４案件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第140号から議案第166号までの27案件を一括採決いたします。

議案第140号から議案第166号までの27案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、27案件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第167号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第167号は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第168号から議案第177号までの10案件を一括採決いたします。

議案第168号から議案第177号までの10案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、10案件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第178号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり

決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第178号は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第179号から議案第183号までの５案件を一括採決いたします。

議案第179号から議案第183号までの５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、５案件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第184号から議案第186号までの３案件を一括採決いたします。

議案第184号から議案第186号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、３案件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第187号及び議案第188号の２案件を一括採決いたします。

議案第187号及び議案第188号の２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、２案件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第189号　教育委員会委員の任命について、同意を求める件はこれに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に同意を求める件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。

よって、本案は同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第190号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第191号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、請願第２号及び請願第３号の２案件を一括採決いたします。

請願第２号及び請願第３号の２案件に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、２案件は閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、請願第４号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第４号は原案のとおり採択されました。

○議長（高野誠二君）

次に、陳情第１号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳情第１号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立少数であります。

よって、陳情第１号は不採択することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、陳情第３号及び陳情第４号の２案件を一括採決いたします。

陳情第３号及び陳情第４号の２案件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、２案件は原案のとおり採択されました。

○議長（高野誠二君）

次に、陳情第５号について委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第５号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　議員提出議案第９号～議員提出議案第12号

○議長（高野誠二君）

日程第２、議員提出議案第９号から議員提出議案第12号までの農業委員会委員の推薦についての４案件を一括議題といたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議員提出議案９号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案10号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案11号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案12号　農業委員会委員の推薦について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

提出者から提案理由の説明を求めます。提出者、横手啓介議員。

［19番　横手啓介君　登壇］

○19番（横手啓介君）

おはようございます。議員提出議案第９号から第12号までの４議案について提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第12条第２号の規定により議会推薦の農業委員に、議員提出議案第９号から第12号まで記載のとおり、竹本重丸君、川崎智子さん、鬼塚タエコさん、吉里直哉君をそれぞれ推薦するものであります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げて説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第９号から議員提出議案第12号までの４案件については、会議規則第37条第２項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第９号から議員提出議案第12号までの４案件については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第９号は原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり推薦することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議員提出議案第10号は原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり推薦することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議員提出議案第11号は原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり推薦することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議員提出議案第12号は原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり推薦することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程追加

日程第３

意見書案第６号　最低保障年金制度の創設を求める意見書

意見書案第７号　「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

ただいま意見書案２件が提出されました。職員に配付いたさせます。

［職員配付］

○議長（高野誠二君）

お諮りいたします。

この際、意見書案２件を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案２件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第３、直ちに一括議題といたします。

意見書案２件について職員に朗読いたさせます。

［職員朗読］

意 見 書 案 第 6 号

平成17年12月22日提出

最低保障年金制度の創設を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　永田　紘二

賛成者

山鹿市議会議員　丸山　康昭

山鹿市議会議員　堀　　茂幸

山鹿市議会議員　森川　昭彦

山鹿市議会議長　高野　誠二　様

高齢化社会に向かって公的年金制度の充実は、国民の切実な願いとなっています。

社会保険庁は、過日2004年度国民保険料（第１号被保険者）納付率が、前年をわずかに0.2％上回る63.6％にとどまったことを明らかにしています。これは、04年「年金改革」が前提とする04年度の計画65.7％を大きく下回るものです。

また、保険料未納者は、03年度445万人となり、免除者447万人と未加入者の百数十万人を加えると1000万人をはるかに超える数になります。この状態をこのまま放置すれば、現在でも60万人以上といわれる無年金者が、ますます増大します。

また、現在年金受給者のうち約900万人が国民年金だけしか受給しておらず、こうした人たちは、満額でも６万６千円、平均で４万６千円という低額で、医療・介護の負担も加わり、高齢期の暮らしを維持していくことが困難になっています。

公的年金制度の現状を打開し、無年金者・低年金者をなくすためには、最低保障年金制度を創設する以外に道はありません。

国連の社会規約委員会は2001年８月、日本政府に対して「国民年金制度の中に最低年金を導入する」ことを勧告しています。

こうした状況の中で、指定都市市長会（全国14市）は、「生活保護制度の抜本改革に向けての提案」（05年７月27日）の中で「高齢者に対する生活保障制度の創設」が必要なことを述べ、「無拠出制で受給用件を一定年齢の到達とする最低年金制度を創設する」ことを提案しました。まさに時宜を得た提案であり、この実現を心から期待します。

よって山鹿市議会は、政府厚生労働省が早急に次のことを実現されるよう要請します。

１．全額国庫負担の最低保障年金制度を実現すること。
２．基礎年金の国庫負担を直ちに２分の１にすること。
３．基礎年金の国庫負担に見合う給付を無年金者・低年金者に給付すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月22日

熊本県山鹿市議会

内閣総理大臣　　小　泉　純一郎　様
財 務 大 臣　　谷　垣　禎　一　様
厚生労働大臣　　川　崎　二　郎　様

意 見 書 案 第 7 号
平成17年12月22日提出

「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

提出者
山鹿市議会議員　丸山　康昭

賛成者
山鹿市議会議員　永田　紘二
山鹿市議会議員　堀　　茂幸
山鹿市議会議員　森川　昭彦

山鹿市議会議長　高野　誠二　様

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成18年度までの第１期改革において、３兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る７月20日に残り6000億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案（２）」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、去る11月30日「三位一体の改革について」決定され、地方への３兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第２期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国においては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

記

１．地方交付税の所要総額の確保

平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来たすことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じ

て確実に財源措置を行うこと。

2．３兆円規模の確実な税源移譲

３兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10％比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

3．都市税源の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

4．真の地方分権改革のための「第２期改革」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第１期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第２期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。

5．義務教育費国庫補助負担金について

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

6．施設整備費国庫補助負担金について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50％とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第２期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

7．法定率分の引き上げ等の確実な財源措置

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

8．地方財政計画における決算乖離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算との乖離については、平成18年度以降についても、引き続き同時一体的に規模是正を行うこと。

9．「国と地方の協議の場」の制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月22日

熊本県山鹿市議会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	扇千景様
内閣総理大臣	小泉純一郎様
内閣官房長官	安倍晋三様
経済財政政策・金融担当大臣	与謝野馨様
総務大臣	竹中平蔵様
財務大臣	谷垣禎一様

○議長（高野誠二君）

意見書案第６号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。

提出者、永田紘二議員。ありませんか。

○11番（永田紘二君）

ありません。

○議長（高野誠二君）

意見書案第７号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。

提出者、丸山康昭議員。ありませんか。

○30番（丸山康昭君）

ありません。

○議長（高野誠二君）

これよりただいま議題となっております案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております２案件については、会議規則第37条第２項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

意見書案第６号及び意見書案第７号の２案件を一括採決いたします。

意見書案第６号及び意見書案第７号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、２案件は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

閉　会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成17年（第７回）山鹿市議会議12月定例会を閉会いたします。

午前10時53分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　　**高　野　誠　二**

山鹿市議会議員　　**川　野　　功**

山鹿市議会議員　　**早　田　順　一**